

# 開成町 福祉コミュニティプラン

開成町第5期地域福祉計画  
開成町社会福祉協議会第7次地域福祉活動計画  
(案)

令和8～12年度

令和8年3月

開成町  
開成町社会福祉協議会

# はじめに

～みんなで育もう！ 誰もが安心してイキイキと暮らせる福祉のまち かいせい～

開成町は町制施行70周年を迎えた今日まで、先人の皆様のご尽力により、人口が増加し、着実な発展を遂げております。第六次開成町総合計画において、「人と地域が輝き、笑顔と躍動感があふれるまち・開成」を将来都市像に掲げ、町民の幸福と町のたゆまぬ発展に向けて取り組んでおります。

一方で、全国的に少子高齢化と人口減少がさらに進行し、コロナ禍を経て生活様式の変化が加速し、人々の価値観が一段と多様化しています。社会課題についても、生活に困窮されている方やダブルケア、ヤングケアラーの増加や、虐待、引きこもり、8050問題などが深刻化し、求められる支援も複雑化しています。

地域福祉の視点においても、家族形態の変化や、つながりの希薄化等を背景にした地域社会の変容により、福祉活動の担い手の確保・育成が喫緊の課題となっております。

これらの社会環境を踏まえ、『みんなで育もう！ 誰もが安心してイキイキと暮らせる福祉のまち かいせい』を基本理念に掲げ、「開成町第5期地域福祉計画」を策定しました。

地域共生社会、すなわち、すべての町民が相互に支え合いながら、住み慣れた地域で安心して、自分らしく暮らしていける社会の実現に向けて、これまで以上に努めてまいります。

また、本計画は、地域福祉の目的と方向性を明確にするために、開成町社会福祉協議会が策定した「第7次地域福祉活動計画」と一体化しております。地域課題を共有し、その解決に向けて、ともに取り組んでまいります。

町民の皆様、事業者の皆様、地域社会を構成するお一人おひとりに、今後とも、地域福祉へご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「開成町地域福祉推進協議会」の皆様、アンケート調査やパブリックコメント等にご協力をいただきました多くの町民や団体の皆様に、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和8年3月

開成町長 山神 裕

# ごあいさつ

前回の「開成町福祉コミュニティプラン」を策定した当時、開成町では、住民同士のつながりと支え合いを大切にしながら、地域福祉の推進に取り組んでいました。活発な住民自治活動という本町の強みを活かし、「共助」を中心とした福祉コミュニティづくりが育まれてきたことは、本町の大きな誇りであります。

その後、少子高齢化の進行や家族形態の多様化、地域における困りごとは一層複雑で見えにくいものとなっていました。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との関わり方や地域活動のあり方、生活様式や働き方に大きな影響を及ぼしました。こうした中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりの重要性は、これまで以上に高まっています。

こうした社会情勢の変化を背景に、令和2年6月には社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向け、市町村における包括的な支援体制の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。これは、従来の制度や分野ごとの支援を超えて、地域全体で人を支える仕組みへと大きく舵を切るものでした。

本会では、こうした制度改正や社会情勢の変化を踏まえ、開成町と協働・一体となって、新たな「開成町福祉コミュニティプラン」を策定いたしました。本プランは、町と本会が共通の理念のもと、住民の皆さんとともに、より重層的で持続可能な開成町らしい福祉コミュニティを次の世代へと育んでいくための指針となるものです。

開成町には、住民の皆さん一人ひとりの主体的な関わりによって築かれてきた、「共助」の力があります。この強みを次世代へ確実につないでいくため、「自助・共助・公助」それぞれの役割を大切にしながら、相互の連携と協働を一層深め、本会としてその役割と機能を最大限に発揮してまいります。

本会の使命は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民の皆さんや福祉関係者の方々とともに地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことのできる「みんなで育もう！誰もが安心してイキイキと暮らせる福祉のまち かいせい（基本理念）」を実現することにあります。一人ひとりが協働し、日々支え合いながら生きがいや楽しみを見出し、さまざまな困難を抱えたときにも社会から孤立することなく、その人らしい生活を送ることができる地域づくりを、これからも進めてまいります。

公益性の高い非営利の民間福祉団体として、本会はこれからも開拓性・即応性・柔軟性を活かし、変化する地域のニーズに丁寧に向き合って地域福祉の推進に取り組んでまいります。住民の皆さんをはじめ、社会福祉に関わるすべての皆さんにおかれましては、今後とも変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました地域福祉推進協議会委員の皆さんをはじめ、貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました多くの方々に、心より感謝申し上げます。

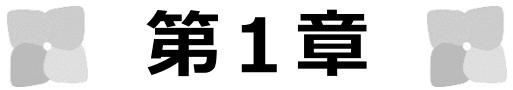
令和8年3月

社会福祉法人 開成町社会福祉協議会  
会長 三橋 修

# 目次

第1章	1
計画の策定にあたって	1
1 計画の趣旨	2
2 地域福祉とは	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	7
5 計画策定の体制と経緯	8
6 日常生活圏域の設定	8
第2章	9
地域福祉をめぐる現状と課題	9
1 開成町の現状	10
2 住民アンケートの結果概要	24
3 団体ヒアリングの結果概要	40
4 地区別ふくし座談会の結果概要	42
5 開成町の地域福祉をめぐる課題	47
6 地区の特色と課題	49
第3章	52
基本理念・基本目標・施策の考え方	52
1 基本理念	53
2 取組みの方向	53
3 地域共生社会の実現に向けて持つべき視点	54
4 基本目標	55
5 計画の体系	56
6 地域福祉を進める上で重要な視点	58
7 各福祉分野における主な取組み	59
第4章	61
施策の方向と展開	61
基本目標1 地域づくり	62
基本目標2 人材づくり	66
基本目標3 しづみづくり	72
第5章	85
計画の推進に向けて	85
1 計画の推進体制	86

2 計画の進行管理と評価 .....	86
3 関係機関との連携、協働 .....	86
4 SDGs達成に向けた取組み .....	87
 資料編 .....	89
1 開成町地域福祉推進協議会 設置要綱 .....	90
2 開成町地域福祉推進協議会 委員名簿 .....	92
3 開成町地域福祉推進協議会 検討結果 .....	93



# 第1章

## 計画の策定にあたって

# 1 計画の趣旨

日本の社会は、都市化が進む中で、家族構成の変化（核家族化）、生活様式の多様化等の社会構造の変化により、これまで日本の社会が築いてきた家族や地域のつながりの希薄化が進んでいます。

これらを背景として、日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増えており、孤独死や虐待、引きこもり、8050問題※、ダブルケア※、ヤングケアラー※などの増加が、大きな社会問題となっています。

そのため、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことができる「地域共生社会」の実現のため、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する必要があります。

開成町においては、自治会を中心とした地域福祉活動やボランティア団体等が活発に活動しており、支え合いの取組みが機能してきました。一方で、少子高齢化が進行する地域や宅地開発による社会増の地域など、開成町における地域の状況が大きく変化してきました。

こうした近年の社会経済動向や地域福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後の開成町と社会福祉協議会における地域福祉推進の理念や具体的な取組みを定め、地域福祉のさらなる充実を図るために、「開成町福祉コミュニティプラン（開成町第5期地域福祉計画・開成町社会福祉協議会第7次地域福祉活動計画）」（以下、本計画という）を定めるものです。

さらに、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、自殺対策計画、成年後見制度利用促進基本計画、地方再犯防止推進計画を一体的に策定しています。

※8050 問題…50 代のひきこもりがちな子どもを 80 代の親が養っている状態のこと。経済難からくる生活の困窮や孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるなどの問題が生じることがある。

※ダブルケア…子育てと親や親族の介護を同時に担う状態のこと。この状態は、晩婚化や高齢出産、少子高齢化などの社会現象により、より多くの人が直面するようになっている。

※ヤングケアラー…本来大人が担うべき家事や家族の世話を、子どもや若者が過度に負担している状態のこと。学業や友達と遊ぶ時間が奪われ、学力や心身への影響が懸念される。



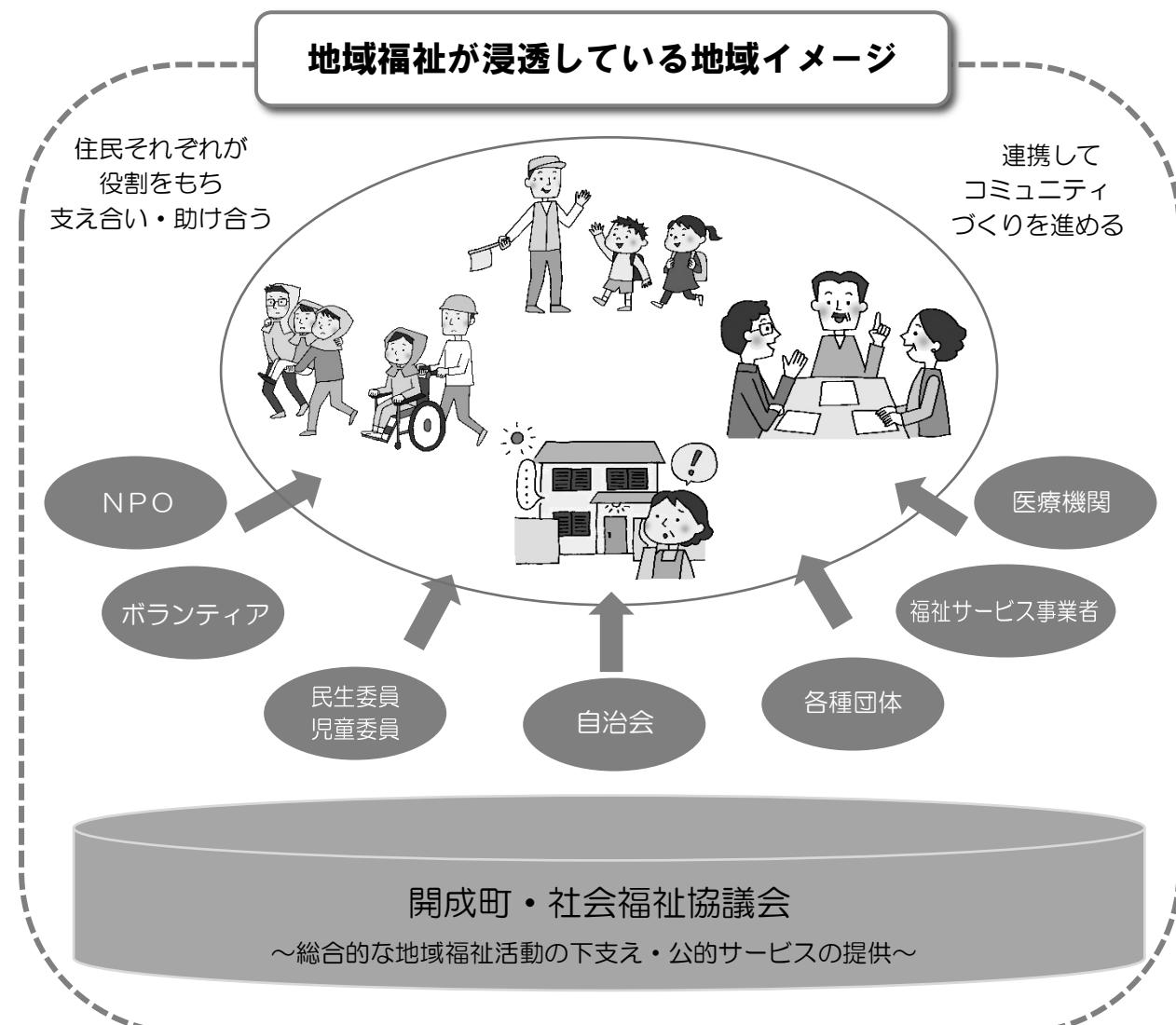
## 2 地域福祉とは

「福祉」は、“しあわせ”という意味を持つ「福」と“さいわい”という意味を持つ「祉」が合わさった“幸せなくらし”を意味する言葉です。

つまり、「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べることや、援助することだけではなく、すべての人に等しくもたらされるべき“幸せ”的なことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを指します。

また近年の社会情勢を見ると、人口減少や少子高齢化の進行、家族形態の変化、地域社会の変容等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。

このように、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・事業者・行政等が、助け合い・支え合いの取組みを互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していくこと」が『地域福祉』です。



### 3 計画の位置づけ

#### （1）本計画の位置づけと各計画との関連性について

本計画は、町の行政計画である「開成町地域福祉計画」と、住民を構成員とする社会福祉協議会を中心とした民間の計画である「開成町地域福祉活動計画」に加えて、近年の社会情勢や国の動向等を踏まえ、「自殺対策計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」を含めて一体的に策定するものです。

なお、本計画は「開成町総合計画」に基づきながら、保健・福祉を含む住民の生活に関する分野別計画を横断的に接続し、地域福祉の推進を目指す「保健・福祉分野の上位計画（※）」として位置づけます。  
※6 ページ「本計画のイメージ」参照

#### （2）計画の法的根拠

##### ①地域福祉計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市町村の将来を見据えた地域福祉の基本的な方向性や理念を定める計画です。

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

##### ②地域福祉活動計画の位置づけ

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の中で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義されており、住民やボランティア、福祉関係者、行政機関等と連携しながら地域福祉を推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

そのため、「地域福祉活動計画」は、住民及び福祉関係団体、事業者が地域福祉推進に関わる具体的な活動・行動計画を定めるものです。

### ③自殺対策計画の位置づけ

平成 18 年に自殺対策基本法が施行されて以降、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が広く「社会問題」として認識されるようになっている中、平成 28 年に改正された「自殺対策基本法」の第 13 条第2項に基づき「市町村自殺対策計画」として策定が義務付けられました。

#### 自殺対策基本法

第 13 条2項 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

### ④成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加等により権利擁護支援へのニーズが高まっている中、平成 28 年に施行された「成年後見制度利用促進法」の第 14 条第1項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として定めるよう努めることとされています。

#### 成年後見制度利用促進法

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

### ⑤地方再犯防止推進計画の位置づけ

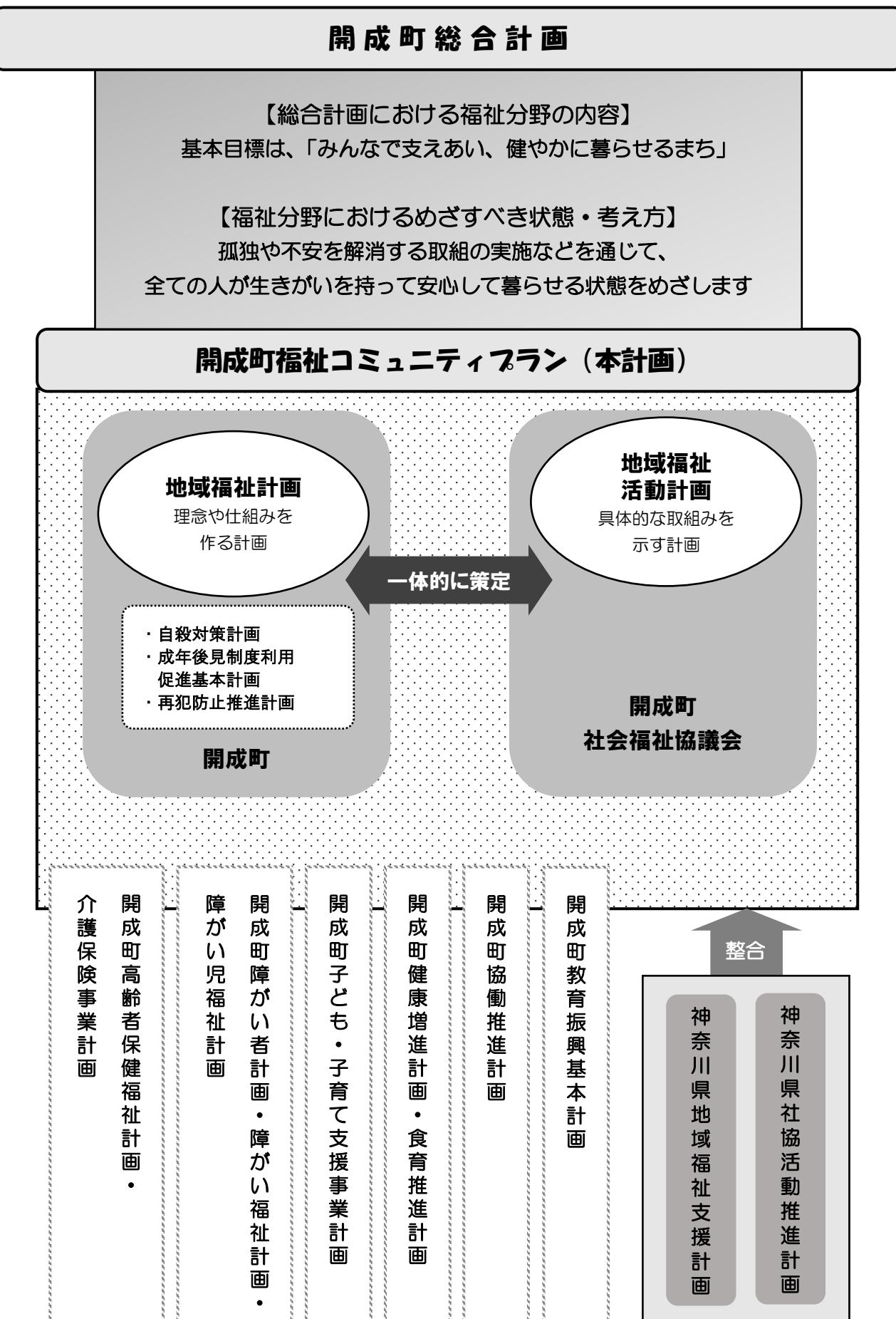
安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっている中、「再犯防止推進法」第8条第1項において、都道府県及び市町村が再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）を勘案し、地方計画として定めるよう努めることとされています。

#### 再犯防止推進法

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

## ■本計画のイメージ



## 4 計画の期間

本計画は、令和8年度～令和12年度の5年間を期間とします。

### ■本計画及び関連計画の期間

令和 計画の名称	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	12年度 (2030)	13年度 (2031)
開成町総合計画						第6次
開成町福祉コミュニティプラン			本計画			次期
開成町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第9期		第10期		第11期	
開成町障がい者計画		第3期			第4期	
開成町障がい福祉計画	第7期		第8期		第9期	
開成町障がい児福祉計画	第3期		第4期		第5期	
開成町子ども・子育て支援事業計画		第3期			第4期	
開成町健康推進計画 食育推進計画		第3期			第4期	
開成町協働推進計画		第3期			第4期	
開成町教育振興基本計画		第4期			第5期	

## 5 計画策定の体制と経緯

### ①開成町地域福祉推進協議会

本計画の策定にあたり、開成町の地域福祉に関わりのある学識経験者や教育関係者、福祉関係者、地域関係者で構成された「開成町地域福祉推進協議会」を設置し、計画の理念や目標、取組みの内容についての議論・検討を行いました。

また、検討にあたり、下記のとおり団体等からご意見を伺いました。

### ②住民アンケートの実施

町内にお住まいの 15 歳以上の方から無作為に抽出した 1,500 名の方を対象に、計画策定の基礎資料とするため、「地域に対する思い」や「福祉についてのお考え」などをお伺いすることを目的に実施しました。

### ③団体ヒアリングの実施

開成町社会福祉協議会に登録しているボランティア団体等を対象に、活動の状況や抱える課題、他団体との連携の状況等を伺うために、団体ヒアリングを実施しました。

### ④地区別ふくし座談会

開成町社会福祉協議会では、自治会福祉部活動を積極的に応援しています。町内全地域に赴き、住民の方々とこれから福祉のあり方等について話し合い、福祉活動における自治の実現を目指した様々な取組みのより一層の充実・発展を図るとともに、開成町らしい福祉コミュニティ（共助共生文化）づくりに寄与することを目的として、「地区別ふくし座談会」を、隔年で開催しています。

### ⑤パブリックコメント

広く住民等から意見を聴取し、本計画等に反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

## 6 日常生活圏域の設定

福祉サービスは、住み慣れた地域で利用できるようにすることが重要であることから、その整備単位として日常生活圏域の設定が必要とされています。

本町においては、日常生活圏域を 1 圏域に設定します。



## 第2章

# 地域福祉をめぐる現状と課題

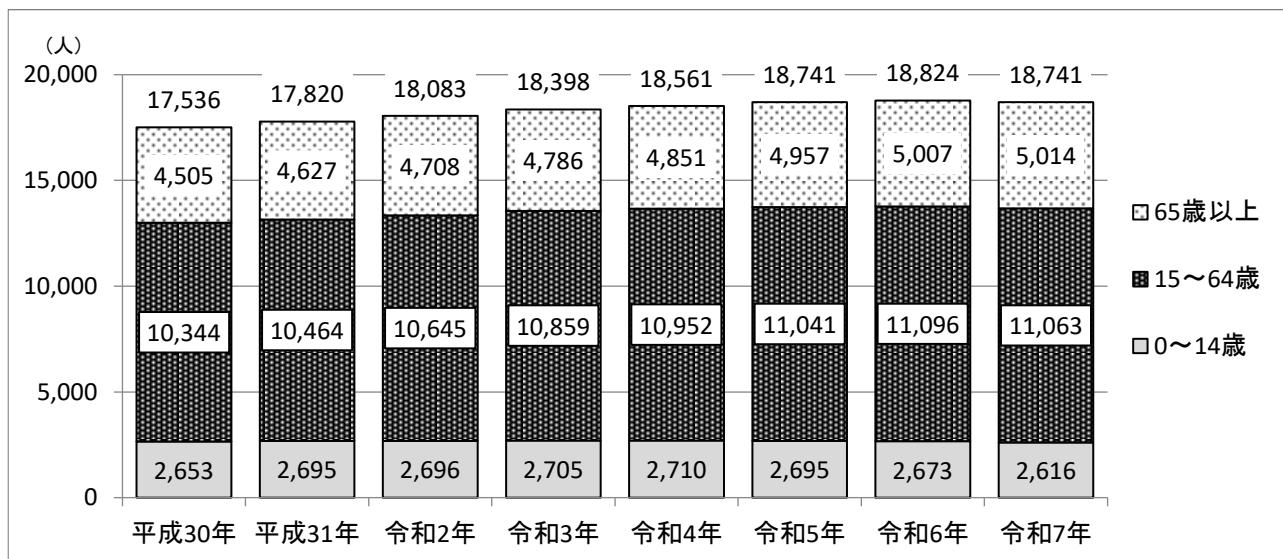
# 1 開成町の現状

## (1) 開成町の人口推移

開成町の人口推移をみると、令和6年までは増加傾向で推移していますが、その後、減少に転じています。令和7年（18,741人）と平成30年（17,536人）を比較すると、1,205人増加しています。

65歳以上はゆるやかに増加している一方で、15～64歳及び0～14歳は近年減少に転じています。

### ■開成町の人口推移



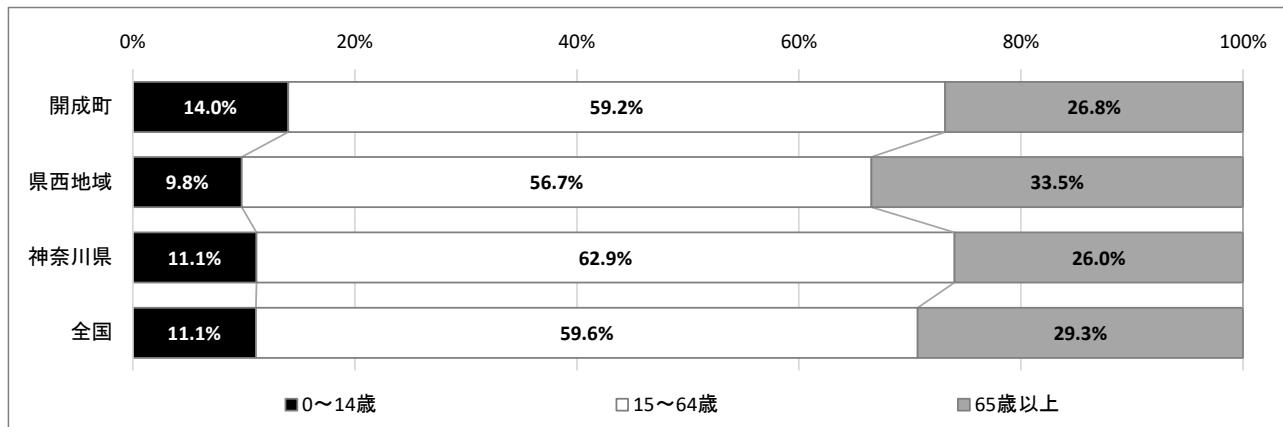
※資料：神奈川県年齢別人口統計調査結果（各年1月1日現在）

総数には年齢不詳の方が含まれているため、年齢別の人口の合計値と一致しません。

## (2) 年齢三区分人口の比較

年齢三区分別人口の割合をみると、年少人口の割合が14.0%と、県西地域や神奈川県、全国と比較して多くなっています。また、高齢者人口の割合は26.8%と、県西地域や全国に比べると低いものの、神奈川県と比較して高くなっています。

### ■年齢三区分別人口の比較



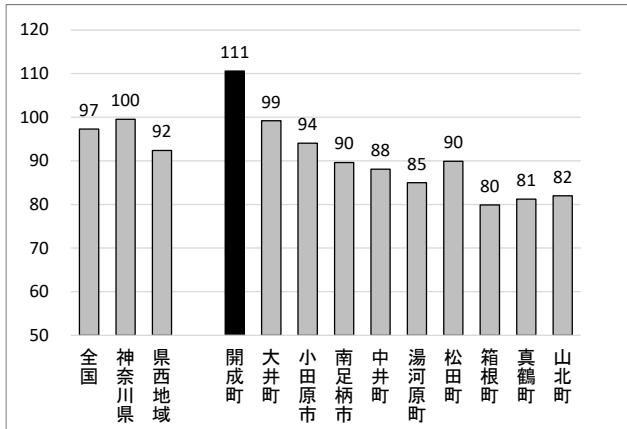
資料：神奈川県年齢別人口統計調査結果（令和7年1月1日時点）

### (3) 総人口・年齢別人口の増減の比較

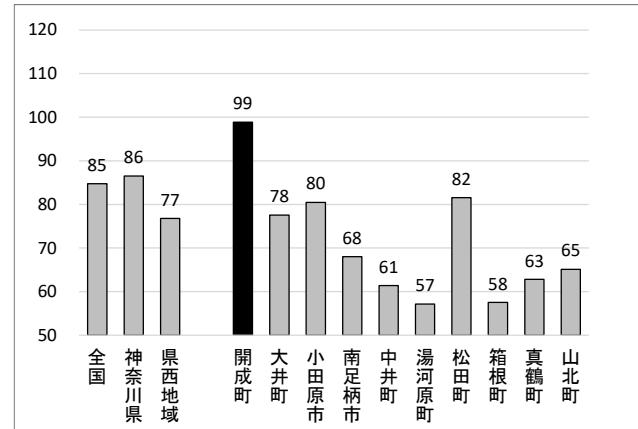
総人口・年齢別人口の10年間（平成27から令和7年）の増減比較をみると（数値は平成27年を100とした場合の指数）、総人口、生産年齢人口、高齢者人口は100以上となっている一方で、年少人口は99となっています。

全国や神奈川県、県西地域、近隣市町と比較すると、総人口、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口のすべてで指数が最も高くなっています。

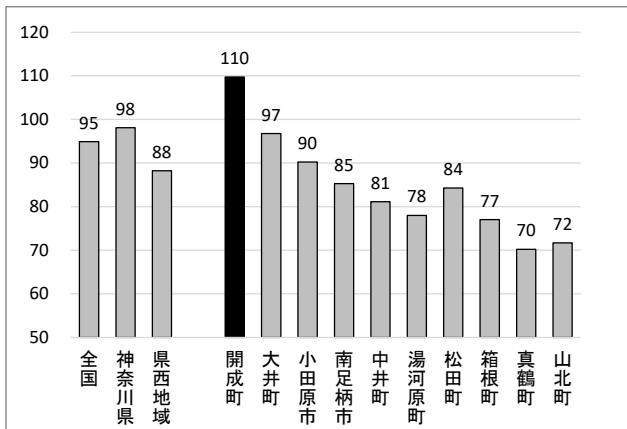
#### ■総人口の増減の比較



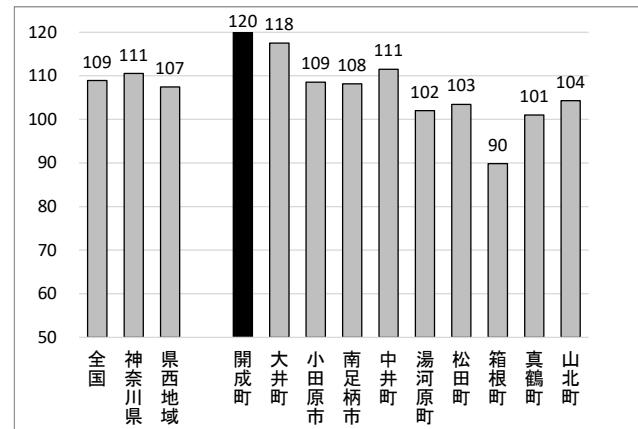
#### ■年少人口の増減の比較



#### ■生産年齢人口の増減の比較



#### ■高齢者人口の増減の比較



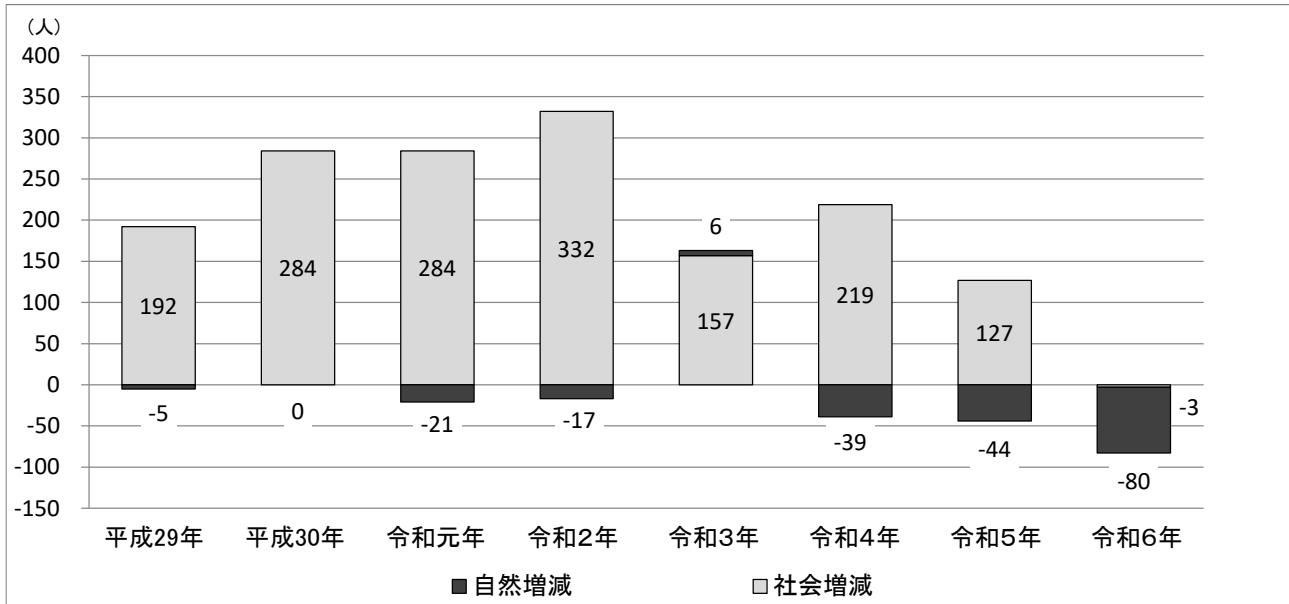
資料：神奈川県年齢別人口統計調査（1月1日現在）

※平成27年を100とした場合の令和7年の指数

#### (4) 自然増減と社会増減の推移

自然増減と社会増減の推移をみると、自然増減は令和3年には6人の増加がありましたが、それ以外の年は減少しており、令和6年は80人の減少となっています。社会増減については年により差はあるものの、令和5年までは毎年100から300人程度の社会増となっていましたが、令和6年は3人の減少となっています。

##### ■人口増減及び増減率の推移



資料：神奈川県人口統計調査報告（令和6年中）

## (5) 地区別の人口の状況

地区別の人団の状況をみると、下島地区が最も人口が多く、次いで上延沢地区、円中地区となっています。

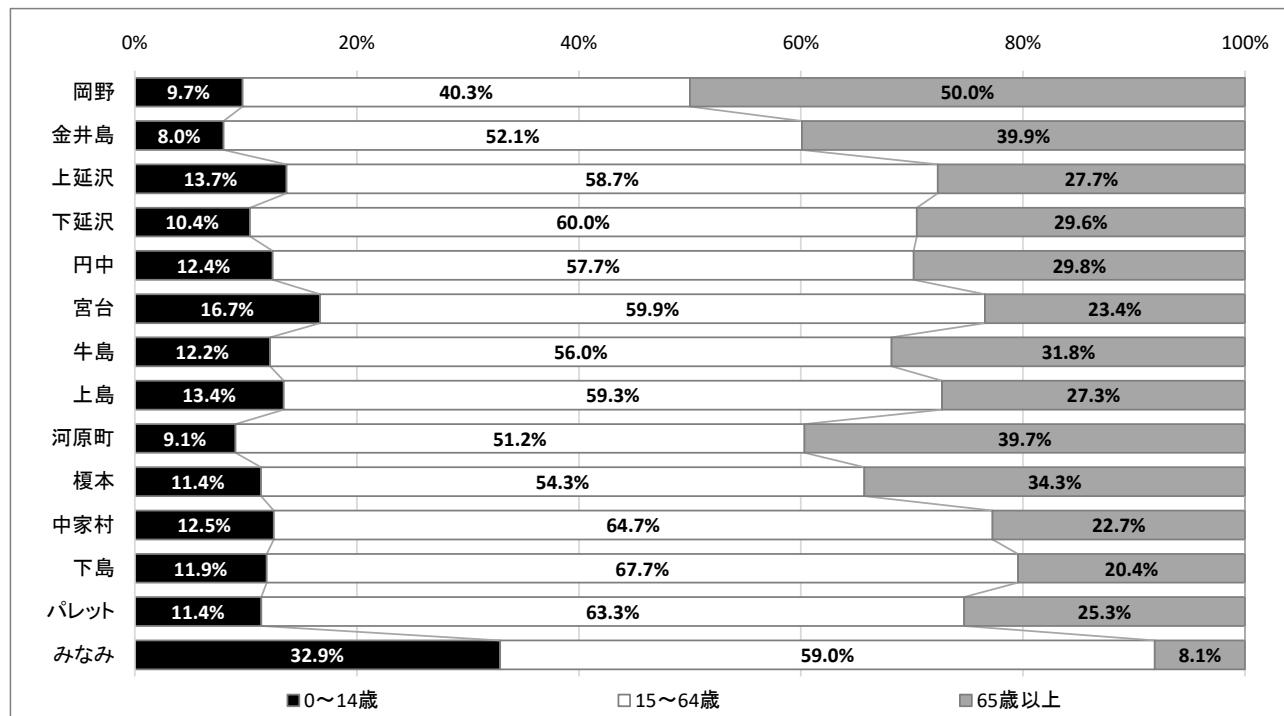
地区別人口の年代別割合をみると、宮台やみなみ地区で0～14歳の割合が多くなっています。また、岡野や金井島、河原町地区などで65歳以上の割合が多く、地域によって大きな差が見られます。

### ■地区別の人団

	0～14歳	15～64歳	65歳以上	合計
岡野	13	54	67	134
金井島	60	390	299	749
上延沢	328	1,408	664	2,400
下延沢	127	735	362	1,224
円中	225	1,047	541	1,813
宮台	198	710	278	1,186
牛島	108	496	282	886
上島	216	954	439	1,609
河原町	40	226	175	441
榎本	63	301	190	554
中家村	222	1,148	403	1,773
下島	368	2,095	633	3,096
パレット	124	688	275	1,087
みなみ	531	952	131	1,614

資料：開成町住民基本台帳（令和7年1月1日現在）

### ■地区別人口の年代別割合

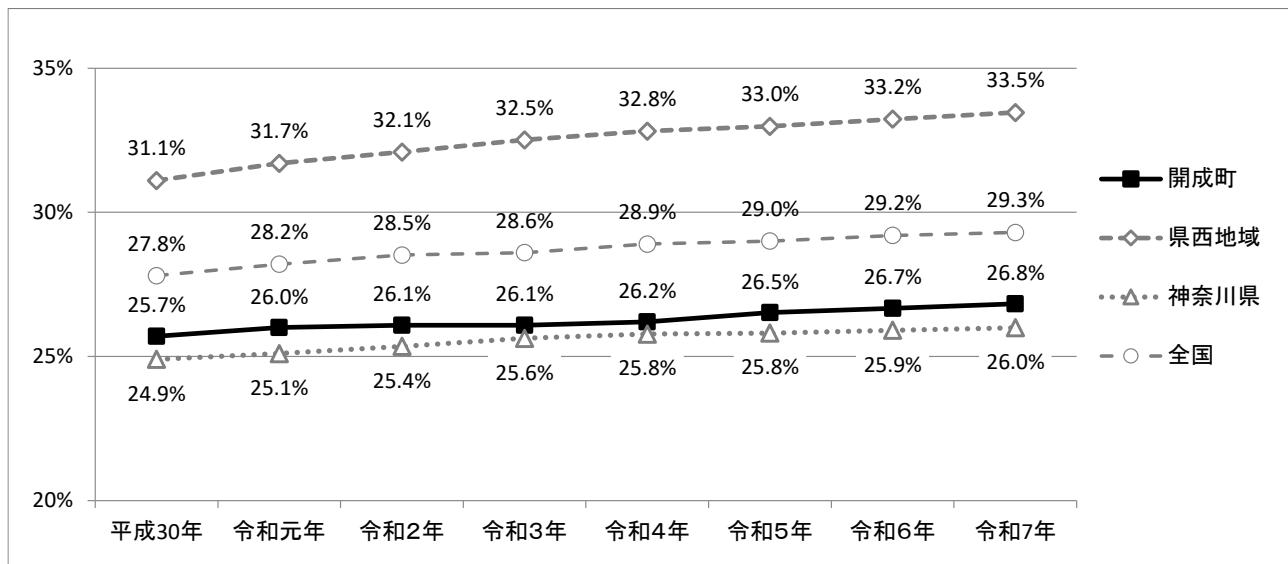


## (6) 高齢化の現状

高齢化の現状についてみると、毎年増加傾向にあり、令和7年では 26.8%となっています。県西地域や全国に比べ低く、神奈川県に比べ高くなっています。

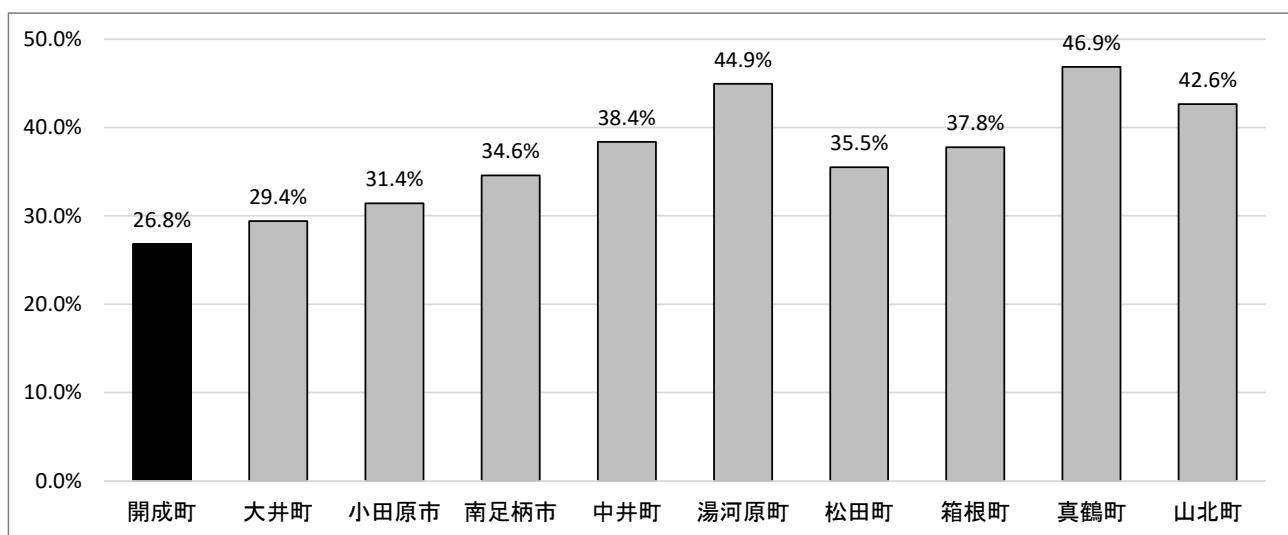
また、県西地域2市8町の高齢化率との比較をみると、開成町が最も低くなっています。

### ■高齢化率の推移



資料：神奈川県年齢別人口統計調査（各年 1月1日現在）

### ■県西地域2市8町の高齢化率の比較

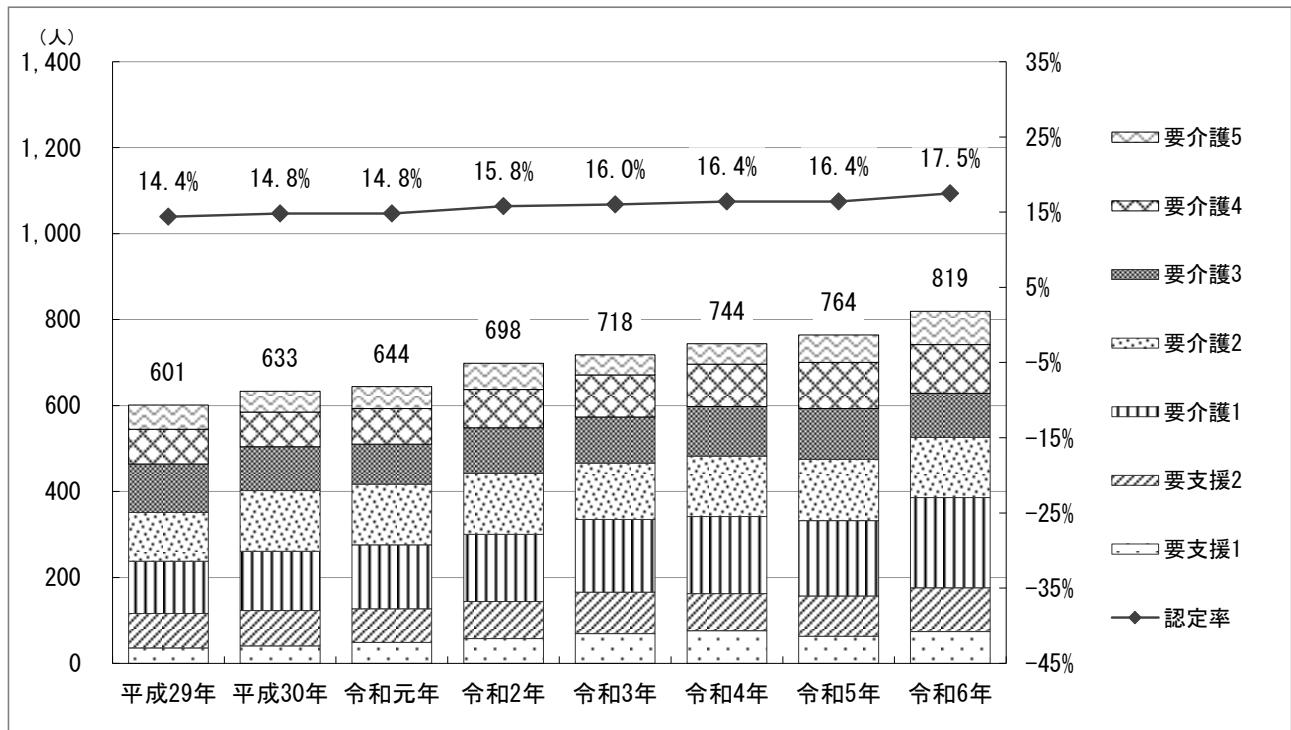


資料：神奈川県年齢別人口統計調査（令和7年 1月1日現在）

要介護（要支援）認定者数の推移をみると、平成29年から令和6年にかけて増加傾向にあり、令和6年では819人となっています。

高齢者に対する認定者の割合（出現率）についてみると、認定者数と同様に増加傾向にあり、令和6年では17.5%となっています。

#### ■要介護（要支援）認定者数と認定率の推移



資料：平成29年度から令和4年度：「介護保険事業状況報告（年報）」

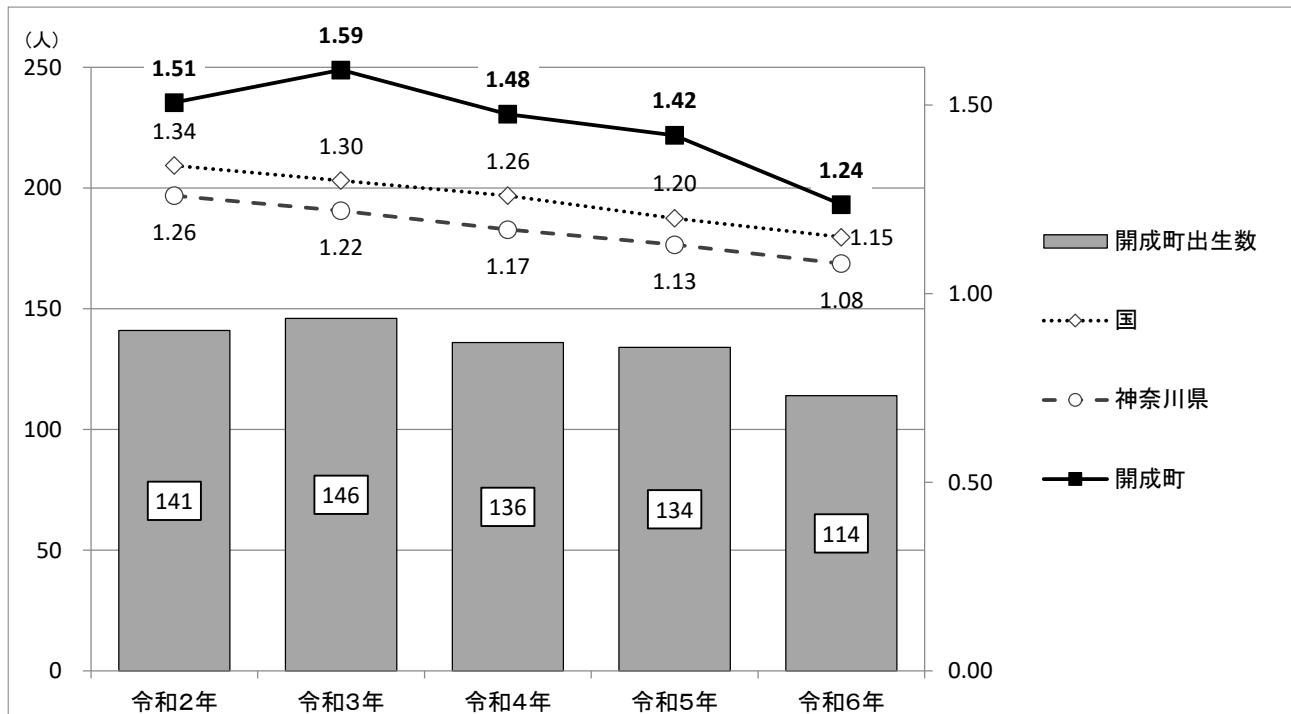
令和5年度から令和6年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」

## (7) 子どもの現状

出生数は、年によって増減はありますが、ゆるやかに減少しており、令和6年（114人）と令和2年（141人）を比較すると、27人減少しています。

合計特殊出生率は、令和3年にかけて増加しましたが、その後減少に転じ、令和6年（1.24）と令和2年（1.51）を比較すると、0.27減少しています。国、神奈川県と比較すると、いずれの年も上回っています。

### ■出生数と合計特殊出生率の推移



資料：合計特殊出生率：国、神奈川県（人口動態統計）、開成町（出生数、女性人口により独自算出）

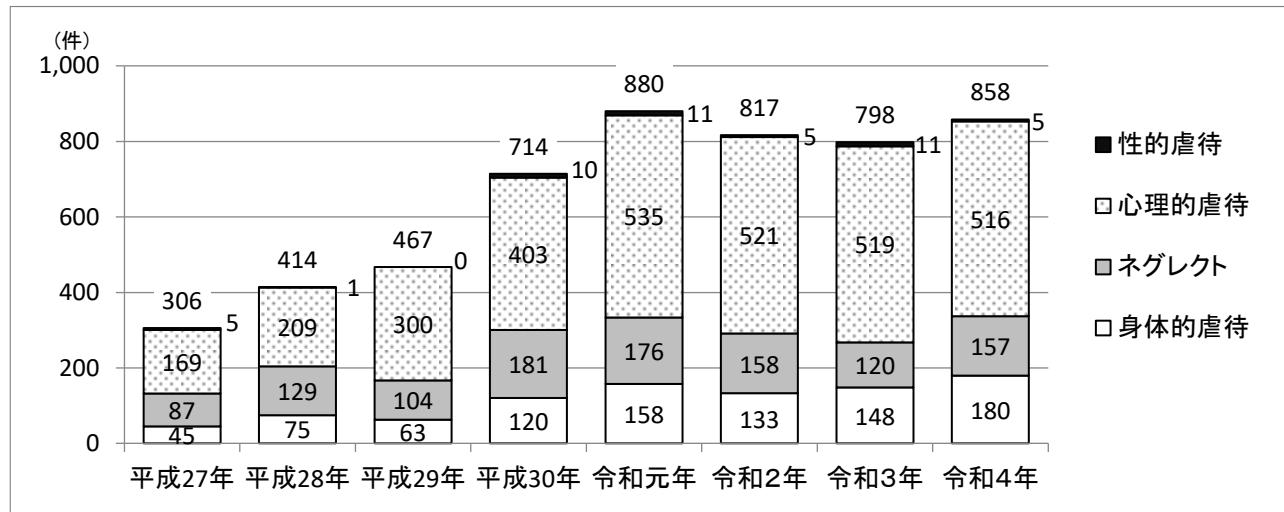
資料：出生数：人口動態統計

## (8) 児童虐待相談の状況

小田原児童相談所（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町を管轄）における虐待相談受付件数の状況をみると、令和元年までは増加傾向にあります。それ以降はおよそ800件から900件で横ばいに推移しています。

相談内容別にみると、心理的虐待が最も多くなっています。

### ■小田原児童相談所における内容別虐待相談受付件数



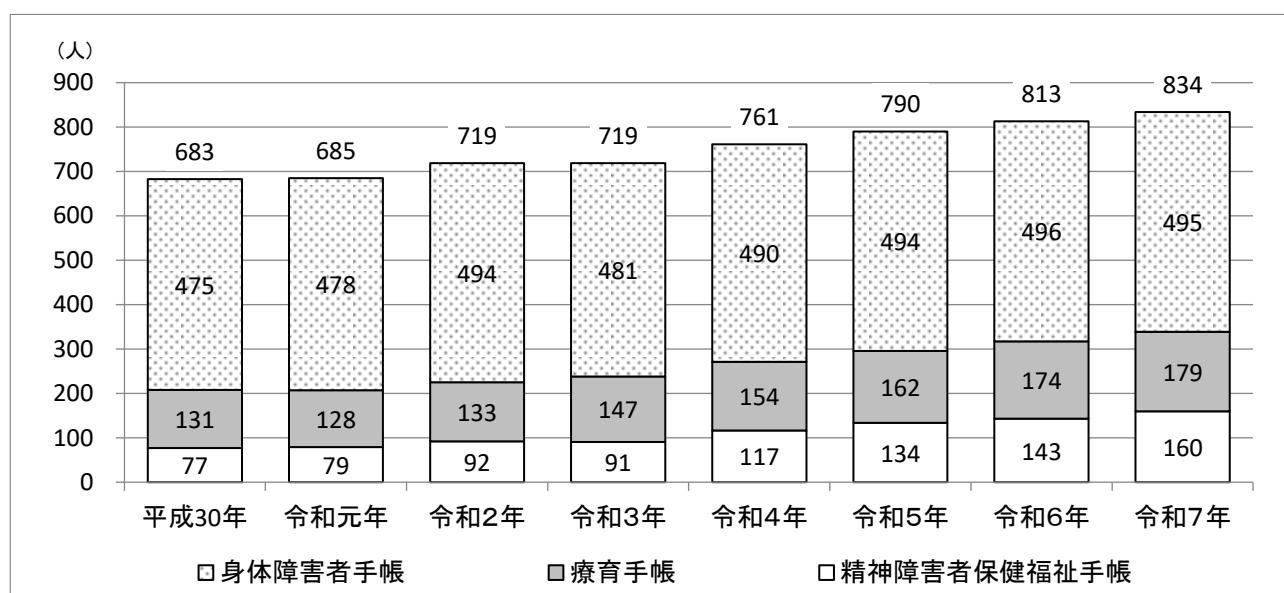
資料：神奈川県福祉統計

## (9) 障がい者の現状

障害者手帳の所持者数の現状についてみると、毎年増加傾向にあります。

令和7年と平成30年を比較すると、身体障害者手帳は20人増加、療育手帳は48人増加、精神障害者保健福祉手帳は83人増加しています。

### ■障害者手帳の交付者数

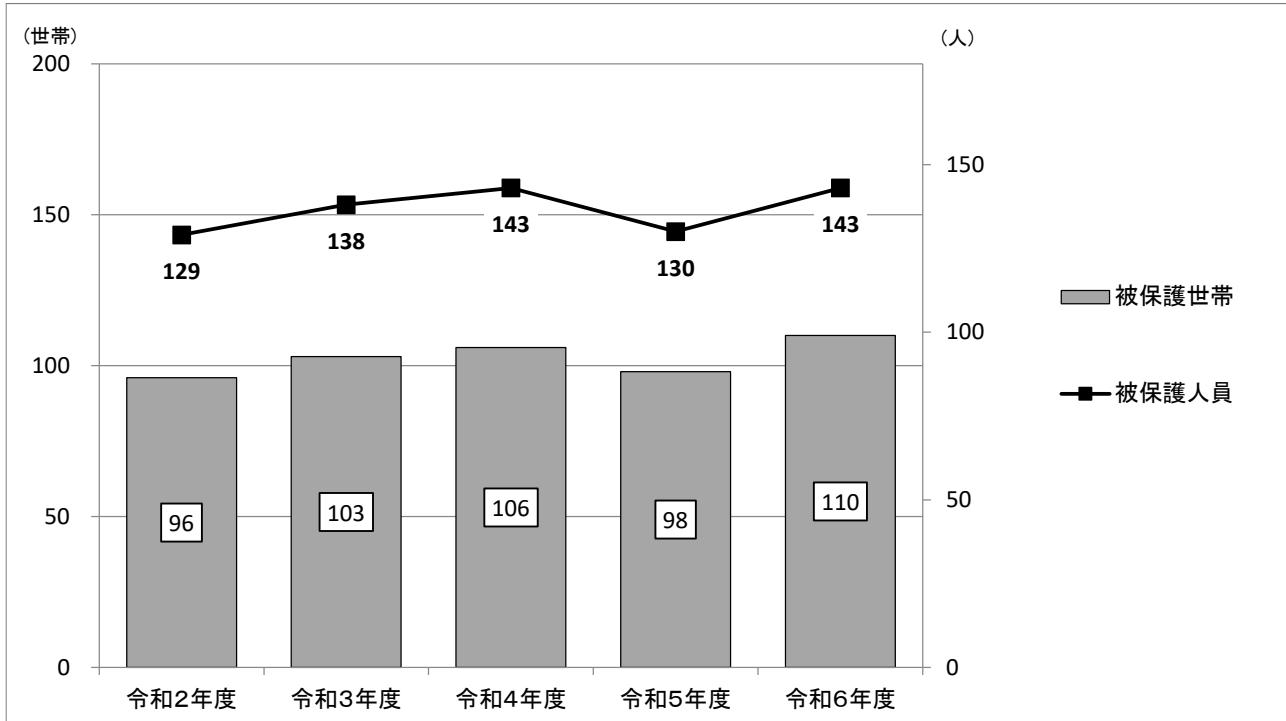


資料：福祉介護課資料（各年3月末時点）

## (10) 生活保護世帯の現状

生活保護世帯の現状についてみると、被保護世帯と被保護人員は年によって増減はありますが、いずれも横ばい傾向で推移しており、令和6年度では110世帯、143人となっています。

### ■生活保護世帯数及び被保護人員数

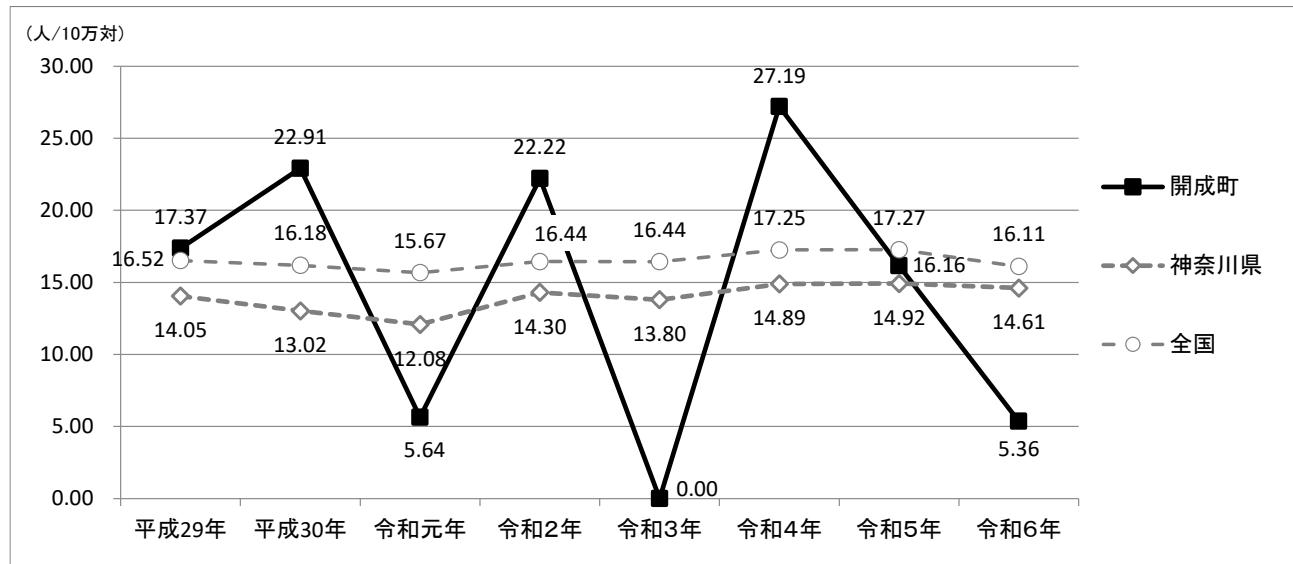


資料：県勢要覧

## (11) 自殺死亡率の推移

自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数）の推移をみると、年によって増減があるものの、令和 6 年は 5.36 となっており、神奈川県や全国に比べ低くなっています。国や神奈川県と比べて人口や自殺者数が開成町では少ないため、数人の自殺者数で、自殺死亡率は大きく変化する現状となっています。

### ■自殺死亡率の推移

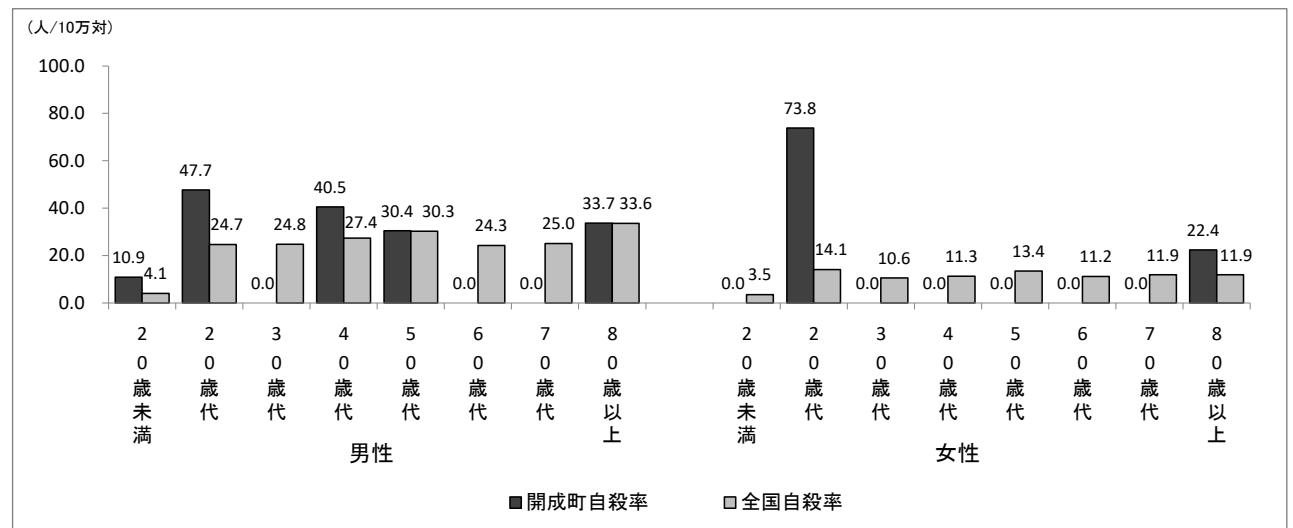


資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

## (12) 性別・年代別自殺死亡率

性別・年代別の自殺死亡率をみると、男性は 20 歳未満、20 歳代、40 歳代で全国に比べ高くなっています。女性は 20 歳代、80 歳以上で全国自殺率を上回っています。

### ■性別・年代別自殺死亡率（令和2年～6年平均 住居地、10 万対）

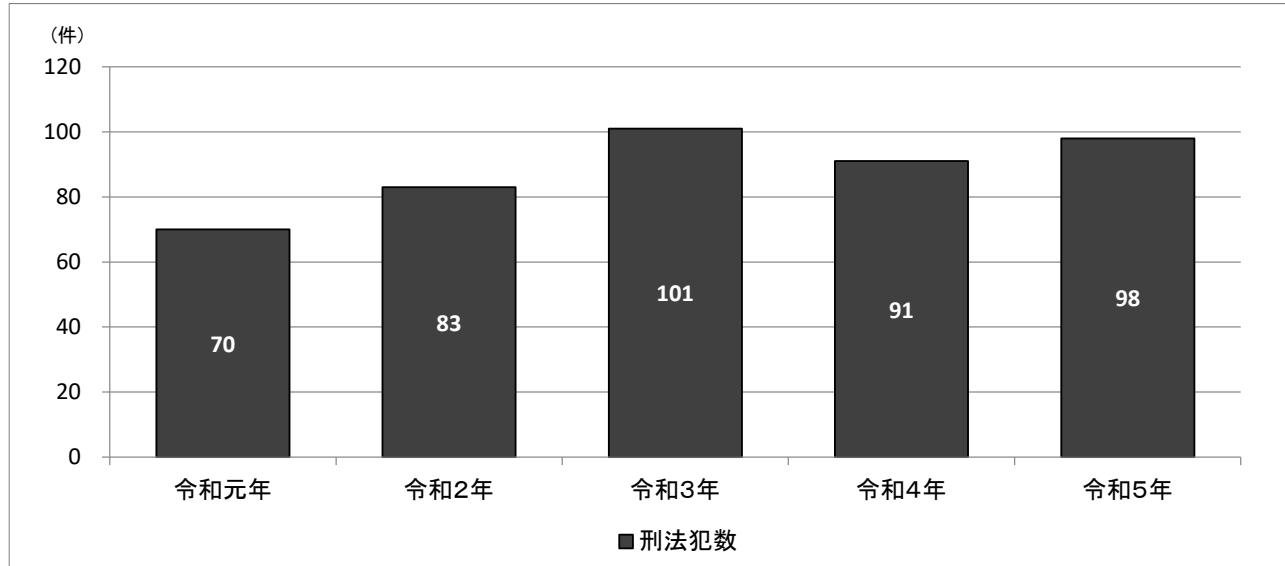


資料：地域自殺実態プロファイル

### (13) 刑法犯数の推移（少年除く）

開成町の刑法犯数をみると、年によって増減はあるものの、令和3年までは増加傾向となっており、それ以降は100件前後で横ばいに推移しています。

#### ■刑法犯数の推移



資料：警察庁提供データに基づき、法務省東京矯正管区作成

※松田警察署は（南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）の1市5町を管轄。

### (14) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（少年除く）

刑法犯検挙者に占める再犯者数の割合をみると、開成町を管轄する松田警察署管内では50.0%となっており、神奈川県（52.3%）よりは低いが、全国（48.9%）よりは高くなっています。

#### ■刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（令和5年）

	松田警察署管内	神奈川県	全国
合計（人）	98	9,540	163,870
初犯者（人）	49	4,554	83,683
再犯者（人）	49	4,986	80,187
再犯率（%）	50.0	52.3	48.9

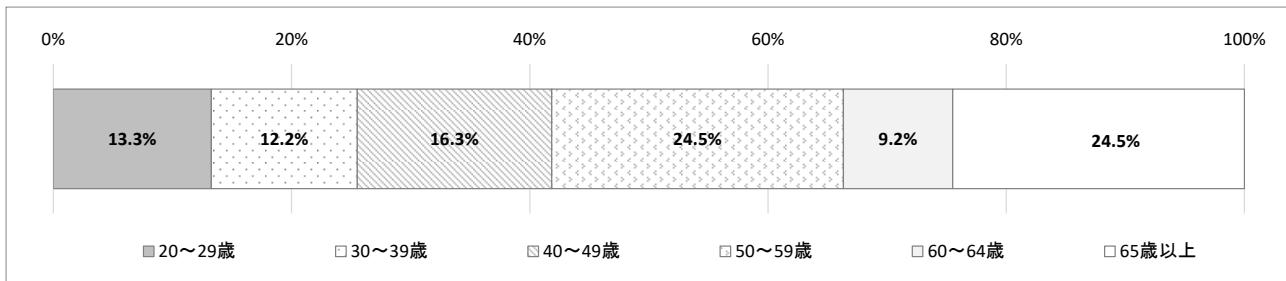
資料：警察庁提供データに基づき、法務省東京矯正管区作成

## (15) 刑法犯の犯行時年齢別検挙人員の割合（少年除く）

松田警察署管内における刑法犯の犯行時年齢別検挙人員の割合についてみると、65歳以上及び50～59歳が24.5%、次いで30～39歳が16.3%、20～29歳が13.3%となっています。

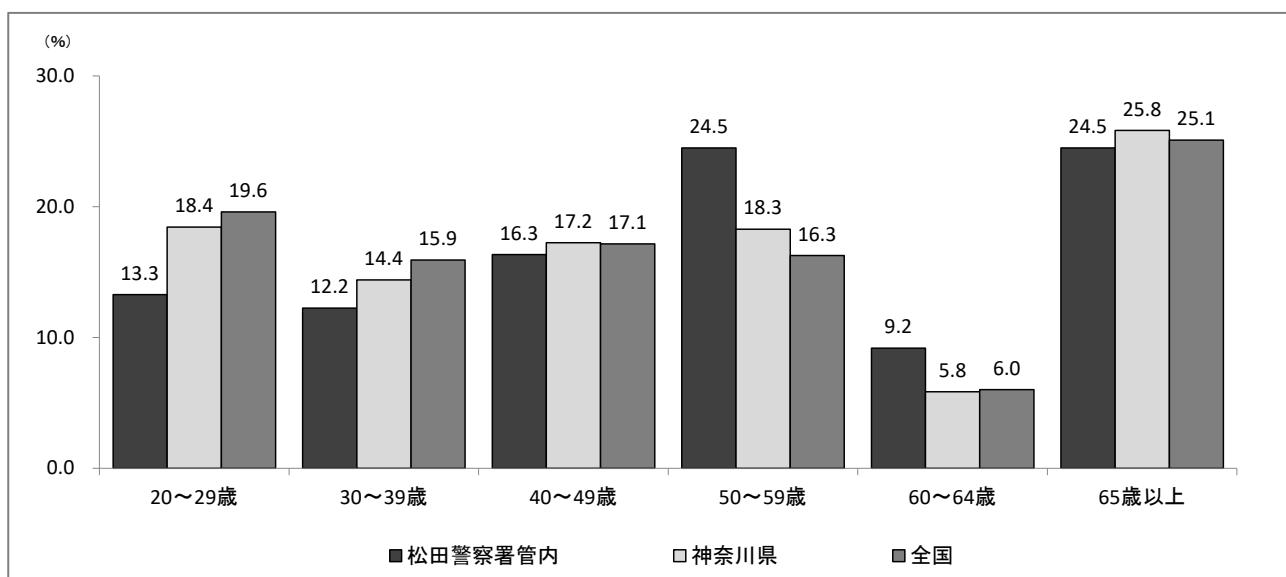
神奈川県、全国との比較をみると、50～59歳及び60～64歳の割合が高くなっている一方で、20～29歳及び30～39歳は低くなっています。

### ■刑法犯の犯行時年齢別の割合（松田警察署管内・令和5年）



資料：警察庁提供データに基づき、法務省東京矯正管区作成

### ■刑法犯の犯行時年齢別の割合（令和5年）



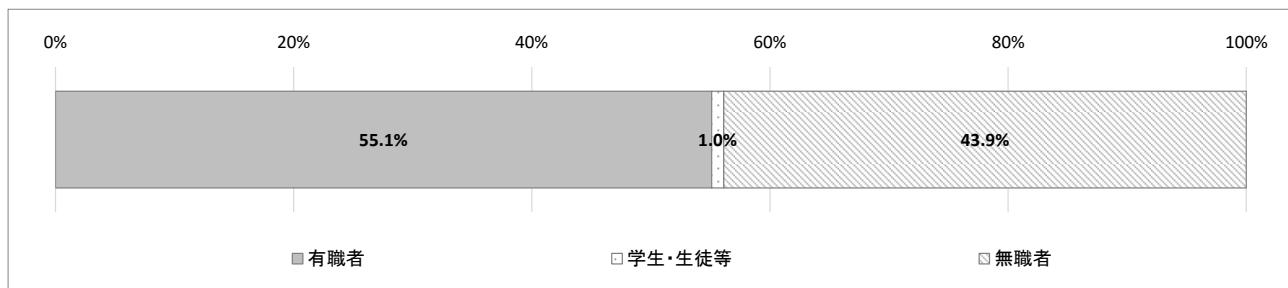
資料：警察庁提供データに基づき、法務省東京矯正管区作成

## (16) 刑法犯の犯行時職業別検挙人員の割合（少年除く）

松田警察署管内における刑法犯の犯行時職業別検挙人員の割合についてみると、有職者が 55.1%、次いで無職者が 43.9%、学生・生徒等が 1.0% となっています。

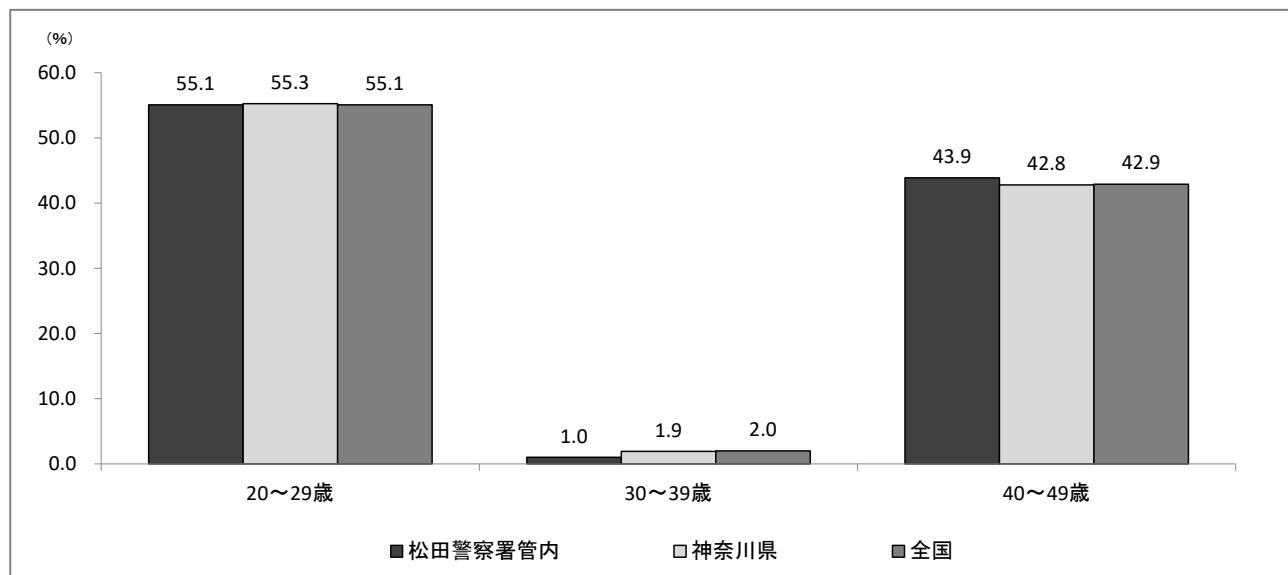
神奈川県、全国と比較して、大きな違いはありません。

### ■刑法犯の犯行時職業別の割合（松田警察署管内・令和5年）



資料：警察庁提供データに基づき、法務省東京矯正管区作成

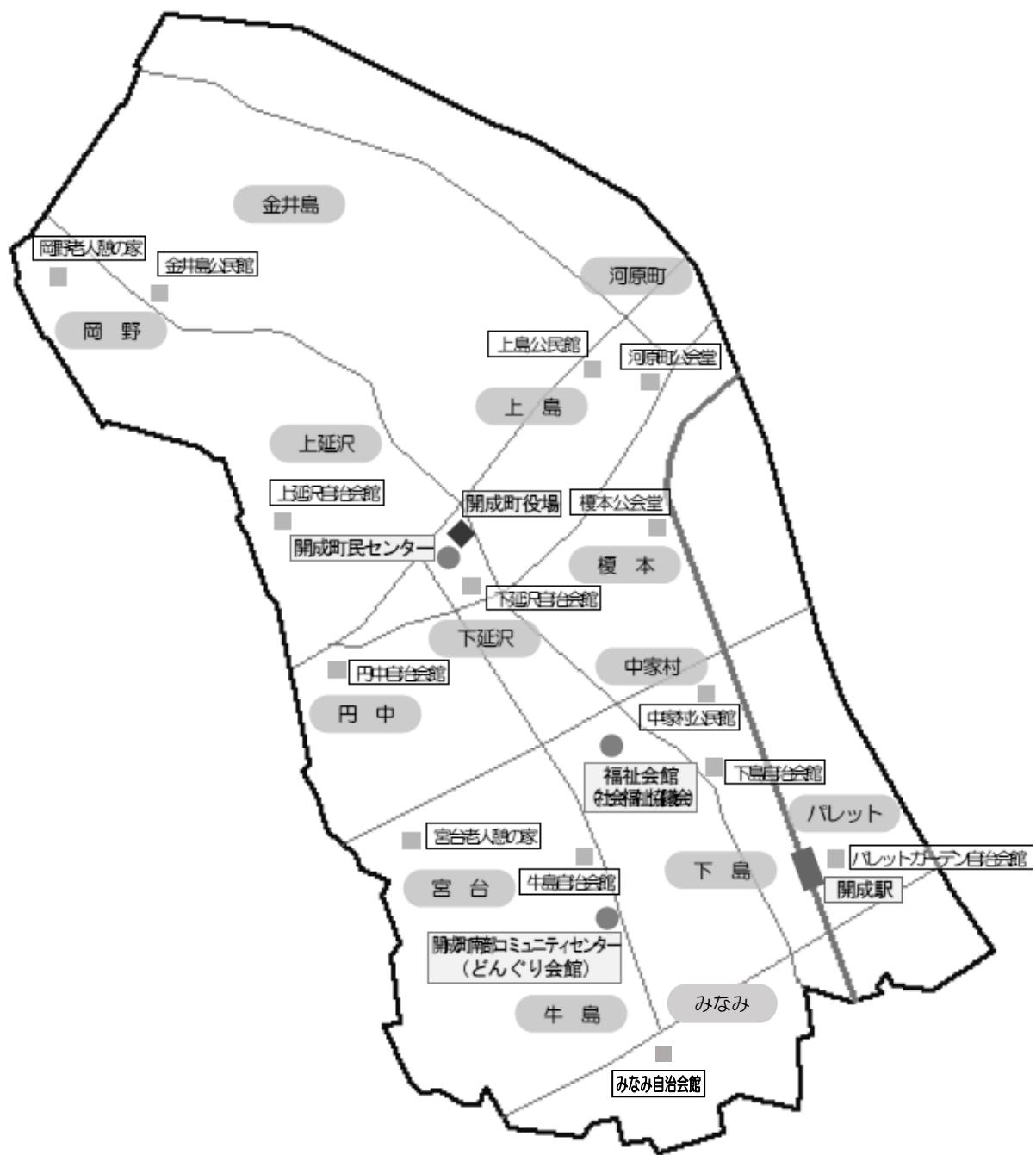
### ■刑法犯の犯行時職業別の割合（令和5年）



資料：警察庁提供データに基づき、法務省東京矯正管区作成

## (17) 開成町の地区及び公共施設

### ■自治会地図・施設地図



## 2 住民アンケートの結果概要

### (1) 調査仕様

- ・調査地域：開成町全域
- ・調査対象：開成町に居住している 15 歳以上の一般住民
- ・調査方法：郵送配布、郵送及び Web 回収
- ・調査時期：令和6年12月6日（金）～令和6年12月27日（金）

### (2) 回収結果

配布数	回収数	回収率 (%)
1,500	561	37.4%

### (3) 結果の表示

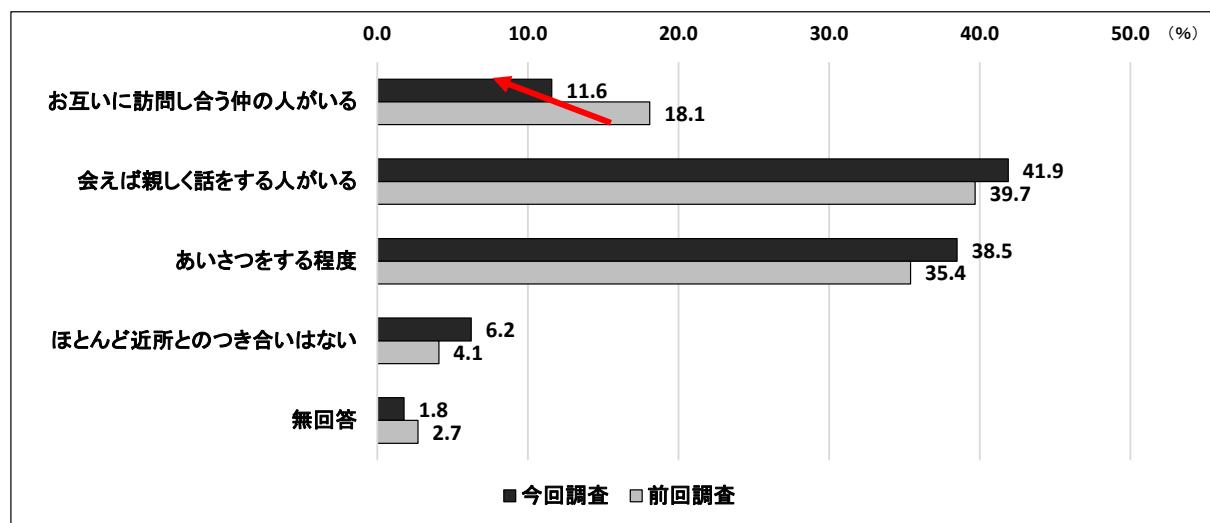
- ・百分比（全体を 100 としたときの割合）は回答数を 100% として算出し、本文及び図表中では原則として小数第2位を四捨五入して小数第1位まで示しました。このため、百分比の合計が 100% に満たない場合や上回る場合があります。
- ・図表によっては「無回答」の表示を省略する場合があります。
- ・本文やグラフ・数表上の選択肢表記は、場合によっては語句を簡略化してあります。
- ・過去の調査（平成 17 年 1 月から 2 月）の際に同様の質問を行っていた場合、経年比較を行っています。5 ポイント程度の増減は「やや増加（減少）」、10 ポイント程度の増減は「増加（減少）」という言葉を使用しています。
- ・地区3区分  
北部：岡野、金井島、上延沢  
中部：下延沢、円中、上島、河原町、榎本  
南部：宮台、牛島、中家村、下島、パレット、みなみ

## (4) 調査結果の概要

### ① 地域のことやご近所とのつき合いについて

#### ①-1 日頃の近所づき合い（問2）

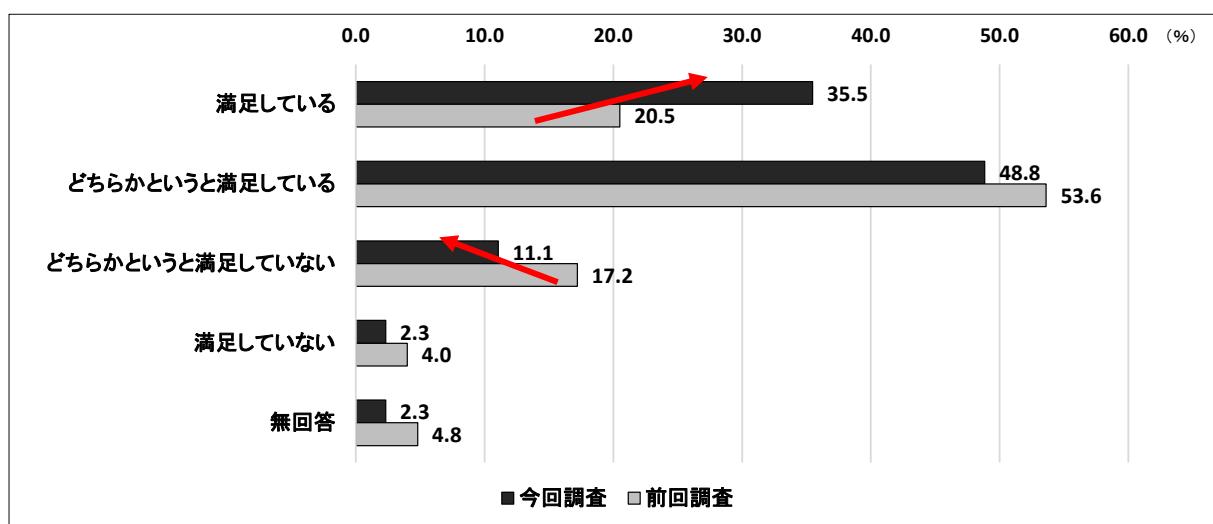
- 「会えば親しく話をする人がいる」が41.9%で最も高く、次いで「あいさつをする程度(38.5%)」と続いています。
- 前回調査と比較すると、「お互いに訪問し合う仲の人がいる」がやや減少しています。
- 年齢をみると、「15歳～64歳」では、「あいさつをする程度」が最も高くなっています。



	割合 (%)			
	仲の人がいる お互いに訪問し合う	会えば親しく話す る人がいる	あいさつをする程度	ほとんど近所との つき合いはない
全体	11.6	41.9	38.5	6.2
男性	12.6	42.3	39.9	4.7
女性	11.1	42.6	37.4	8.0
15歳～29歳	4.4	20.0	64.4	8.9
30歳～49歳	10.2	33.8	44.6	10.2
50歳～64歳	7.0	39.8	45.3	7.0
65歳以上	16.8	54.0	26.1	2.7
北部	9.3	47.4	36.1	6.2
中部	10.6	42.5	41.9	5.0
南部	13.1	40.6	37.9	7.0

## ①-2 近所づきあいの満足度（問3）

- 「どちらかというと満足している」が 48.8%で最も高く、次いで「満足している（35.5%）」と続いています。
- 前回調査と比較すると、「満足している」が増加し、「どちらかというと満足していない」がやや減少しています。
- 年齢別では、「満足度（満足している+どちらかというと満足している）」の割合は、「15 歳～29 歳」が 97.8%で最も高く、次いで年齢が高くなるほど、満足度が減少しています。
- 地区別では、「北部（88.7%）」が「中部（83.8%）」、「南部（84.9%）」より満足度が高くなっています。



	割合 (%)					
	どちらかというと満足している + 満足している	満足している	どちらかいうと満足している	どちらかとい うと満足して いない	満足してい ない	満足してい ない
全体	84.3	35.5	48.8	11.1	2.3	
男性	83.8	34.8	49.0	13.0	2.4	
女性	86.2	37.0	49.1	9.7	2.4	
15 歳～29 歳	97.8	53.3	44.4	0.0	0.0	
30 歳～49 歳	86.0	43.3	42.7	10.8	1.9	
50 歳～64 歳	84.4	26.6	57.8	12.5	2.3	
65 歳以上	82.3	32.3	50.0	12.8	3.1	
北部	88.7	35.1	53.6	10.3	0.0	
中部	83.8	34.4	49.4	13.1	2.5	
南部	84.9	36.9	48.0	10.1	3.0	

### ①-3 自分の地域や周辺の環境（問4）

#### ◆地区別の「そう思う+ややそう思う」の割合

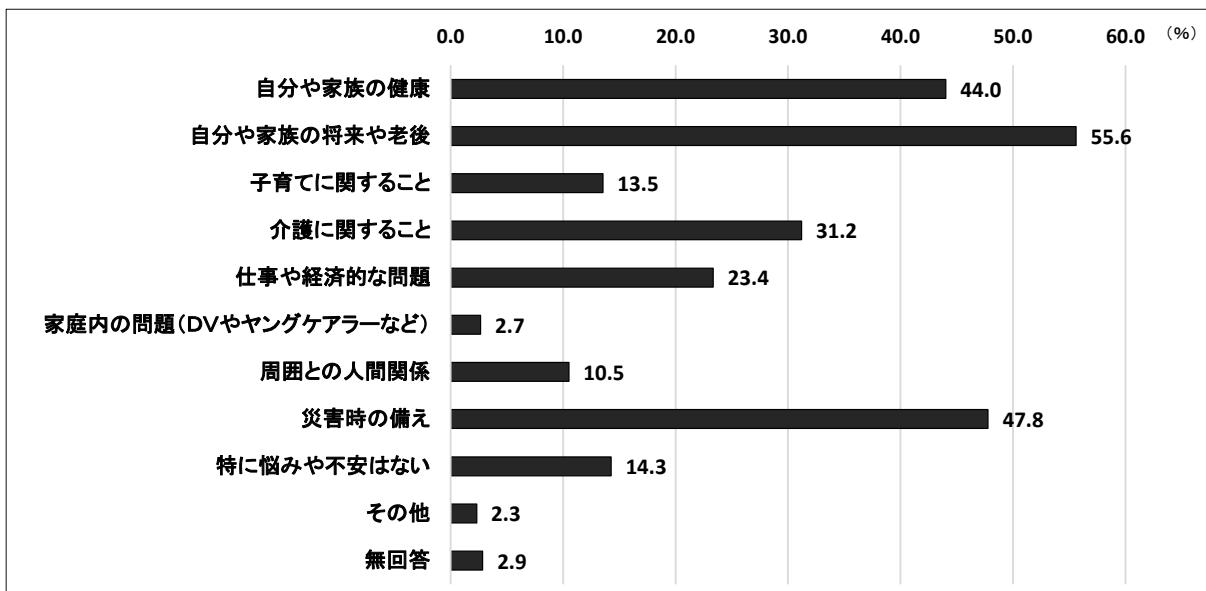
- 「自治会活動が活発である」と思う割合は、「北部（66.0%）」が「中部（61.9%）」、「南部（59.7%）」より高くなっています。
- 「手助けや見守りが必要な人が多い」と思う割合は、「北部（47.4%）」、「中部（46.3%）」が「南部（29.9%）」より高くなっています。
- 「困ったときにはみんなで助けあう雰囲気がある」と思う割合は、「北部（63.9%）」が「中部（51.9%）」、「南部（51.3%）」より高くなっています。
- 「住民が気軽に集える場所がある」と思う割合は、「北部（38.1%）」、「南部（38.3%）」が「中部（28.8%）」より高くなっています。
- 「自分にとって住みやすい地域である」と思う割合は、「南部（88.3%）」が「北部（84.5%）」、「中部（83.8%）」より高くなっています。
- 「高齢者や障がいのある方にとって住みやすい地域である」と思う割合は、「中部（51.3%）」、「南部（49.7%）」が「北部（45.4%）」より高くなっています。

		割合 (%)						
		ややそう思う + そう思う	そう思う	やや思う	あまり思わない	思わない	わからない	
1. 自治会活動が活発である	北部	66.0	18.6	47.4	22.7	1.0	9.3	
	中部	61.9	20.0	41.9	18.8	8.1	9.4	
	南部	59.7	20.8	38.9	16.8	3.4	16.8	
2. 手助けや見守りが必要な人が多い	北部	47.4	9.3	28.2	30.5	8.0	20.9	
	中部	46.3	7.2	40.2	29.9	6.2	14.4	
	南部	29.9	15.6	30.6	26.9	6.3	18.8	
3. 困ったときにはみんなで助けあう雰囲気がある	北部	63.9	13.4	50.5	18.6	8.2	8.2	
	中部	51.9	13.1	38.8	26.9	8.1	11.9	
	南部	51.3	12.1	39.3	21.5	6.4	17.8	
4. 住民が気軽に集える場所がある	北部	38.1	10.3	24.8	29.4	16.6	15.3	
	中部	28.8	14.4	23.7	28.9	16.5	13.4	
	南部	38.3	9.4	19.4	33.1	19.4	16.9	
5. 自分にとって住みやすい地域である	北部	84.5	41.2	43.3	9.3	2.1	3.1	
	中部	83.8	42.5	41.3	9.4	3.8	1.9	
	南部	88.3	49.0	39.3	6.0	2.0	1.3	
6. 高齢者や障がいのある方にとって住みやすい地域である	北部	45.4	10.3	35.1	26.8	8.2	17.5	
	中部	51.3	14.4	36.9	23.8	5.0	18.8	
	南部	49.7	12.8	36.9	19.5	4.0	22.8	

## ② 生活上の悩みや相談について

### ②-1 日々の生活での悩みや不安（問6）

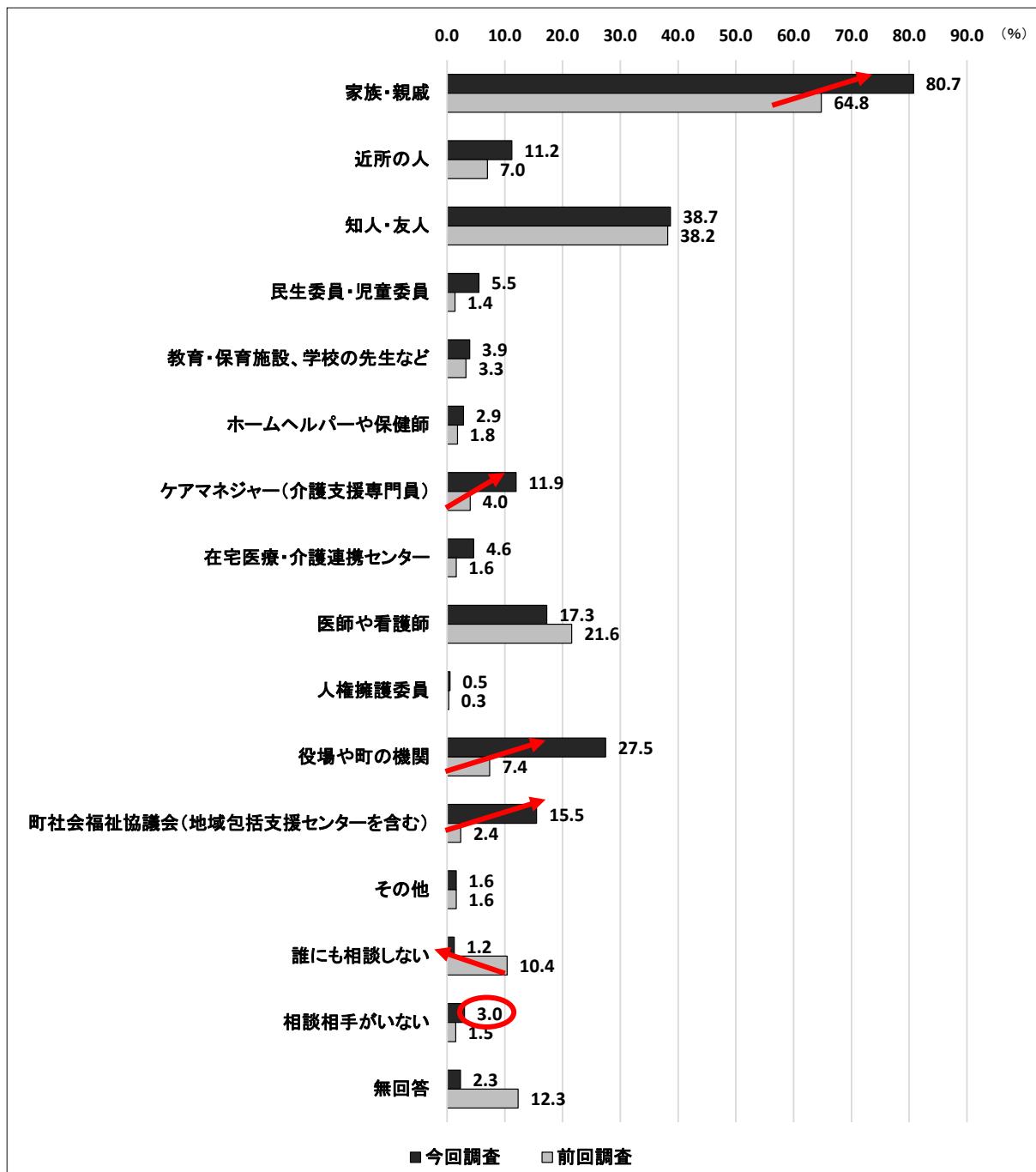
- 「自分や家族の将来や老後」が55.6%で最も高く、次いで「災害時の備え（47.8%）」と続いています。
- 年齢をみると、「65歳以上」では、「自分や家族の健康」が最も高くなっています。
- 性別、地区別による大きな変化はありません。



	割合 (%)								
	自分や家族の健康	自分や家族の将来や老後	子育てに関すること	介護に関すること	仕事や経済的な問題	家庭内の問題(DVやヤングケアラーなど)	周囲との人間関係	災害時の備え	特に悩みや不安はない
全体	44.0	55.6	13.5	31.2	23.4	2.7	10.5	47.8	14.3
男性	49.4	56.5	11.5	37.2	23.7	2.0	13.4	46.2	15.0
女性	40.1	56.1	15.6	26.6	23.9	3.5	8.0	49.8	13.8
15歳～29歳	22.2	40.0	13.3	4.4	20.0	2.2	8.9	35.6	22.2
30歳～49歳	38.9	63.1	36.9	21.7	35.0	3.8	7.6	48.4	10.2
50歳～64歳	45.3	60.9	7.0	38.3	26.6	3.1	12.5	54.7	10.2
65歳以上	52.2	51.8	1.3	39.8	14.6	1.8	11.9	46.9	18.1
北部	46.4	56.7	16.5	33.0	26.8	3.1	11.3	45.4	13.4
中部	48.8	62.5	14.4	33.8	23.8	0.6	13.1	50.6	13.1
南部	41.6	52.3	12.4	29.9	22.1	3.7	9.1	48.0	15.4

## ②-2 生活上の問題について、誰に相談や手助けを頼みたいか（問7）

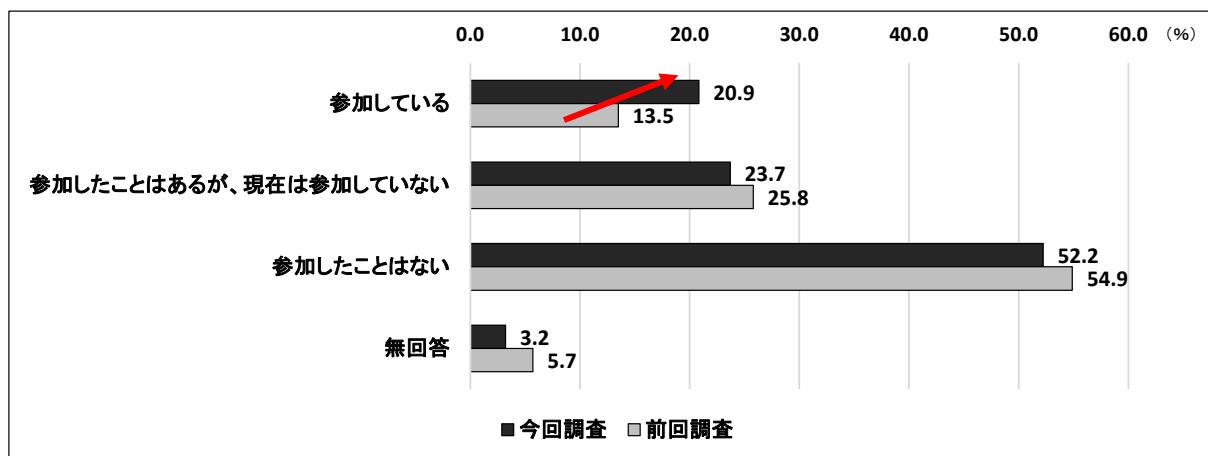
- 「家族・親戚」が80.7%で最も高く、次いで「知人・友人（38.7%）」と続いています。
- 一方で、「相談相手がない」が3.0%（561人中17人）となっています。
- 前回調査と比較すると、「家族・親戚」、「ケアマネジャー（介護支援専門員）」、「役場や町の機関」、「町社会福祉協議会（地域包括支援センターを含む）」が増加し、「誰にも相談しない」が減少しています。



### ③ 地域活動やボランティア活動のことについて

#### ③-1 地域活動やボランティア活動への参加率（問9）

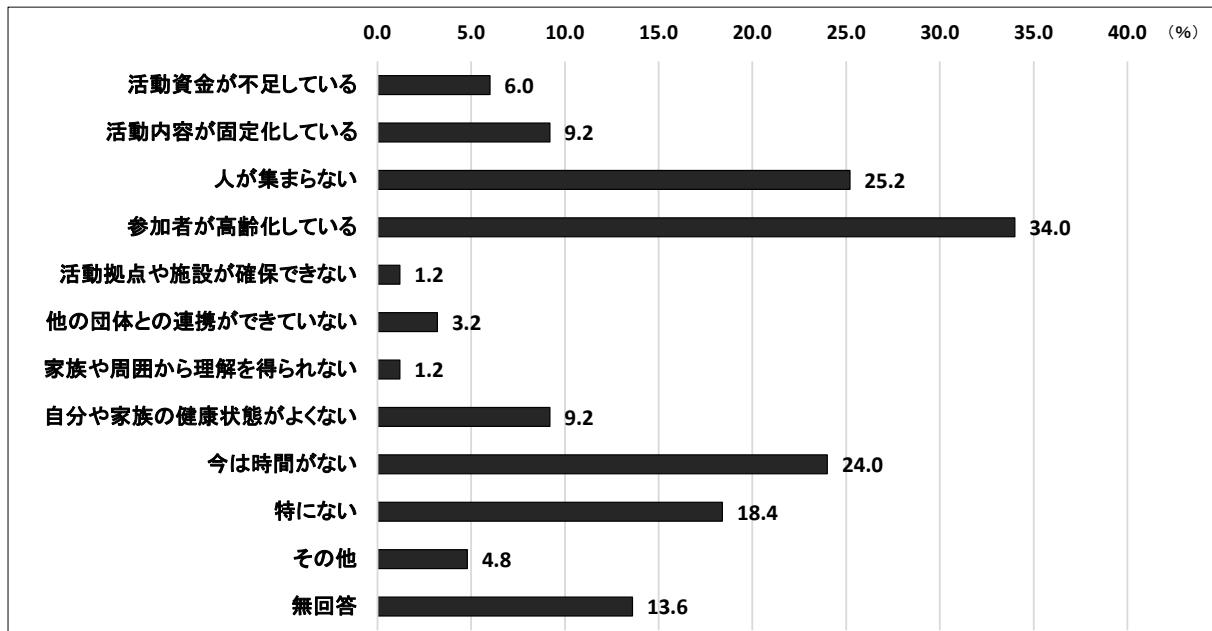
- 「参加したことはない」が 52.2%で最も高く、次いで「参加したことはあるが、現在は参加していない（23.7%）」と続いています。
- 前回調査と比較すると、「参加している」がやや増加しています。
- 「参加したことはない」割合について、性別では「女性（55.7%）」、年齢別では「30歳～49歳（59.9%）」、地区別では「南部（54.0%）」が最も高くなっています。



	割合 (%)		
	参加したことはない	現在は参加していないが、 参加したことはある	参加している
全体	52.2	23.7	20.9
男性	48.6	22.5	26.1
女性	55.7	24.6	15.9
15歳～29歳	51.1	42.2	0.0
30歳～49歳	59.9	15.3	23.6
50歳～64歳	55.5	25.0	18.8
65歳以上	45.1	24.8	24.8
北部	50.5	21.6	22.7
中部	49.4	25.6	21.9
南部	54.0	23.2	20.1

### ③-2 活動をするにあたっての課題（問13）

- 「参加者が高齢化している」が34.0%で最も高く、次いで「人が集まらない（25.2%）」と続いている。
- 年齢の「15歳～64歳」及び地区の「南部」では、「今は時間がない」が最も高くなっています。

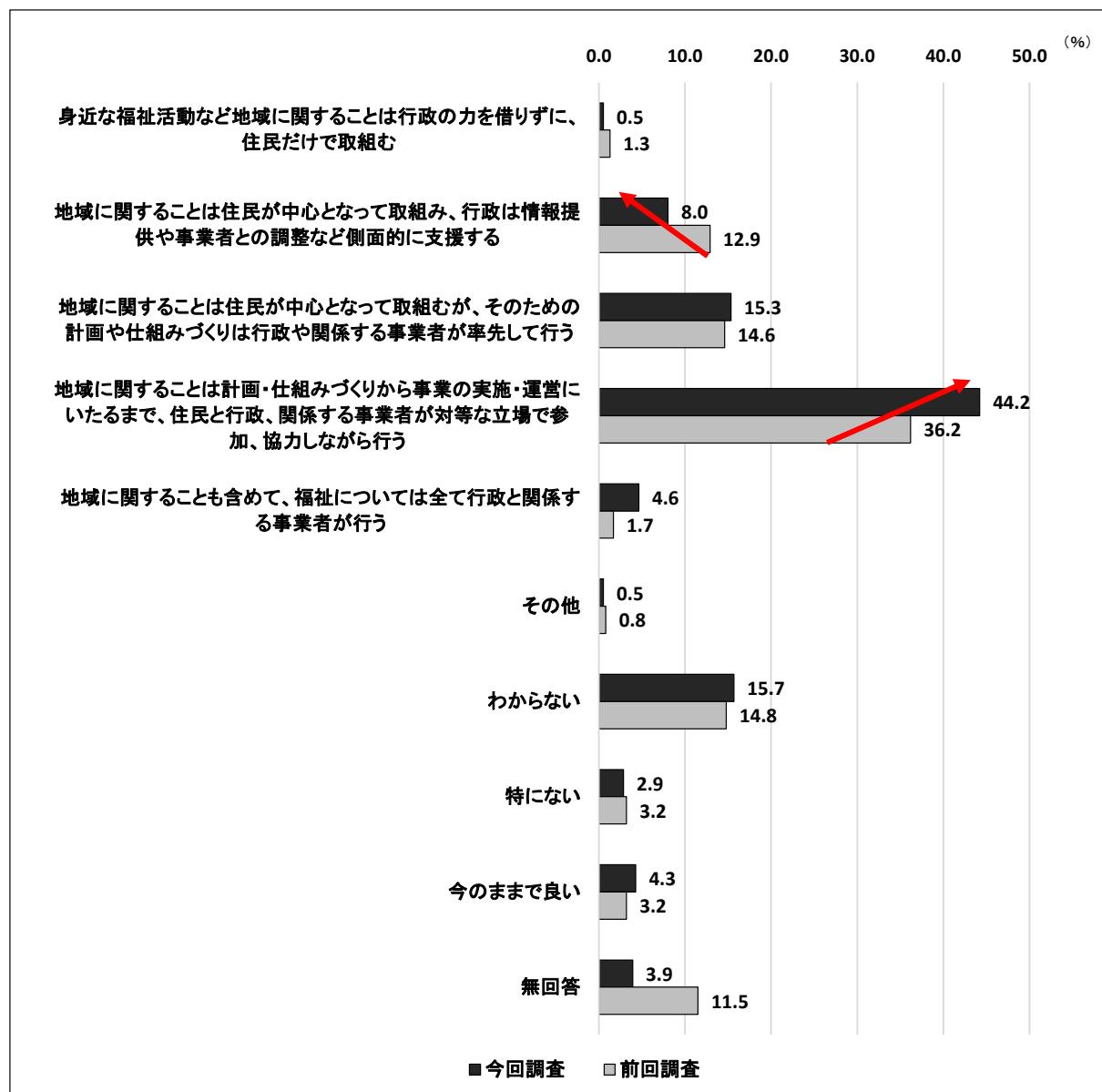


	割合 (%)									
	活動資金が不足している	活動内容が固定化している	人が集まらない	参加者が高齢化している	活動拠点や施設が確保できない	他の団体との連携ができていない	家族や周囲から理解を得られない	自分や家族の健康状態がよくない	今は時間がない	特にない
全体	6.0	9.2	25.2	34.0	1.2	3.2	1.2	9.2	24.0	18.4
男性	5.7	8.9	30.1	39.8	1.6	3.3	0.8	8.1	22.8	19.5
女性	6.0	10.3	21.4	29.1	0.9	3.4	1.7	11.1	27.4	14.5
15歳～29歳	0.0	5.3	26.3	21.1	0.0	0.0	0.0	0.0	52.6	10.5
30歳～49歳	6.6	6.6	27.9	32.8	3.3	3.3	0.0	1.6	37.7	21.3
50歳～64歳	5.4	10.7	26.8	23.2	1.8	1.8	1.8	14.3	30.4	17.9
65歳以上	7.1	10.7	22.3	42.0	0.0	4.5	1.8	12.5	8.9	17.9
北部	2.3	11.6	20.9	34.9	2.3	11.6	0.0	11.6	16.3	14.0
中部	3.9	10.5	36.8	47.4	1.3	1.3	2.6	11.8	26.3	14.5
南部	8.5	7.8	19.4	25.6	0.8	1.6	0.8	7.0	25.6	21.7

## ④ 福祉のまちづくりについて

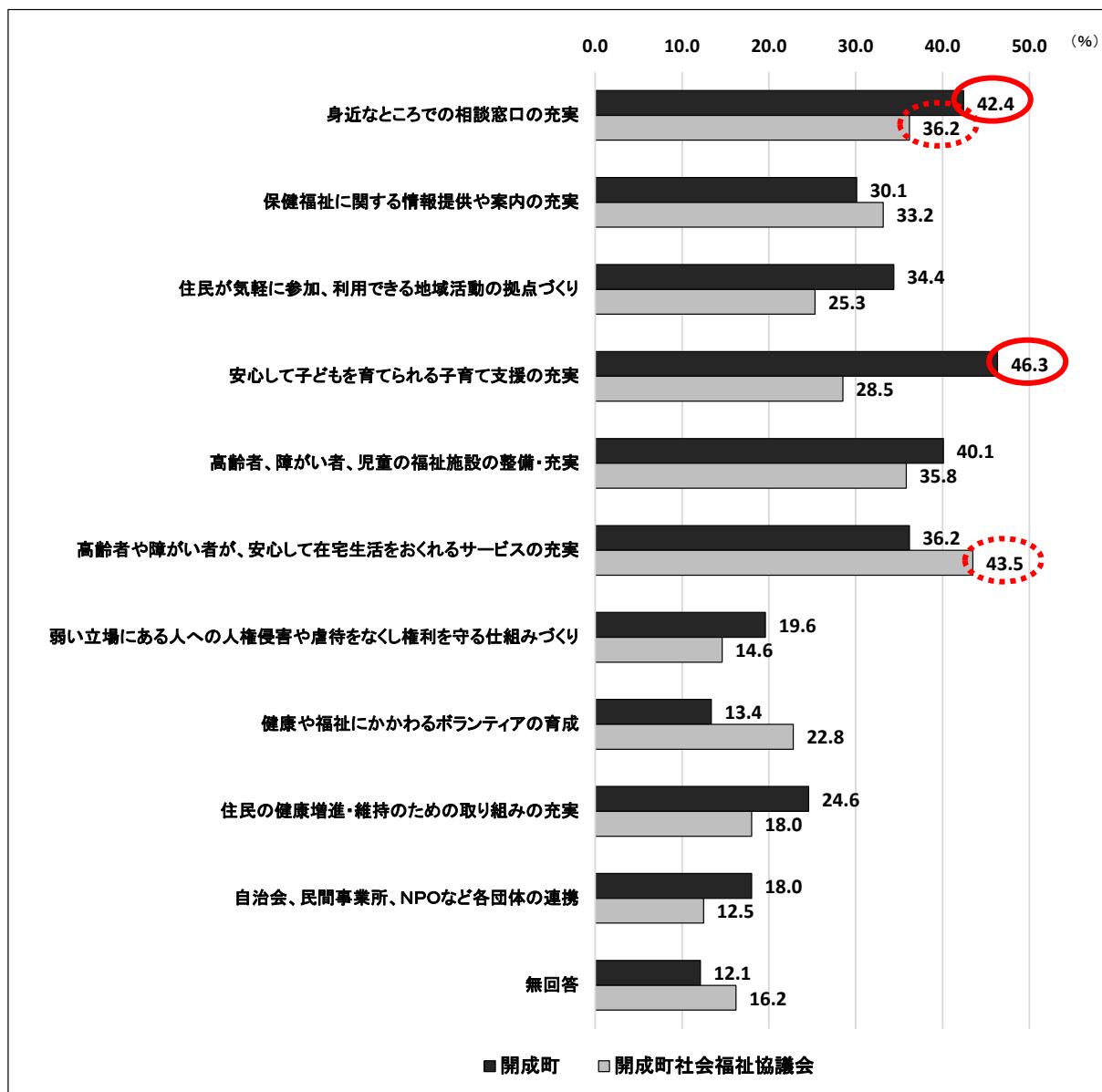
### ④-1 保健福祉行政を進めていくうえでの住民と行政の関係（問19）

- 「地域に関することは計画・仕組みづくりから事業の実施・運営にいたるまで、住民と行政、関係する事業者が対等な立場で参加、協力しながら行う」が44.2%で最も高く、前回調査と比較すると8.0ポイント増加しています。
- また、前回調査と比較して、「地域に関することは住民が中心となって取組み、行政は情報提供や事業者との調整など側面的に支援する」が4.9ポイント減少しています。



#### ④-2 福祉のまちづくりを充実していくうえで取組むべき施策（問20）

- ・開成町が取組むべき施策として、「安心して子どもを育てられる子育て支援の充実」が46.3%で最も高く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実（42.4%）」と続いています。
- ・開成町社会福祉協議会が取組むべき施策として、「高齢者や障がい者が、安心して在宅生活をおくれるサービスの充実」が43.5%で最も高く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実（36.2%）」と続いています。



## ⑤ こころの健康について

### ⑤-1 心理的ストレス分析【K6\*分析】(問21)

#### ※K6分析

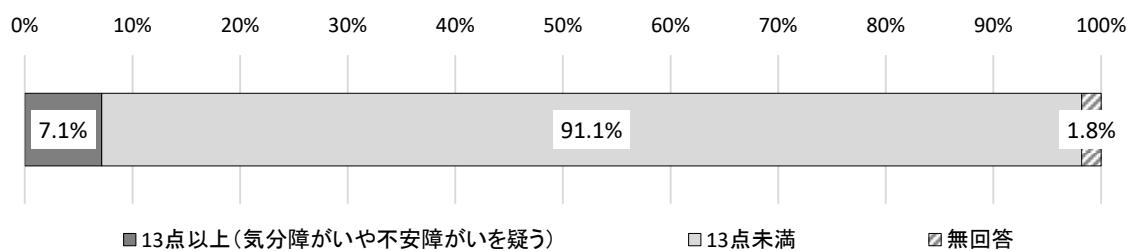
心理ストレスを含む精神的な問題（気分・不安障害）の程度を測る尺度として、アメリカで開発されたもので、K6スコアとも呼ばれます。

回答者が6項目の質問に対し、「まったくない」(0点)、「少しだけある」(1点)、「時々ある」(2点)、「よくある」(3点)、「いつもある」(4点)の5段階の選択肢の中から1つを選んで回答し、各設問の点数を総合計（24点満点）して気分の落ち込みや不安の程度を計測するものです。点数が高いほど、精神的健康状態が悪いとされます。

- ◆以下の設問と回答選択肢については、心理ストレスを含む精神的な健康問題の程度を測る尺度として、広く用いられています。
- ◆13点以上であると、「気分障害や不安障害の可能性を疑う」とされており、本調査における13点以上の人の割合は全体の7.1%となっています。
- ◆回答を点数化した結果、平均点は5.4点となっています。

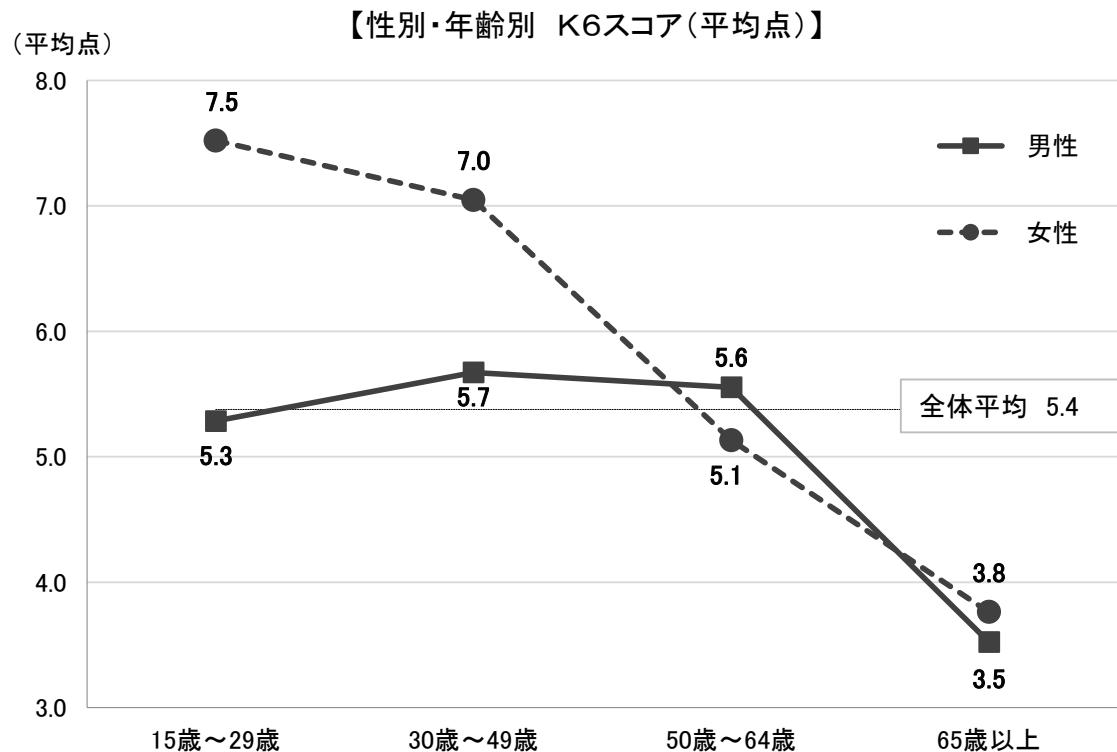
#### 【日々の生活の中で、次のように感じることがありますか】

項目	まったくない	少しだけある	時々ある	よくある	いつもある
①ちょっとしたことでイライラしたり不安に感じたりすることがある	1	2	3	4	5
②絶望的だと感じることがある	1	2	3	4	5
③そわそわ落ち着かなく感じることがある	1	2	3	4	5
④気分が沈み、気が晴れないように感じることがある	1	2	3	4	5
⑤何をするにも面倒だと感じることがある	1	2	3	4	5
⑥自分は価値のない人間だと感じることがある	1	2	3	4	5



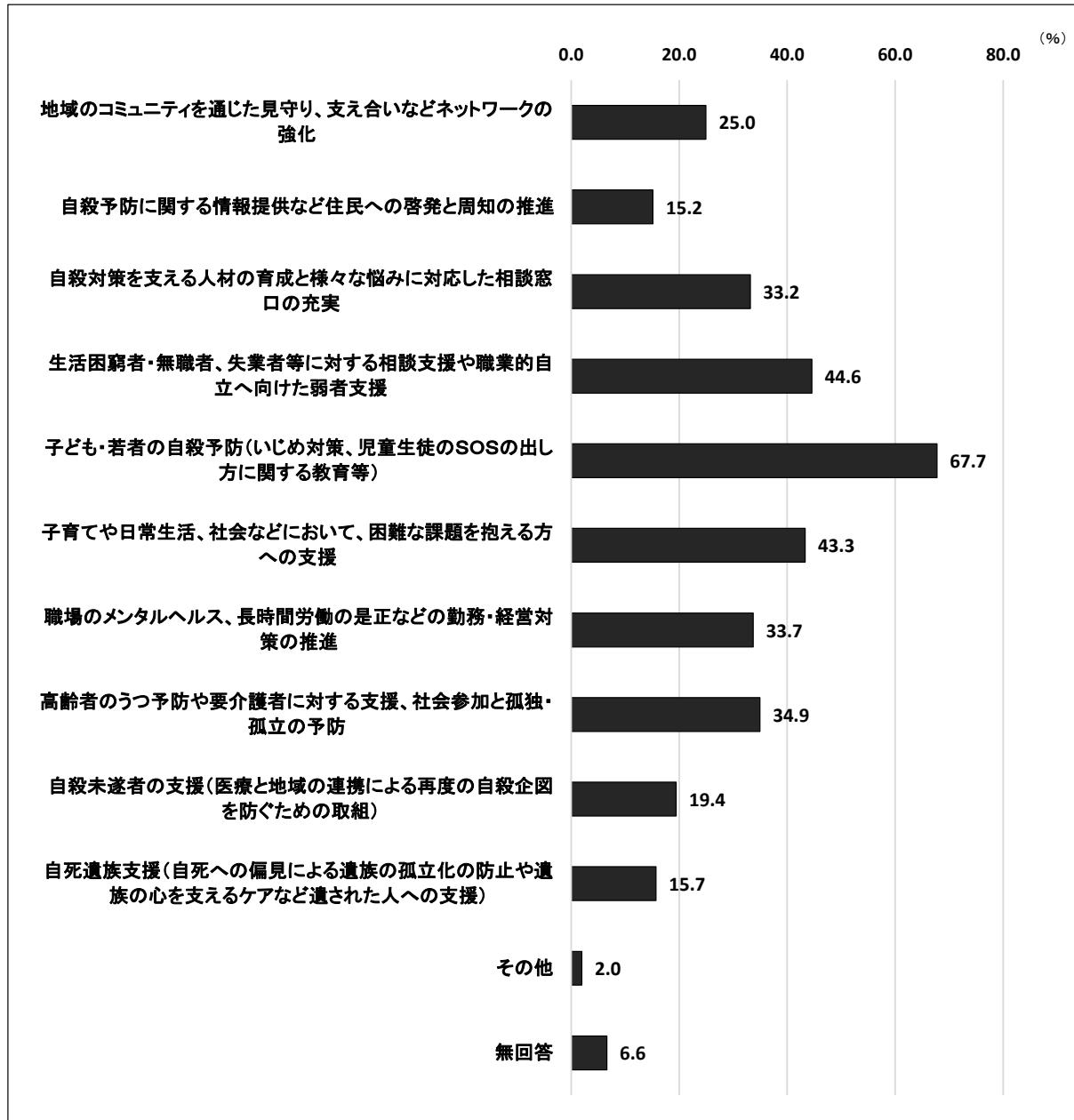
### 【性別・年齢別にみたK6スコアの状況（平均点）】

- ・K6スコアの性別・年齢別の平均点をみると、男性は「30歳～49歳（5.7点）」、女性は「15歳～29歳（7.5点）」が最も高くなっています。
- ・男性は「15歳～64歳」はおよそ5.5点で横ばいに推移し、「65歳以上」になると3.5点に減少しています。
- ・女性は、年齢とともに平均点が減少していく傾向となっています。



## ⑤-2 今後求められる自殺対策（問23）

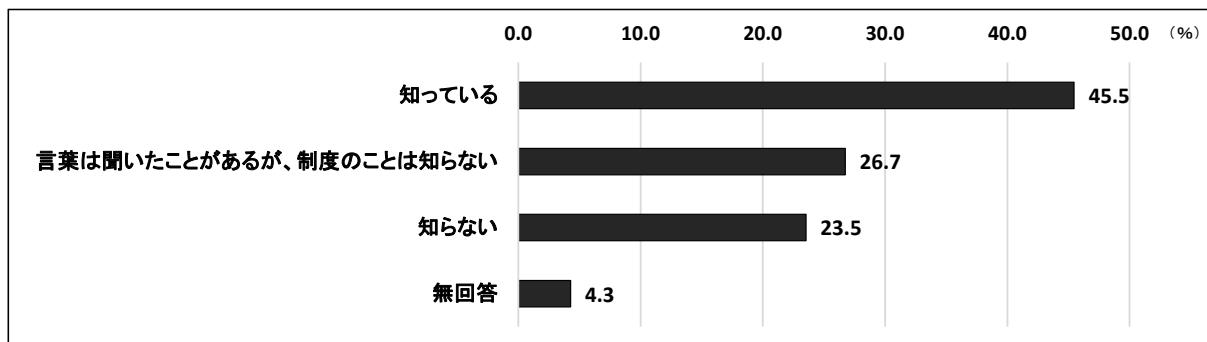
- 「子ども・若者の自殺予防(いじめ対策、児童生徒のSOSの出し方に関する教育等)」が67.7%で最も高く、次いで「生活困窮者・無職者、失業者等に対する相談支援や職業的自立へ向けた弱者支援(44.6%)」、「子育てや日常生活、社会などにおいて、困難な課題を抱える方への支援(43.3%)」と続いています。



## ⑥ 成年後見制度について

### ⑥-1 成年後見制度の認知度（問25）

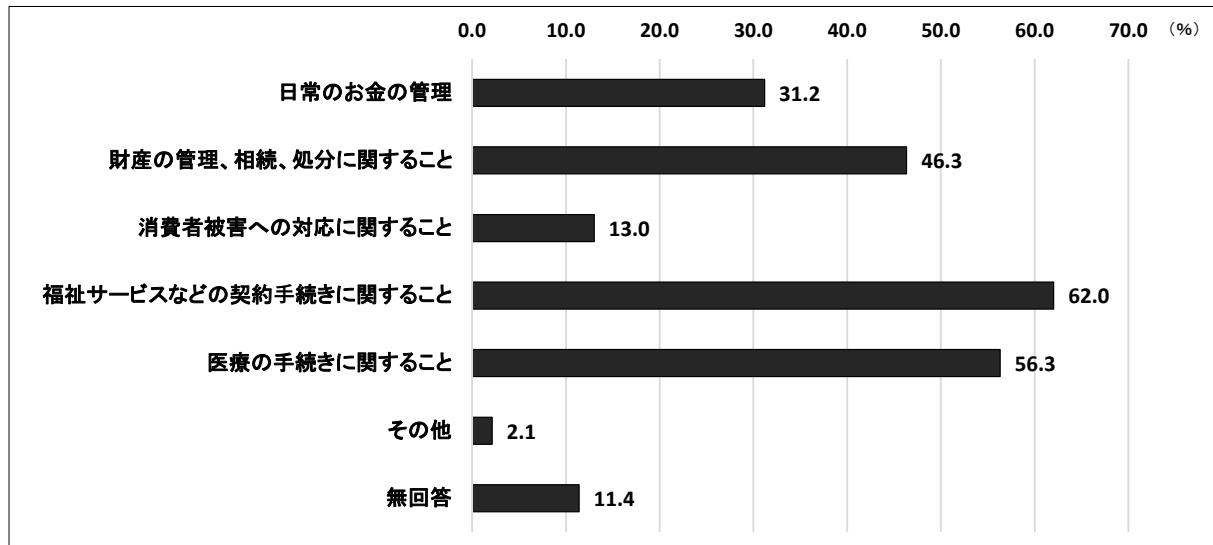
- 「知っている」が45.5%で最も高く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない（26.7%）」と続いています。
- 成年後見制度の認知度（知っている+言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない）は、性別では「女性（75.1%）」、年齢では「65歳以上（81.9%）」、地区では「中部（76.3%）」が最も高くなっています。



	割合 (%)				
	知っている + 制度のことは知らない が、 言葉は聞いたことがあるが、	知っている	言葉は聞いたことがあるが、 制度のことは知らない	知らない	
全体	72.2	45.5	26.7	23.5	
男性	69.6	42.3	27.3	26.9	
女性	75.1	49.1	26.0	20.8	
15歳～29歳	40.0	24.4	15.6	48.9	
30歳～49歳	65.6	42.0	23.6	31.2	
50歳～64歳	75.0	47.7	27.3	23.4	
65歳以上	81.9	50.9	31.0	13.3	
北部	70.1	45.4	24.7	24.7	
中部	76.3	50.6	25.6	19.4	
南部	70.8	42.6	28.2	25.5	

## ⑥-2 成年後見制度を利用する場合に頼みたいこと（問27）

- 「福祉サービスなどの契約手続きに関するここと」が62.0%で最も高く、次いで「医療の手続きに関するここと（56.3%）」と続いています。
- 性別別の「男性」及び地区の「北部」では、「医療の手続きに関するここと」が最も高くなっています。

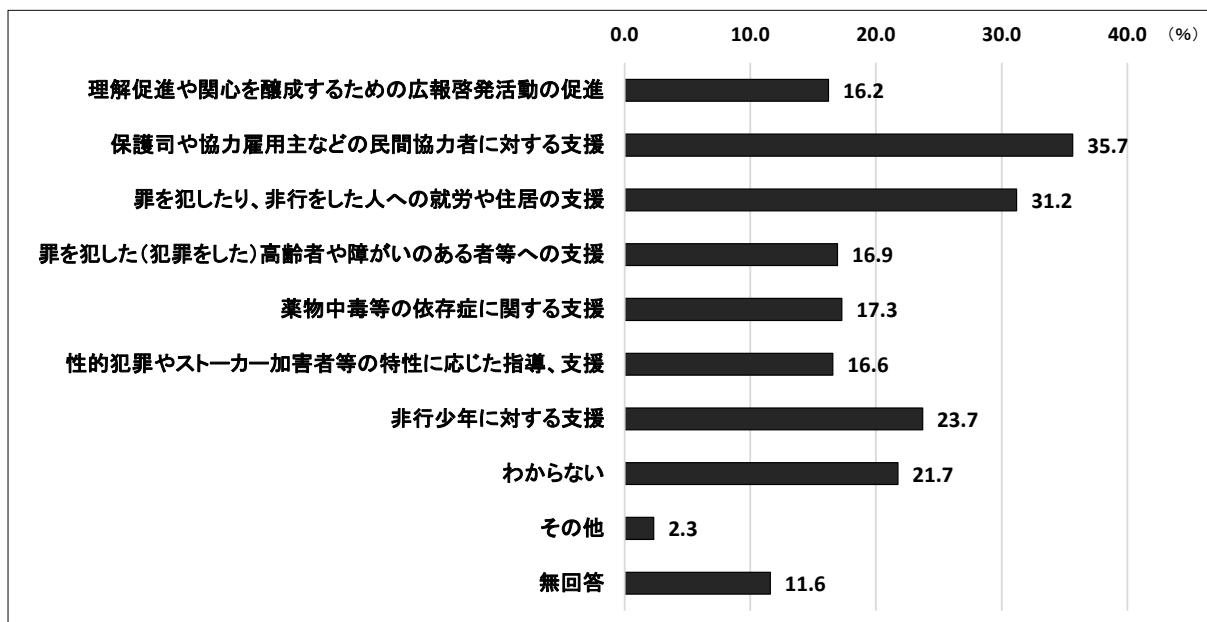


	割合 (%)					
	日常のお金の管理	財産の管理、相続、処分に関するここと	消費者被害への対応に関するここと	福祉サービスなどの契約手続きに関するここと	医療の手続きに関するここと	その他
全体	31.2	46.3	13.0	62.0	56.3	2.1
男性	26.9	48.2	11.5	56.1	56.5	2.8
女性	35.3	44.3	14.2	67.8	57.4	1.7
15歳～29歳	35.6	35.6	15.6	53.3	48.9	0.0
30歳～49歳	35.0	49.7	13.4	68.2	68.2	1.9
50歳～64歳	38.3	56.3	18.8	68.8	63.3	3.1
65歳以上	23.5	39.8	8.8	56.6	46.0	2.2
北部	26.8	46.4	8.2	52.6	52.6	3.1
中部	32.5	45.6	10.0	66.9	59.4	1.9
南部	31.5	46.0	15.8	63.1	56.0	2.0

## ⑦ 再犯防止について

### ⑦-1 再犯防止について、力を入れていくべき施策（問32）

- 「保護司や協力雇用主などの民間協力者に対する支援」が35.7%で最も高く、次いで「罪を犯したり、非行をした人への就労や住居の支援（31.2%）」と続いています。
- 年齢をみると、「15歳～29歳」では「薬物中毒等の依存症に関する支援」、「30歳～49歳」では「非行少年に対する支援」、「50歳～64歳」では「罪を犯したり、非行をした人への就労や住居の支援」が最も高くなっています。



	割合 (%)											
	動の促進	するための広報啓発活動	理解促進や関心を醸成する支援	どの民間協力者に対する支援	保護司や協力雇用主などの民間協力者に対する支援	罪を犯したり、非行をした人への就労や住居の支援	た( )高齢者や障がいのある者等への支援	罪を犯した(犯罪をした)高齢者や障がいのある者等への支援	薬物中毒等の依存症に関する支援	性的犯罪やストーカー加害者等の特性に応じた指導、支援	非行少年に対する支援	わからない
全体	16.2	35.7	31.2	16.9	17.3	16.6	23.7	21.7	2.3			
男性	17.8	33.2	32.8	15.4	17.8	15.8	24.1	20.6	2.8			
女性	14.2	37.7	30.8	18.7	18.0	17.3	23.9	22.5	1.7			
15歳～29歳	22.2	20.0	20.0	22.2	28.9	8.9	24.4	22.2	4.4			
30歳～49歳	13.4	28.0	26.8	13.4	21.0	23.6	35.7	20.4	3.2			
50歳～64歳	14.8	34.4	38.3	16.4	19.5	19.5	17.2	25.8	2.3			
65歳以上	17.3	44.2	33.2	18.6	11.5	11.9	18.6	19.9	1.3			
北部	12.4	36.1	26.8	14.4	13.4	19.6	27.8	20.6	2.1			
中部	15.0	36.3	35.6	17.5	17.5	11.3	20.0	24.4	2.5			
南部	17.8	34.9	30.5	17.4	18.5	18.5	24.2	20.5	2.3			

### 3 団体ヒアリングの結果概要

#### (1) 団体ヒアリングの概要

調査地域	開成町社会福祉協議会に登録しているボランティア団体
調査回答団体	12 団体
調査期間	令和6年12月～令和7年1月

#### (2) 主な意見

##### ◆活動する上での課題

- ・「新規会員が増えない」、「活動運営人員の確保が難しい」、「構成メンバーの高齢化」など会員に関する課題が多く挙げられました。また一方で、「団体の人数は多いが、仕事や他のボランティア等で活動日に参加出来る人が案外少なく、一部の人に片寄っていること」、「学習者が継続して参加することが難しい」など参加に関する課題もありました。
- ・「道具の収納場がなく、大きな物もメンバーで分けて自宅で保管している」、「手作りの制作物がどんどん増え、置き場所のないことに困っている」、「団体で使用する道具や機材を保管するにあたり、ロッカーに入らない物がある」など、活動スペースに関する課題が多く挙げられました。
- ・「活動運営費の確保が難しい」という資金に関する課題を挙げたのは1団体のみにとどまっています。

##### ◆他団体との連携

- ・現在、他団体との連携があると答えた団体は2団体（16.7%）でした。

##### ◆他団体と連携する場合に希望するところ・困っていること

- ・「目的が近い団体との共同活動」、「連携する目的が私達の活動と合っているか」などお互いの団体の目的や活動に沿った連携の構築が望まれていました。
- ・「連携する上で、当団体に対する希望を具体的に教えて欲しい」、「お互いの団体にとって、どのような連携が可能なのかをまず具体的に知りたい」など、連携の前に情報交換や話し合いが必要というご意見がありました。そのため、連携しようとする上で困っていることとして、「調整窓口」が挙げられており、「団体同士を繋ぐ役割を果してくださる機関があると嬉しい」というご意見がありました。

##### ◆開成町の福祉で重点的に取組むべきこと

###### 【居場所づくりに関するご意見】

- ・子どもの居場所、環境を整える事が必要
- ・福祉活動をもっと活発に取組み、近場で楽しく元気で過ごせる場を設けられる様な仕組みを考えて欲しい
- ・高齢者、子ども、子育て世代への支援など年代に関係なくそれぞれにあった居場所づくり
- ・開成町福祉マップの作成 例えは、親子の為の各居場所掲載マップ

【人・環境づくりに関するご意見】

- ・福祉への関心を深める研修などを通して協力してくれる人材を増やすこと
- ・子育てしている上で不安な事があっても近くに相談できる人がいない時など、いつでも気軽に相談できる人・環境づくりが必要
- ・専門性の高い人材育成に費用を出して欲しい

【連携・協働に関するご意見】

- ・ボランティア団体同士の交流と連携が必要
- ・住民からの意見や要望の吸い上げと、ボランティア団体へ繋げる仕組みが必要
- ・各団体活動イベント掲載カレンダーの作成

【避難所に関するご意見】

- ・主に聴覚障がい者や視覚障がい者に対する避難所での情報提供体制の強化
- ・避難所（公民館など）のバリアフリー化

## 4 地区別ふくし座談会の結果概要

### (1) 地区別ふくし座談会（令和6年度）の概要

開成町社会福祉協議会の役職員が町内全地区へ赴き、住民の方々と膝を交えながらこれからの福祉のありかた等を話し合うことにより、福祉活動における自治の実現を目指した様々な取組みのより一層の充実・発展を図るとともに、開成町らしい福祉コミュニティ（共助文化づくり）に寄与することを目的として、本座談会を開催しています。（隔年開催）

調査対象団体	地区にお住いの方や、民生委員・児童委員を含む自治会福祉部スタッフ、地区内の各種団体関係者（自治会、婦人会、老人クラブ、ボランティアグループ等）
調査期間	令和6年9月1日～11月30日

### (2) 座談会での意見

#### ①開成町における自治会福祉活動の現状

岡野	・先日の秋祭りは、お子さんの参加もあり昨年に比べて盛大にできました。（ふれあい交流行事）
金井島	・先日行われた地区敬老会のとき、未就学児の子どもたちが歌に合わせて舞台で劇を披露してくれましたが、ああいうのはとてもいいなと思いました。何か特別なことをするのではなく、そこにいて歌を歌ったり手をつないだりしてくれるだけ喜んでもらえます。ぜひ続けていってもらいたいです。（世代間交流）
円中	・円中福祉部の主な取組みとしては、子ども向け事業と高齢者向け事業があります。子ども向けには町の支援センターと一緒に親子で七夕飾りやクリスマスリースづくりなどを年4回、高齢者向けにはほぼ毎月サロンをやっています。月によっては両方で2回やる月もありますので、事業を企画する側からすると「たいへんだ」との声も出ています。（サロン活動） ・社協の援助のもと、「ちょこボラ円中ブロック」を自治会と老人クラブでつくり、いま51人のメンバーがいます。この2年間でゴミ出しや庭木の剪定・除草、繕いや犬の散歩、外出の付き添いなどのニーズに対応してきました。ちょっと困ったことに対応できるような、助けてもらいたい人と助けたい人をつなぐような、そういう支え合いの組織になるといいと思っています。そういうたすけあいが地区のなかでもっと浸透していくよう、これからも自治会や社協と連携して挑戦し続けていきたいです。（生活支援活動）
宮台	・月にいちど定期的にサロンをやっていますが、20人くらい集まります。内訳は女性が約3/4、男性が約1/4です。動くことは問題ありませんが、毎月何をやるか企画するのに苦労しています。（サロン活動） ・サロンで感じるのは、女性はおしゃべりするのが楽しいのだということです。高齢になると家にいることが多くなりますが、出てきてくれるのはいいことだし、ありがとうございます。（サロン活動） ・いきいき健康体操を月に2回やっていますが、何回かにいちど一緒に食事へ行ったりします。皆さん外へ出たいのです。（サロン活動）

牛島	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛島はお元気な高齢者が多い印象です。サロンのほか、訪問等もしています。先日の地区敬老会は 35 名の方に参加いただきました。案内回覧を回したところ、参加希望の方はほとんどおられませんでしたが、民生委員・児童委員や福祉部員がお祝いを届けたときに声かけした結果、それだけの方が集まりました。信頼関係が築けているからだと思います。ただ「来てください」といってもなかなか来てもらえない。良好な人間関係をつくっておくことは大切です。(地区敬老会)</li> <li>夏休みに子どもたちと一緒にみなで製作活動をしました。小学生と同じ空間で作業るのは、高齢者にとって楽しかったのではないかと思う。(ふれあい交流活動)</li> <li>牛島の場合、民生委員・児童委員さんは福祉部のメンバーでもあるので連携はとれているのではないでしょうか。何かあれば福祉部員間で話し合う体制はできています。(地区内連携)</li> <li>自治会行事へ参加してもらえるよう、福祉部から高齢者へ訪問や声かけをしていくのでだいたいの方は分かります。このつながりは大事にしていきたいです。いっぽう、子どもたちはどこの誰なのか名前も含めてまったく分かりません。何かことがあったとき、問題が起きなければいいのですが。(情報共有)</li> </ul>
上島	<ul style="list-style-type: none"> <li>伴侶を亡くされひとり暮らしになった高齢者のお宅へ伺い、「ご飯食ってる? 公民館で行事があるときは来てね」と声掛けしていますが、実際具合が悪くなったりなど、家族がいないと困ることが多いですね。(訪問活動)</li> <li>お隣の高齢者宅で二日続けて夜雨戸が閉まっていないときがあり、心配になって近所の方に聞いたら、「みかけたよ」とのことだったので少し安心しました。(見守り)</li> <li>今月、生涯学習部でハロウィンの集いをやるのですが、そのとき福祉部はベビーシッター役でお手伝いすることになっています。また、花の寄せ植えをするときは逆に生涯学習部の方々に資材を運んでもらったりと、互いに交流できるようにしています。どんぐり焼きは子ども会がないので自治会主催で行い、福祉部はお手伝いというかたちです。(世代間交流)</li> </ul>
河原町	<ul style="list-style-type: none"> <li>以前の夏祭りから 2 年前に秋祭りへと変わって内容も大幅に変わりましたが、今年は小中学生が舞台に上がるなど変化があってよかったです。ぜひ来年以降も続けてもらいたいイベントです。(ふれあい交流活動)</li> <li>河原町おたすけ隊で送迎活動は当初やるつもりでしたが、人材含めてハードルが高く、いまは他にできる範囲のなかでやっているのが現状です。(生活支援活動)</li> </ul>
榎本	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来から行っている夏祭りは、今年から秋祭りとして行います。自治会主催で福祉部も協力します。文化展も同様のかたちです。他に福祉部研修会やパークゴルフ、地区敬老会、さくら祭り等ありますが、いずれも参加者が 20 人くらいで固定化してしまっているのが現状です。また、部員も若い人になかなか入ってもらえない、いま平均年齢は 70 を超えており、かなり硬直化したものとなっています。(ふれあい交流活動)</li> <li>地区敬老会では子ども会をとおして小学生に出演してもらい、歌を披露してもらったのはよかったです。(地区敬老会)</li> </ul>

中家村	<ul style="list-style-type: none"> <li>先日さつま芋掘りをしましたが、けっこう多くの親子連れ、若いお母さん方が来てくださいました。何か行事をやるのはたいへんですが、子どもたちが「ここに住んでよかった」と思ってもらえるような地域になるといいと思います。（ふれあい交流活動）</li> <li>毎週水曜日にこの公民館でカーレットサロンをやっています。けっこう盛り上がりについて、いま台が2台あるのですが「足りないからもう1台購入してくれ」との要望も出ています。他にもパークゴルフやマージャンなどもありますので、ぜひ出てきてもらい交際範囲を広げてもらえるといいと思います。以前の自治会長のとき、「いつでも気軽に公民館に集まって、おしゃべりやお茶が飲めるサロンをつくろう」と始まったことですが、いまようやく実を結んできた印象です。「午前だけでは物足りないので、午後も部屋を借りたい」との声も上がっています。（サロン活動）</li> </ul>
パレットガーデン	<ul style="list-style-type: none"> <li>パレットの場合、同じ階の方で組がつくられているので、「あの人はひとり暮らしだ」等ある程度は分かれます。そうした方を組長が災害時要支援者として登録し、自治会長へ提出します。また、その情報は民生委員・児童委員も共有しているので、いざ災害が起きたときは組長や民生委員・児童委員、自治会役員が対応するとしています。（災害時対応）</li> <li>遊び隊は子どもがメインですが、ご高齢の方にも先生役として参加してもらうことがあります。いろいろな経験をお持ちの方が近所のおじいちゃんおばあちゃんとして得意な手芸などを教えてくださいます。高齢者も生きがいをもってもらえるのではないでしょうか。（世代間交流）</li> <li>私はいきいき健康体操の指導員をしています。パレットは参加率もよく、横のつながりもできて、また皆さん「楽しい」といってくださるので教えている私も元気をもらっています。こうした活動がもっと増えていくといいですね。（サロン活動）</li> </ul>
みなみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>いまの子どもたちに何か楽しい思い出をつくってもらえばと収穫祭などのイベントを企画し実施しています。どんど焼きもやりたいのですがまだそこまでチカラがなく、お祭りもやりたいのですが歴史がなく山車や神輿ももちろんありません。それでもトライアンドエラーで少しずつやってはいるのですが。（ふれあい交流活動）</li> </ul>

## ②開成町における自治会福祉活動の課題

岡野	<ul style="list-style-type: none"> <li>路線バスを復活するにしても、バス停まで来られない方もおられます。憩の家にさえ歩いて来られない方は多くおられます。(移動手段)</li> <li>共助の必要性は分かるものの、私たち自身が高齢だから無理な部分があります。老々介護になって共倒れになるのが目に見えています。岡野の高齢者はみな介護施設に入るしかないかもしれません。明るい展望などとても描けません。(将来不安)</li> <li>暮らしているなかでいちばん困るのは、やはり日々の買い物です。宅配を頼んでいる方もおられますが、ひとり暮らしの方からは「量が多くて」との声をよく聞きます。(生活課題)</li> </ul>
金井島	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域のボランティアを担っている人たちがだんだん高齢化してきていて、先細りのような印象があります。「互いにたすけあっていきましょう」との気持ちはあるものの、それが体力的に難しくなっている現状があると感じます。共助に関しては、金井島の場合、特に意識しなくとも「お互いさま」との気持ちは皆さんもっておられると思います。(将来不安)</li> <li>今後災害等何があるか分からぬとき、日頃からの近所のつながりがないと、もっと高齢化がすすんときに地域が成り立たなくなってしまいます。つながりは大事です。能登半島地震のときも、実際一命をとりとめた人のうち、約8割は隣近所の方によって救助されたとのこと。日頃からどこにどんな人が住んでいるかを皆が互いに把握しておけば、災害にも強い地域になると思います。(つながり)</li> </ul>
上延沢	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問はいいことですが、ねたきりの方などへは接し方が難しいです。そういう方へは訪問でなく、別なたのほうがよいのか悩むところです。いま行っているいただいている民生委員・児童委員さんの訪問活動はとてもよいことだと思っています。(訪問活動)</li> <li>ライングループについては、「年内にできるといいね」と役員間で話しています。一対一で教えてもらえば、若い人との交流もできます。(SNS交流)</li> <li>地区内にひとり暮らしの高齢者は多くおられますが、そうした方が自治会に何を期待され求められているのか把握できていません。災害時の見守りのしくみはありますが、やはり日常が大切です。近所のたすけあいといつても、具体的にどうしたらよいか分かりません。(ニーズ把握)</li> </ul>
下延沢	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化でひとり暮らしの方が増えており、「ゴミ出しがたいへん」という声を聞きます。他の自治会ではおたすけ隊や見守り隊等をつくって支援しているところもあり、ゴミ出しなら1回100円でやってもらえるそうです。無料だと頼みづらいのでしょう。いっぽう、需要が多くなって自治会側が対応できないケースも出てきていると聞きます。支援者も高齢になって、高齢者が高齢者を支援している状況です。(生活支援活動)</li> <li>参加者を増やすためには、もっと口コミを増やしていく、近所の方を巻き込んでいくようなかたちで広めていくことが大事です。いま、サロン的に気軽にお茶を飲めるような場がありません。そうした場を求めている高齢者は多いのではないでしょうか。福祉部のほうでもう少し積極的に声掛けしてもらえるといいと思います。(サロン活動)</li> </ul>

円中	<ul style="list-style-type: none"> <li>何か行事をやっても、出てこられる人が限られてしまっています。決まった人しか出てこられません。だんだん年齢が高くなると参加できなくなる人が増えてきますが、新しく入ってくる人が少ないので悩みです。(サロン活動)</li> <li>民生委員・児童委員をやっていて感じるのは、自治会を抜けると名簿に載ってこない人が出てくることです。回覧が回って登録希望者は申出るのですが、自治会に入っていないと回覧も回らず、自治会の名簿に載ることもありません。災害になったら自治会に入っているいないに関わらずたすけあわないといけないのですが。(災害時対応)</li> </ul>
宮台	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者はどこに誰がいるか分かっており会えばあいさつしますが、子どもは分からないです。自治会として子どもの福祉にはまったく手をつけられていないのが現状です。(子育て支援)</li> </ul>
牛島	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の組をみていると70代の方が多く、あと5年もしたらみな後期高齢者です。そうなったとき、「買い物や通院はどうする」という話をしています。他の自治会のように、そうしたことをサポートしてくれる組織ができれば心強いのです。(生活支援活動)</li> </ul>
上島	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民基本台帳から抜き出して訪問すると、「私の名前をどこで知ったの?」となるので、いまは「希望される方は申出してください」としています。そのなかでおひとり自宅が分からぬ方がおられました。災害時を考えると心配です。私たち民生委員・児童委員はせめて地区内の後期高齢者の氏名と住所を把握しておきたいです。(個人情報)</li> <li>広報が配られますが自ら意識しないとみないし、参加もしません。地域のサロンなどへ看護師に来てもらえると魅力が増すのではないかでしょうか。(サロン活動)</li> </ul>
河原町	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉部としては、中家村で始まった送迎活動のようなものを今後考えていきたいと思っています。(生活支援活動)</li> </ul>
中家村	<ul style="list-style-type: none"> <li>中家村には災害救助支援隊をはじめ、いろいろな組織があります。お互いさまネット中家村でお出かけ支援サービスを新たに始めました。今後、利用希望者がかなり増えそうなので、「ドライバーならやってもいい」という方がおられましたらぜひ連絡ください。「若いからまだいいよ」といわず、今からデビューしておけば定年後もスムーズに地域へ溶け込めます。(生活支援活動)</li> </ul>
パレットガーデン	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要支援者登録制度は、自治会で何か方針を決めて引き継いでいってもらいたいです。自治会に入るメリットが減っているなか、これは大きいと思います。個人情報なので気をつけなければならないし、回覧しても書いてもらえないかもしれません、アピールしていきましょう。(災害時対応)</li> </ul>
みなみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば私たちみなみの人と岡野の人たちと共同で何かできないでしょうか。他自治会との交流など、そういう結びつきというのはあってよいと思います。収穫祭のときに先生役としてプロの方が来ていただけるとか。(地区間交流)</li> <li>収穫祭のときよりも、むしろ畑に芽苗を植えるときにぜひ子どもたちに指導してもらえたならありがたいです。北と南、まったく違う地区どうし交流できる場が実現できたらいいと思います。(地区間交流)</li> </ul>

## 5 開成町の地域福祉をめぐる課題

### 地域福祉に対する意識の醸成

開成町では、自治会や団体などが地域において様々な活動を実施しているところですが（「自治会活動が活発である」と思う割合は60.8%）、地区別ふくし座談会の意見では、活動に参加している方が固定化しており、特に若い世代の新規の参加者が中々出てこないといった課題や地域のボランティアを担っている人たちがだんだん高齢化してきているといった課題も挙げられています。

そのため、地域での助け合いや支え合いを進めていくためにも、地域における全世代の住民同士のつながりづくりや、福祉意識の啓発に取組んでいく必要があります。

また、災害時には声掛け避難や救助など地域の住民同士で助け合いをしていくことが必要になるため、日頃から近所のつながりや見守りなどができる仕組みづくりが重要になります。

### 地域福祉活動の担い手育成

少子高齢化による人口の減少や、若年層の地域福祉への関心の希薄化などにより、地域福祉活動への担い手の減少が問題となっています。また、世代間交流の減少も課題の一つです。

開成町では今後迎える人口減少や更なる高齢化により、地域福祉活動の担い手の減少や高齢化が懸念されます。団体ヒアリングにおいても、ボランティアや地域活動における課題として、参加者の減少や高齢化が挙げられていました。また、住民アンケートでは、ボランティアへ「参加したことはない」が52.2%で最も高く、次いで「参加したことはあるが、現在は参加していない（23.7%）」、「参加している（20.9%）」となっています。

地域福祉活動の新たな担い手の育成を行っていくためには、地域の状況や年齢層に応じた情報発信などにより、これから地域を担う人材が積極的に地域活動に参加していくための支援が求められています。また、同世代相互の絆づくりと、共通認識課題への取組みをバネにした活動を支援することが有効です。

### 地域間で異なる特性や課題への対応

開成町では、地区によって人口構造や資源が異なっており、地区によって課題も様々です。高齢化が進み、単身高齢者世帯や高齢者夫婦世帯の増加による地域福祉の担い手の減少が懸念される地域がある一方、町外から引っ越してきた新たな住民の方が多く、近所付き合いの希薄化や、特に若い世代の方への地域福祉に対する意識等地域で異なる特性が発生しています。

地区別ふくし座談会においても、北部地域での意見では高齢化が、南部地域での意見としては生活支援体制整備や見守りの事業がなかなか実施しづらい、といった現状がありました。また、他自治会との交流など、そういう結びつきというのはあってよいと思うという意見もあり、自治会同士の交流を通して、課題や解決策などの取組や情報の共有を進めていくことが重要になるとともに、地域ごとの特性や課題を適切に把握し、課題に応じた柔軟な支援を行っていく必要があります。

## 包括的な支援体制の構築

近年、少子高齢化による高齢者世帯・単身者世帯の増加、介護と育児の両方を行う「ダブルケア」、本来大人が担うべき家事や家族の世話を子どもや若者が過度に負担する「ヤングケアラー」の問題、8050問題など、様々な分野の課題が複合し、生活課題が多様化・複雑化しています。また、制度の狭間で支援の届きにくい方などの潜在的な支援ニーズを把握することが重要になります。

地域における多様なニーズに対応するために、地域の実情に応じ、児童・高齢・障がいなどの各分野を超えて、身近な地域で複合的な課題を『丸ごと』受け止める場として、福祉・保健・医療・権利擁護・雇用・就労・産業・教育・住まい・移動手段など、多機関が連携した包括的な支援体制の構築が求められています。

開成町においても、分野の枠や組織を超えて、縦割りでは対象から漏れやすい課題を抱えている方や家族を丸ごと受け止められるよう、支援体制の充実を図ることが必要です。

## 6 地区の特色と課題

### ・地区3区分

北部：岡野、金井島、上延沢

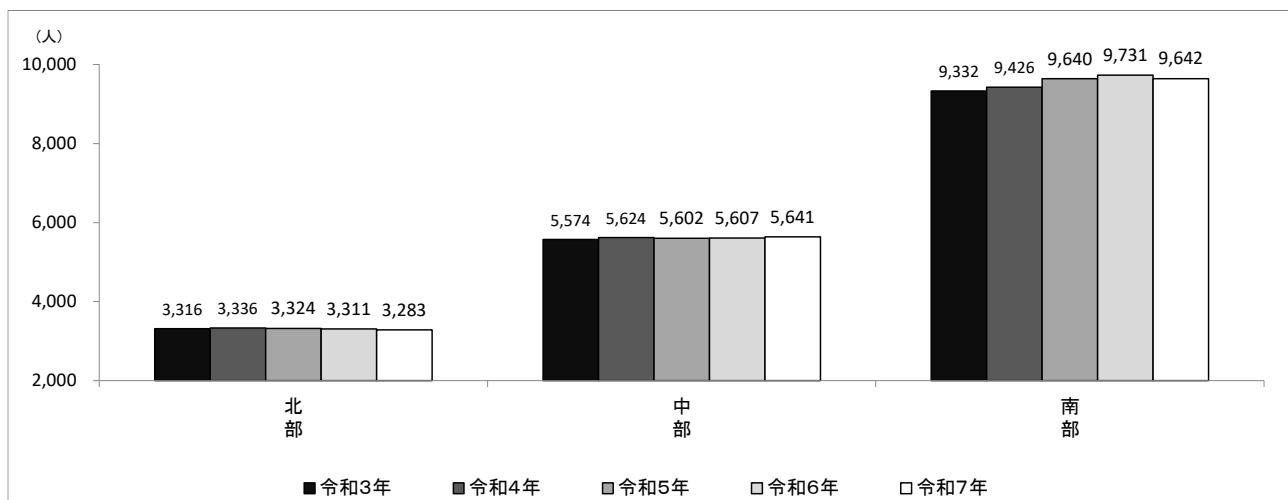
中部：下延沢、円中、上島、河原町、榎本

南部：宮台、牛島、中家村、下島、パレット、みなみ

### (1) 地区別の人口の推移

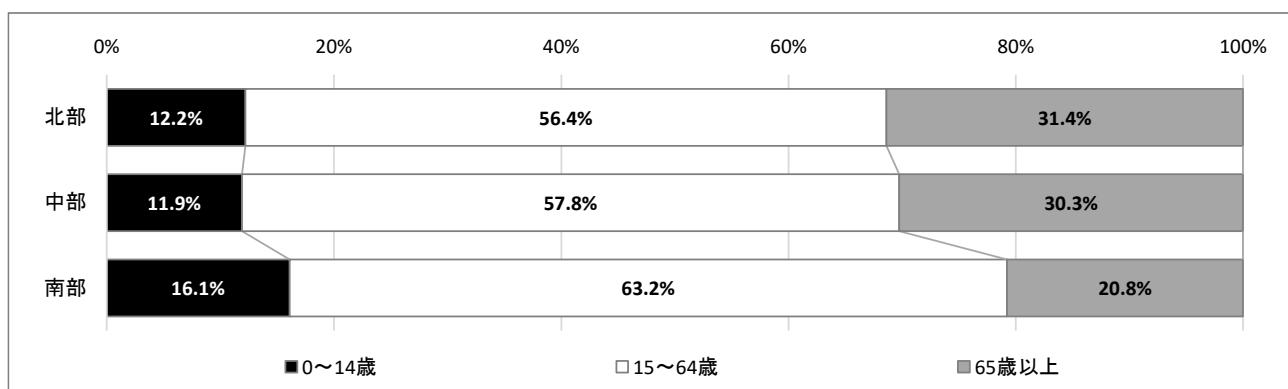
- ・北部は、令和4年にかけて増加しましたが、その後減少に転じています。
- ・中部は、年によって増減はありますが、おおむね横ばい傾向で推移しています。
- ・南部は、令和6年までは増加傾向で推移していましたが、令和7年に減少に転じています。
- ・年代別割合を3地区で比較すると、北部、中部は 65 歳以上の割合が高い一方で、南部は 0~14 歳の割合が高くなっています。

#### ■人口の推移



資料：開成町住民基本台帳（各年1月1日現在）

#### ■年代別割合



資料：開成町住民基本台帳（令和7年1月1日現在）

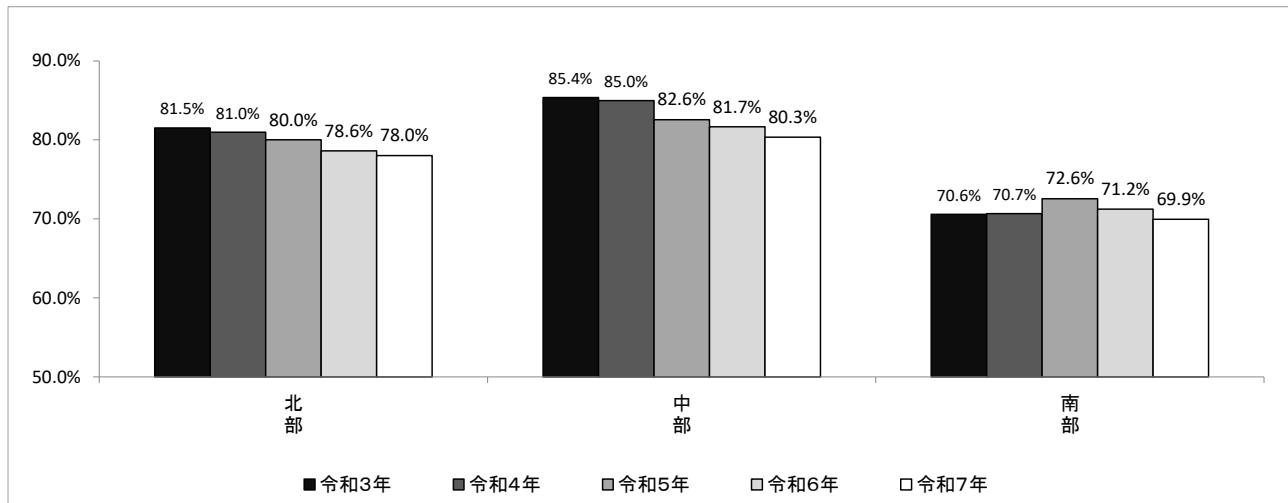
## (2) 地区ごとの自治会加入率の推移

令和7年の自治会加入率は、中部の80.3%が最も高く、次いで、北部(78.0%)、南部(69.9%)となっています。

北部、中部は減少傾向で推移しており、令和7年と令和3年を比較すると、北部は3.5ポイントの減少、中部は5.1ポイントの減少となっています。

一方、南部は、令和5年まではゆるやかに増加していましたが、その後減少に転じており、令和7年と令和3年を比較すると、0.7ポイントの減少となっています。

### ■自治会加入率の推移



資料：福祉介護課資料（各年1月1日現在）

## (3) アンケート結果からみる地区の特色と課題

### ①自治会活動について ⇒南部は自治会活動がやや活発ではない

「自治会活動が活発である」と思う割合は、「北部(66.0%)」が最も高く、次いで「中部(61.9%)」、「南部(59.7%)」と低くなっています。

### ②手助けや見守りについて ⇒北部、中部は手助けや見守りが必要な人が多い

「手助けや見守りが必要な人が多い」と思う割合は、「北部(47.4%)」、「中部(46.3%)」が「南部(29.9%)」より高くなっています。

### ③助けあう雰囲気について ⇒中部、南部は困ったときにはみんなで助けあう雰囲気がやや低い

「困ったときにはみんなで助けあう雰囲気がある」と思う割合は、「北部(63.9%)」が「中部(51.9%)」、「南部(51.3%)」より高くなっています。

### ④住民が気軽に集える場所について ⇒中部は住民が気軽に集える場所がやや少ない

「住民が気軽に集える場所がある」と思う割合は、「北部(38.1%)」、「南部(38.3%)」が「中部(28.8%)」より高くなっています。

⑤高齢者や障がいのある方にとって住みやすい地域について ⇒北部は高齢者や障がいのある方にとってやや住みづらい

「高齢者や障がいのある方にとって住みやすい地域である」と思う割合は、「中部 (51.3%)」、「南部 (49.7%)」が「北部 (45.4%)」より高くなっています。

⑥地域活動やボランティア活動への参加率について ⇒南部は地域活動やボランティア活動への参加率がやや低い

「地域活動やボランティア活動へ参加したことがない」割合は、「南部 (54.0%)」が「北部 (50.5%)」、「中部 (49.4%)」より高くなっています。

⑦地域活動やボランティア活動の課題について ⇒中部は地域活動やボランティア活動に人が集まりにくい

地域活動やボランティア活動の課題として「人が集まらない」と回答した割合は、「中部 (36.8%)」が「北部 (20.9%)」、「南部 (19.4%)」より高くなっています。



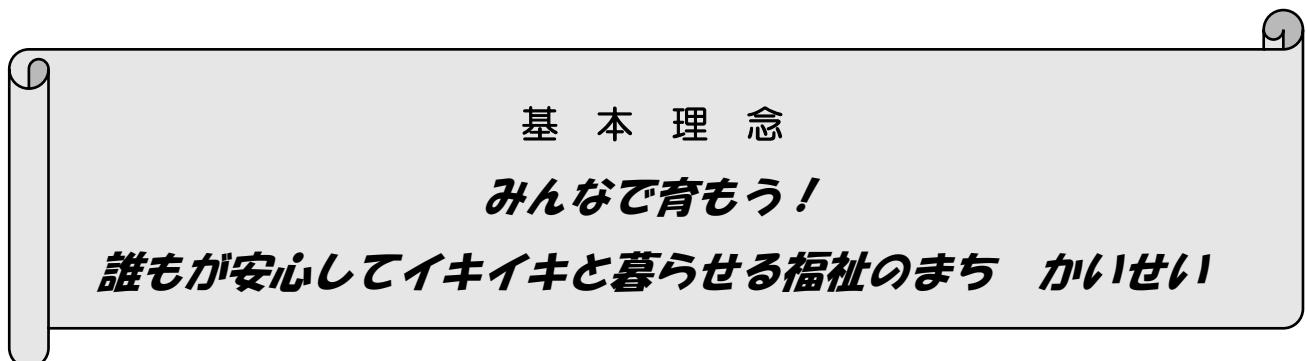
## 第3章

# 基本理念・基本目標・施策の考え方

## 1 基本理念

地域福祉では、地域の課題を「自助」「公助」を活かしながらも、解決が難しい問題については、みんなで支え合い、地域の力を活かすことで必要な人に支援が届く「共助」の考え方方が大切です。開成町ではこの「共助」の考え方を推進した「福祉のまち」づくりを目指してきました。

そのため、本計画においても引き続き、「みんなで育もう！ 誰もが安心してイキイキと暮らせる福祉のまち かいせい」を基本理念に掲げ、計画を推進していきます。



## 2 取組みの方向

### ～地域共生社会の実現～

子どもや高齢者、障がいのある方など、すべての人々が地域や暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる社会を「地域共生社会」と言います。

開成町では、地域福祉が支え手側・受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民のみなさんがそれに役割をもち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、地域の公的福祉サービスと協働し助け合いながら安心して暮らすことができるしくみを構築し、「地域共生社会」を実現します。



### 3 地域共生社会の実現に向けて持つべき視点

#### ①地域で共生の文化を創出する挑戦【共生文化】

…個人の尊厳が尊重され、多様性を認め合うことができる地域社会をつくり出していくこと、それは住民主体による地域づくりを高めていくことです。地域のなかで社会的孤立・排除をなくし、誰もが役割をもち、お互いに支え合っていくことができる地域共生社会を創出することにより、地域の文化として定着するよう挑戦し続けていきましょう。

#### ②地域のすべての人々が参加・協働する段階へ【参加・協働】

…住民、福祉関係団体、自治会、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員、行政等といった多様な主体がそれぞれに活動するだけでなく、みずからの地域福祉を推進していくために分野や世代を超えて参加・協働すること、つながりの再構築が求められます。地域のなかで具体的に連携する「しくみ」と「対話・協議」をしていく過程を重視し、合意形成をすすめましょう。

#### ③重層的なセーフティネットの構築【リスクの軽減】

…本人の意思や尊厳の尊重を前提としつつ、近隣住民の方々による見守りなどの支え合い活動や企業との連携による情報提供、専門職によるアウトリーチなどにより、地域のなかで重層的なセーフティネットを構築し、抱えている問題が深刻化するまえに支援につなげリスクを軽減する体制づくりをすすめましょう。

#### ④包括的な支援体制の整備【包括的支援体制】

…社会的孤立や制度の狭間、サービスにつながらない生活課題について、福祉、保健、就労、教育、権利擁護といった関係機関の枠を超えて、地域全体で支え合い解決できる包括的支援体制をつくり、地域連携をすすめましょう。

#### ⑤「支え手」「受け手」が固定されない参加・働く場の創造【多様な場の創造】

…生活課題に即して福祉分野から地域づくりについて積極的に提案することにより、これまで支援の「受け手」であった人が「支え手」に回り、また「支え手」が「受け手」に回れるような、お互いに活かし合う、支え合う地域づくりをすすめましょう。立場や世代を超えた参加の場や誰もが自分らしく活躍できる就労の場を地域の中につくり出していくましょう。

## 4 基本目標

基本理念を実現するために、3つの基本目標を定め、事業を推進していきます。

### 基本目標 1 地域づくり

～住民同士の支え合いの関係づくりを促進します～

住民同士の支え合いは「おたがいさま」といった地域の相互扶助により人々の暮らしは支えられてきましたが、工業化、都市化が進み、地域や隣人等に対する「無関心」の問題も一方で発生しました。開成町は、従来から自治会を中心とした地域福祉活動が定着していますが、人口増に伴って多様な主体が「我が事」として地域福祉活動に参画し地域を支えていくことが必要です。

多様化する住民の福祉ニーズに対応するため、公的なサービスだけでなく、住民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO団体等の関係団体や町、社会福祉協議会が協働という考え方のもと「支え手」「受け手」という考え方をこえてあらゆる機関が連携して、みんなで助け合い、支え合う地域づくりを推進します。

### 基本目標 2 人材づくり

～福祉への理解と関心を深め、地域福祉の担い手を発掘・育成します～

地域での助け合い・支え合いの推進に向け、住民一人ひとりの地域福祉への理解・関心の醸成を目指します。そのため、教育機関等による福祉教育の支援や個人の知識・技術を生かせる活躍の場づくりに取組みます。また、地域住民だけでなく地域福祉を支える人材や団体の育成・支援に取組みます。世代間交流を通して、各世代文化を伝え合い、互いに活かし合う関係をつくり、視野の広い人材づくりを進めます。

### 基本目標 3 しくみづくり

～誰もが自分らしくイキイキと暮らせるよう、支援体制を充実します～

地域に住むすべての人が、住み慣れた地域で安心して、自分らしい生活を送ることができるよう、ニーズに応じた支援や生活環境の整備、相談支援体制の充実、権利擁護の強化に取組みます。

また、見守りなどの支え合い活動や専門職によるアウトリーチなどセーフティーネットを構築し、リスクを軽減する体制をつくります。



## 5 計画の体系

本計画は、3つの基本目標、10の施策、68の取組で構成されています。

基本目標		施策		取組			
1	地域づくり	1-1	地域の支え合いを促進して、支援を必要とする人を見守ります	①	自治会との連携強化		
				④	防犯・交通安全の推進活動に取組む団体との連携強化		
				⑦	ゲートキーパーの養成		
		1-2	地域での様々な取組みをつなげて支援の輪をひろげます	①	生活関連分野間の横断的なネットワークづくり		
				④	住民同士の交流の促進		
		2-1	福祉において知る、学ぶ機会を充実します	①	福祉教育の推進		
2	人材づくり			④	障がいへの理解の周知		
				⑦	福祉教育事業		
	2-2	地域で活動する担い手の確保に取組みます	①	ボランティアセンター事業			
			④	生活支援体制整備事業			
	2-3	専門的な福祉人材の育成・確保、支援に取組みます	①	生活支援コーディネーターの配置			
			④	手話奉仕員養成講座の開催			
3	しくみづくり	3-1	包括的（総合的）相談体制の構築を目指します	①	窓口機能の充実		
				④	虐待防止対策の強化		
				⑦	包括的な支援体制の構築		
				⑩	地域包括支援センター事業		
		3-2	支援を必要とする人に対する福祉サービスを充実します	①	福祉に関する情報提供の充実		
				④	地域生活支援拠点整備事業の推進		
				⑦	地域ケア会議の推進		
				⑩	在宅福祉サービス事業		
		3-3	自殺対策を推進します（開成町自殺対策計画）	①	総合的な自殺対策の推進		
				④	自殺予防週間、自殺対策月間における広報		
		3-4	権利擁護の推進に向けて、成年後見制度の利用促進体制の構築に努めます（開成町成年後見利用促進基本計画）	①	あしがら成年後見センターの運営支援		
				④	親亡き後の障がい者支援		
		3-5	再犯防止の支援に取組みます（再犯防止推進計画）	①	再犯防止に関する意識の醸成		
				④	保健医療・福祉サービスの利用促進		

取組			
② 民生委員・児童委員の活動環境の整備と活性化	③	福祉関係団体の支援	
⑤ 避難行動要支援者の把握	⑥	避難行動要支援者名簿による情報共有及び災害時の防災対策の強化	
⑧ 緊急通報装置等の設置による見守り活動の支援	⑨	徘徊高齢者の早期対応に向けた仕組みづくり	
② 社会的孤立・孤独死の防止対策の推進	③	生活支援関係者とのネットワーク構築支援	
⑤ 寄付や共同募金等の取組みの推進	⑥	シルバー人材センターの支援	
② 認知症サポーターの養成	③	児童・生徒等への福祉教育の推進	
⑤ 人権に関する学習機会の充実	⑥	広報啓発事業	
② ボランティアに関する情報提供の充実	③	自治会福祉活動支援事業	
② 地域人材の研修への参加促進	③	かいせいいいきいき健康体操指導員数の確保	
⑤ 医療職、介護士等の専門職の登録事業の実施			
② 重層的支援体制の検討	③	地域における重層的な生活支援のしくみづくり	
⑤ 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築	⑥	庁内連携体制の構築	
⑧ 法人マネジメント事業	⑨	権利擁護事業	
⑪ 相談・支援事業			
② 意思疎通支援事業等の普及・啓発	③	適切なサービスの提供	
⑤ 介護サービスの適切な給付	⑥	介護サービス事業者への助言等	
⑧ 就労の場の確保を目的とした関係機関との連携強化	⑨	生活困窮者の早期発見	
⑪ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を通じた支援			
② ゲートキーパーの人材確保と養成	③	自殺や自殺対策に関する知識等の普及・啓発	
⑤ 児童生徒への取組み	⑥	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を通じた支援（再掲）	
② 成年後見制度の各相談窓口の連携	③	成年後見利用支援事業の実施	
② 保護司との情報共有・連携強化	③	保護観察所等との連携強化	
⑤ 生活困窮者自立支援機関と連携した支援の推進	⑥	地域全体での青少年を見守り	

## 6 地域福祉を進める上で重要な視点

地域福祉の推進には、住民、福祉関係者、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割を果たすとともにお互に力をあわせ、「自助」「公助」「共助」を重層的に取組んでいくことが重要となります。

本計画の第4章、第5章では行政、社会福祉協議会の役割を示しています。ここでは、住民のみなさんと地域福祉を推進するにあたり、住民のみなさんができる取組みについて示しています。

### ■ 「自助」「公助」「共助」のイメージ

#### 自助

個人や家族で課題解決

例：日頃のあいさつ、自治会への加入 など

#### 共助

住民同士の支え合いの取組みは地域で協力して行う

例：自治会活動、見守り活動、助け合い活動 など

#### 公助

自助、共助では対応できない公的支援

例：障がい福祉サービス、高齢福祉サービス、  
児童福祉サービス など

## 7 各福祉分野における主な取組み

### （1）子どもの福祉【開成町子ども・子育て支援事業計画】

核家族化の進行、就労環境の変化、地域のつながりの希薄化などにより、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てをする親の不安や負担が大きく、子育ての孤立などの問題が懸念されているため、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

また、スマートフォンやSNSが社会に定着していく中でコミュニケーションのあり方も変化しており、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は不安定な状況が続いている。

そのような社会環境の変化への対応として、多様化する子育てニーズに応じた、教育・保育のサービス提供体制の構築を引き続き進めていくとともに、相談や情報提供の支援、安心して子育てできる環境づくりのため、地域とのネットワークをより強め、サポートする取組みを拡げていきます。

また、ひとり親家庭は、生活上の様々な困難に直面することが多く、子育て支援サービス等の周知や利用促進、また相談体制の強化や就労支援など、ひとり親家庭に対する支援を充実させ、自立した生活が送られるよう施策を推進していきます。

近年問題視されている児童虐待を未然に防止するための相談体制の充実や、児童虐待防止法の周知なども重要です。

子どもの健康に関しては、成長段階に応じて健康診査を実施するとともに、感染症予防についての啓発や定期的に予防接種を行い、感染のおそれのある疾病の発生及びまん延の予防に努めます。

また、健康な体づくりの基本となる食育の推進を通して、栄養バランスのとれた食事、望ましい食習慣の啓発を行います。

### （2）障がい者の福祉【開成町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画】

障がいのある人が、必要なサービスを利用して自立して暮らすために、情報提供体制の充実を引き続き進めるとともに、福祉サービス、介助者を支援する取組み、健康づくりなどを通して、地域で自立した暮らしが続けられるように支援を行います。

また、道路や建物などのハード面の整備を促進するとともに、災害や事故に対する安全対策を実施し、すべての住民にやさしいまちづくりを進めます。

障害者差別解消法では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、健常者と障がい者が互いに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会を目指しています。

住民がお互いに協力し、障がい者への配慮がなされた地域をつくることや、障がいの種類や生活状況に応じた福祉サービスや医療体制、相談支援体制を充実させるなど、きめ細かな対応を促進します。

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律に基づき、ニーズの多様性に応じることのできる障がい児支援の充実が一層求められています。

支援が必要な子どもがそれぞれ個性と可能性を伸ばせるように、福祉・保健・教育の分野が連携して支援します。

障がいによって学習や活動の機会が乏しくならないように、活動の場を増やしたり、誰もが一緒に活動できるような成長段階にあわせた環境づくりを推進し、様々な活動・分野への社会参加の促進を図ります。

### （3）高齢者の福祉【開成町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

高齢期になると、生活機能の低下や疾病の発症等のリスクが高くなり、症状の悪化等によっては、介護や支援が必要な状態となるおそれがあります。

介護が必要な状態にならないように予防し、介護が必要な状態を進行させない自立支援・介護予防を多くの高齢者が生活に取り入れるように働きかけ、支援していきます。

その際には地域住民と連携し、人ととのつながりを通じて参加者や集いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進めることで、元気な高齢者が健康を維持し、将来介護を必要としない生活が送れるような支援を行います。

また、少子高齢化や核家族化等により、地域や家庭における介護力が低下している一方で、高齢者夫婦世帯及び単身世帯は増え続けています。そのような中、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らすため、高齢者の入所施設の充実や、高齢者が在宅生活を続けられるサービスの提供体制の充実を促進します。

さらに、令和6年に認知症基本法が施行され、認知症の人を含めた一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進していくことが求められています。また、高齢により認知症などを患い判断能力が不十分となった場合でも、適切に福祉サービスを利用できるよう、成年後見制度の普及啓発を図り、制度利用の支援を行います。

高齢者の生きがいづくりに関しては、高齢者同士や世代を超えた住民がふれあう機会を増やすことで、高齢者自身の自立支援・介護予防になるとともに、地域活動の担い手、次世代に地域文化等を伝える担い手として活躍できる取組みの促進に努めます。



## **第4章**

## **施策の方向と展開**

# 基本目標1 地域づくり

## 役割分担

町の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○日常から災害時に至るまで、自治会を中心にきめ細かく行われている見守り活動や支えあい活動を支援します。</li><li>○民生委員・児童委員の活動内容の啓発、活動の支援を行います。</li><li>○地域貢献活動を行っている老人クラブをはじめとする各種福祉団体の活動を支援します。</li><li>○サロン活動の支援、拡充を支援するとともに、サロン等の通りの内容や趣旨、意義等の情報発信を行い、支援を必要とする人、孤立しやすい人の参加促進につなげます。</li><li>○あらゆる支援を行えるよう、庁内の連携体制、支援体制の構築、充実を進めます。</li><li>○社会福祉協議会との連携による推進体制、事業の進捗管理体制の確立、充実を進めていきます。</li></ul>
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○サロン活動等の誰もが参加しやすく、対象を限定しない地域の通りの場の拡充と支援を図ります。</li><li>○制度によるサービスだけでなく、住民同士で支えることの意義について、住民が理解し納得できるよう働きかけを行います。</li><li>○地域の事業者や活動団体、社会福祉法人等との協力体制の整備、拡充に努めます。</li><li>○町との連携による推進体制、事業の進捗管理体制の確立、充実を進めていきます。</li><li>○民生委員・児童委員や地域活動団体等との連携を強化・拡充し、地域の課題把握や支援の充実を図ります。</li><li>○発災時のスムーズな災害ボランティアセンターの立ち上げと、運営等に向けて、定期的な訓練等を行います。</li><li>○災害ボランティアの活動内容の周知と養成を行います。</li></ul>
住民、地域の役割 (お願いしたいこと)	<ul style="list-style-type: none"><li>○民生委員・児童委員の活動に興味や関心をもちましょう。</li><li>○地域の住民同士でいさつを交わしたり、お互いに関心を持ち、顔の見える関係づくりをしましょう。</li><li>○自治会への加入をすすめ、各種の行事に積極的に参加・協力しましょう。</li><li>○自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉当事者団体、NPO団体などとの交流・連携をすすめましょう。</li><li>○お互いを認めあい、様々な悩みを抱え暮らす人がいることを理解し、地域の生活課題の発見・把握に努めましょう。</li><li>○災害避難時の連絡体制や避難の方法など確認しましょう。防災訓練に参加しましょう。</li></ul>

# 施策1 地域の支え合いを促進して、支援を必要とする人を見守ります

## ■現状・課題・目指す方向

誰もが地域で安心して暮らしていくには、支援を求めている人を地域ぐるみで見守り、助け合いによる支援やサービスの利用につなげることが大切です。住民アンケートでは、地域活動が活発に行われるために大切だと思うことに対して、「住民同士が困った時に助け合う関係を作る」が60.8%で最も高くなっています。また、「困ったときにはみんなで助けあう雰囲気があると思う」と回答した割合が、北部で63.9%、中部で51.9%、南部で51.3%となっています。

開成町では、自治会単位で強固なコミュニティが形成されており、地区ごとに活発な地域福祉活動が展開されているほか、NPO団体、老人クラブ、婦人会、民生委員・児童委員協議会、障がい者団体など様々な活動主体が地域福祉活動に取組んでいます。また、生活支援体制整備事業を開始し、地区における課題の把握や解決に努めています。

一方、南部地域を中心とした自治会加入率の低下や、生活支援体制整備や見守りの事業がなかなか実施しづらいといった課題や、問題を把握した際にどのように対処したら良いのかわからないといった課題もあります。

地区別ふくし座談会の意見では、自治会に入っていない方は自治会名簿に登録されないことから、災害時の助け合いや見守りに関して、対応が難しくなるのではといった課題も挙げられています。

今後も福祉に関する情報提供の発信をより充実するとともに、自治会等の地域コミュニティへの支援を行い、地域の生活課題を地域全体で支える活動の展開を促進することで、住民同士の支え合い・助け合いのまちづくりを推進します。

## ■取組内容

取組	内容	担当課等
自治会との連携強化	自治会と連携し、活動的なコミュニティの形成をすすめるため、自治会への加入を促進するとともに、自治会福祉部による活動の支援に取組みます。	地域防災課 福祉介護課
民生委員・児童委員の活動環境の整備と活性化	相談窓口の紹介や情報提供等を行うことにより、地域福祉を推進する民生委員・児童委員の活動を支援します。	福祉介護課 社会福祉協議会
福祉関係団体の支援	地域に根差した活動を行っている老人クラブや各種福祉団体の活動を支援します。	福祉介護課 社会福祉協議会
防犯・交通安全の推進活動に取組む団体との連携強化	子どもの登下校時の見守りや、高齢者の消費者被害の防止など、地域ぐるみの防犯活動や関連機関と連携した交通安全活動を促進します。	地域防災課 福祉介護課
避難行動要支援者の把握	防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成します。	地域防災課 福祉介護課

取組	内容	担当課等
避難行動要支援者名簿による情報共有及び災害時の防災対策の強化	災害時において、自力で避難することが困難な人をはじめとする要支援者などの安全を確保するため、行政、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員が連携し、避難行動要支援者登録制度を推進し、災害時の安否確認や支援に備える体制を推進します。	福祉介護課
ゲートキーパー <sup>※</sup> の養成	ゲートキーパーの養成、育成に努めます。	福祉介護課
緊急通報装置等の設置による見守り活動の支援	緊急通報装置等の設置を促進することで、地域の見守り活動を側面的に支援します。	福祉介護課
徘徊高齢者の早期対応に向けた仕組みづくり	徘徊高齢者の発見と早期対応に向けて、地域や近隣市町と連携した体制づくりを推進します。	福祉介護課

※ゲートキーパー…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話をきいて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人

## 施策2 地域での様々な取組みをつなげて支援の輪をひろげます

### ■現状・課題・目指す方向

地域の中ではボランティア、福祉当事者団体、NPO団体等、様々な福祉に関する団体が地域で活動しています。多様な団体と地域住民とがともにつながりのある地域をつくるには、地域資源を効率的に活用し、支援に隙間が生じないようにすることが重要です。

一方、団体ヒアリングの結果では、連携する場合に希望することとして、連携の前に情報交換や話し合いが必要という意見がありました。そのため、連携しようとするうえで困っていることとして、「調整窓口」が挙げられており、「団体同士を繋ぐ役割を果たす機関や仕組みが必要」という意見があるなど、活動主体間での情報共有や連携に課題がみられます。

複雑で多様な地域生活課題の解決に取組むことができるよう、各団体や関係機関、地域住民、行政、学校、幼稚園・保育園、事業所、社会福祉協議会等が連携を深め、それぞれの活動の活性化を推進していく必要があります。

### ■取組内容

取組	内容	担当課等
生活関連分野間の横断的なネットワークづくり	福祉、保健、医療、雇用、教育など、生活関連分野間の横断的なネットワークづくりに取組みます。	福祉介護課
社会的孤立・孤独死の防止対策の推進	社会的孤立や孤独死を防ぐため、身近な地域でのあいさつや声かけ、見守りなどを促進し、住民同士が知り合い交流する意識の浸透を図るとともに、個人情報保護に留意しつつ、庁内関係課や社会福祉協議会、民生委員・児童委員による情報の連携やネットワークを構築します。	福祉介護課
生活支援関係者とのネットワーク構築支援	生活支援コーディネーターを中心に、生活支援の地域課題に対し、地域の生活支援関係者とのネットワークの構築支援に取組みます。	福祉介護課
住民同士の交流の促進	住民自ら自発的に地域の課題を把握し、地域住民と交流を図ることができる取組みや拠点整備などの環境整備に努め、住民同士の交流の促進を図ります。	福祉介護課
寄付や共同募金等の取組みの推進	共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディングやふるさと納税等に関する取組みを推進します。	地域防災課 福祉介護課
シルバー人材センターの支援	高齢者の持つ経験や知識等を生かし、地域社会で働くことを通じて生きがいを得ると同時に社会に貢献することなどを目的に、種々の業務に取組んでいるシルバー人材センターの活動を支援していきます。	産業振興課

## 基本目標2 人材づくり

### 役割分担

町の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○福祉の必要性、重要性、福祉活動への参加促進についての情報発信を図ります。</li><li>○福祉関連の講座を開催するとともに、実施内容の充実、講座開催の情報発信を行い、より多くの住民の参加を呼びかけます。</li><li>○学校において、社会性や道徳性を高められるよう福祉教育を推進します。</li><li>○社会福祉協議会とともに、意識啓発・交流活動のためのイベントを開催し、ホームページや広報紙等を活用して、情報発信を行います。</li><li>○ホームページや広報紙等を通じて、「福祉」や「互助」等に関する情報発信を行います。</li><li>○社会福祉協議会とともに、地域での活動の核となるキーパーソンを発掘し、人材育成、活動支援、連携を図ります。</li></ul>
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○住民に福祉への理解と関心を持っていただけるよう福祉教育の充実に取り組むとともに、「福祉活動」等に関する情報発信を行います。</li><li>○町とともに、意識啓発・交流活動のためのイベントを開催します。また、住民との協働による事業内容の検討・改善を図ります。</li><li>○活動の核となるキーパーソンを発掘し、人材育成、活動支援、連携を図るとともに、ボランティアのニーズと活動する人材をマッチングさせるため、相談体制を充実します。</li><li>○ボランティア活動に関する講座を開催し、学びの機会を提供します。</li><li>○地域での新たな活動に対して、関係機関や関係団体等と連携しながら、活動を支援します。</li></ul>
住民、地域の役割 (お願いしたいこと)	<ul style="list-style-type: none"><li>○町や社会福祉協議会、福祉団体等が発信する情報への関心を深めるとともに、情報を積極的に活用しましょう。</li><li>○体験や研修会に参加するなどの学習機会に積極的に参加するなど、一人ひとりが福祉への理解と意識の向上に努めましょう。</li><li>○地域での助け合い活動やボランティア活動について話し合う機会をつくり、理解を深めるとともに、活動に積極的に参加・協力しましょう。</li><li>○地域にある様々な生活課題を自らの課題として受け止め、その解決に向けて何ができるか考えましょう。</li><li>○自らの趣味や技術、知識や経験を活かし、地域の福祉活動等へ積極的に参加・協力しましょう。</li></ul>

## 施策1 福祉において知る、学ぶ機会を充実します

### ■現状・課題・目指す方向

地域での支え合いのしくみを構築するためには、住民一人ひとりがお互いの人権を尊重しながら、支え合い・助け合いの意識を持つことが大切です。

一方、地区別ふくし座談会の意見をみると、活動の参加者の固定化が見られ、新規の参加者が少ない状況の中で、意見の固定化が見受けられるといった意見もあります。

また、住民アンケートでは、「福祉」について学びたいかどうかについて、「学びたい（21.9%）」が「学びたくない（8.2%）」を上回っています。

そのため、大人も子どもも等しく福祉を学ぶ機会をつくり、「福祉のまちづくり」の推進を意識した福祉教育を進めながら、福祉への理解を深め、自らが支え合いに関わることにつなげていくことが重要です。

開成町では、子ども、成人、高齢者まで、誰もが人権尊重と福祉について気軽に学ぶことができるよう、福祉教育の充実を図ります。

### ■取組内容

取組	内容	担当課等
福祉教育の推進	福祉に対する認識と理解を深めていくよう、「広報かいせい」や町のホームページなどの多様な情報媒体を活用し、福祉情報の提供や社会福祉協議会が実施する事業への参加呼びかけなど、住民が自主的に福祉を学べる福祉教育の推進に努めます。	福祉介護課
認知症サポーターの養成	企業、自治会など幅広い年代を対象に認知症の人とその家族を見守る、身近な応援者となる認知症サポーターを養成します。	福祉介護課
児童・生徒等への福祉教育の推進	認知症サポーター養成講座や人権擁護委員による人権の花運動（人権教育）などを実施し、子どもたちが福祉に触れる機会を設け、福祉教育への関心を向上させます。	福祉介護課
障がいへの理解の周知	障がいへの理解を広く周知し、社会全体で障がい児者への差別解消と合理的配慮を推進します。	福祉介護課
人権に関する学習機会の充実	人権擁護委員による人権相談や人権啓発活動の実施、人権講演会の開催、人権啓発物品などの配布を行うことで、人権について学ぶことができる機会の充実に努めます。	福祉介護課

取組	内容	担当課等
広報啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉意識の啓発や醸成、町社協活動・事業のPRと福祉情報の提供のために「社協だより（広報紙）」を発行し、町内全戸、賛助会員及び関係機関等へ配布します。</li> <li>・地域福祉に携わる関係者が一堂に会し、永年にわたり社会福祉の発展に寄与された方々の功績を称えるとともに、「誰もが安心して暮らせる福祉のまち かいせい」をより一層推進するために「社会福祉大会」を開催します。</li> <li>・町社協活動・事業のPRと福祉情報の提供、福祉意識の啓発・醸成のためにホームページを公開・更新、SNS等、情報を発信します。</li> </ul>	社会福祉協議会
福祉教育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園、幼稚園、小学校、中学校及び吉田島高等学校が各々実施する福祉ふれあい活動に対して助成するとともに、講師の派遣や情報提供等を行い、福祉教育活動を支援します。</li> <li>・福祉教育プログラムの充実と継続的な支援体制の確立及び学校等の教育機関との連携強化を図ります。</li> <li>・夏休み期間を利用して、普段の生活では体験できないような様々な福祉体験を通して、「助け合いの心・他人を思いやり、ともに生きていくやさしい福祉の心」を育み、将来地域の担い手となる児童・生徒の、主体的な福祉活動や福祉に対する理解と関心を深め考えるきっかけづくりとして「夏休みふくし教室」を開催します。</li> <li>・作文をとおして社会連帯を基調とした福祉への理解と関心を深め、福祉活動への主体的な参加意識を育むために、小・中学校の児童・生徒を対象に「福祉作文コンクール」を実施します。</li> </ul>	社会福祉協議会

### ■評価指標の設定

項目	現行値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
福祉を学ぶ機会があると感じる住民の割合（住民アンケート）	23.4%	30%以上
モニタリング兼満足度調査結果	未実施	80%以上

## 施策2 地域で活動する担い手の確保に取組みます

### ■現状・課題・目指す方向

地域福祉の推進のためには、一人ひとりが福祉への興味や関心を高め、隣近所や地域での助け合いにより、困りごとを抱えている人を支え合うことのできる環境が求められています。特に地域では多くのボランティアやボランティア団体が活動しており、地域福祉の課題解決や地域づくりの一端を担う重要な存在となっています。

一方、少子高齢化や若年層の地域福祉への関心の希薄化等により、地域福祉活動やボランティアの担い手不足が懸念されています。

住民アンケートでは、ボランティアへ「参加している」が20.9%、「参加したことはあるが、現在は参加していない」が23.7%、「参加したことはない」が52.2%となっており、「参加している」の割合が最も低くなっています。

こうした担い手の高齢化や不足等を解消するためにも、社会福祉協議会と連携を取りながら、住民が気軽に参加できるような工夫を行い、地域福祉活動やボランティアへの参加促進を図ります。

### ■取組内容

取組	内容	担当課等
ボランティアセンター事業	<ul style="list-style-type: none"><li>ボランティア活動に関する情報の提供・相談及びボランティアの登録促進・育成等を行い、ボランティアセンター機能の整備・強化を図ります。</li><li>地域で活動する町民公益活動団体、個人の活動PRの機会として、また地域住民同士の交流、地域活動への参加や情報提供の機会として「町民公益活動団体交流会（町協勵進担当共催）」を開催します。</li><li>ボランティア活動に興味のある方々を対象として、知識の習得と住民の主体的な福祉活動であるボランティア活動への参加を促進することを目的に各種「ボランティア講座」を開催します。</li></ul>	社会福祉協議会
ボランティアに関する情報提供の充実	ボランティアを身近に感じ、気軽に参加する人が増えるよう、町と社会福祉協議会の連携のもと、広報かいせい、町や社会福祉協議会のホームページ等を活用して、ボランティア団体の紹介や募集、ボランティアに関する情報提供を充実します。	地域防災課 福祉介護課

取組	内容	担当課等
自治会福祉活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>暮らしに身近な自治会エリアにおいて、様々な人々が互いに助け合い、交流できるようにする取組み（自治会福祉活動）が、それぞれの地区にふさわしい創意と工夫を活かしたものとして主体的・継続的に展開できるよう支援します（助成金交付、地区担当職員の派遣等）。</li> <li>各地区における福祉活動の事業進捗状況についての情報交換と今後の新たな活動展開及び課題についての意見交換等を行うために「自治会福祉部連絡会」を開催します。</li> </ul>	社会福祉協議会
生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活上の支援が必要な高齢者等が、住み慣れた地域のなかで、地域の人々と交流し、不安や孤独を感じることなく安心して在宅生活を継続していくために、各事業・団体と連携を図りながら、地域全体で高齢者等を見守り、支え合う体制づくりを推進します。</li> <li>地域性を活かした住民主体の支え合い活動の支援体制（生活支援体制整備事業）が着実に進められている中、住民一人ひとりが支え合い活動にどのように関わり、地域づくりをすすめていくのかを考える機会として、また地域活動を支える担い手の育成を目的に担い手養成講座を開催します。</li> </ul>	社会福祉協議会

### ■評価指標の設定

項目	現行値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
ボランティア講座などに参加したことのある住民の割合（住民アンケート）	17.6%	25%以上
開成町社会福祉協議会に登録しているボランティア団体数	12 団体	15 団体以上

## 施策3 専門的な福祉人材の育成・確保、支援に取組みます

### ■現状・課題・目指す方向

地域福祉では、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画することが大切です。このため、身近な場所で福祉を学び、実践しながら経験を重ねる機会や場を提供し、地域を支える福祉人材を発掘します。

また、福祉課題やニーズは多様化、複合化しています。複雑な課題を抱えた人を受けとめ、寄り添い、専門的支援ができる人材の育成と定着がますます重要となっています。

### ■取組内容

取組	内容	担当課等
生活支援コーディネーター※の配置	町と社会福祉協議会の連携のもと、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う生活支援コーディネーターを配置し、助け合い・ネットワーク活動の創出、展開を促進します。	福祉介護課
地域人材の研修への参加促進	民生委員・児童委員や各種相談員、福祉・保健・医療に関わる町職員などの専門性と資質の向上を図るために、関係機関が実施する研修への参加促進に努めます。	福祉介護課
かいせいいき健康体操指導員数の確保	介護予防の推進を担うかいせいいき健康体操指導員数を確保し、活動を安定・継続できるような組織に育成するため、定期的に指導員講習会、現任研修を開催します。	福祉介護課
手話奉仕員養成講座の開催	広域連携のもと、手話奉仕員養成講座を定期的に開催し、意思疎通支援の充実を図ります。	福祉介護課
医療職、介護士等の専門職の登録事業の実施	大規模災害発生時に要配慮者拠点施設が設置された場合、要配慮者等の生活の質（QOL※）の向上を図るため、医療職、介護士等の専門職の登録事業を再構築します。	福祉介護課

※生活支援コーディネーター…高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすもの。本町では平成28年度に社会福祉協議会に配置しました。

※QOL…Quality Of Life の略。

### ■評価指標の設定

項目	現行値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
手話奉仕員養成講座の実施	年1回 (現任研修の実施を含む)	年1回 (現任研修の実施を含む)

## 基本目標3 しくみづくり

### 役割分担

町の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○各相談窓口において、相談者の困りごと、その背景を的確に把握し、必要な支援につなげます。</li><li>○相談内容に対応できるよう、庁内各課、関係機関等との事例情報の共有化、支援方法の検討等を行い、連携体制の充実を図ります。</li><li>○複雑化する福祉課題に対応するため、専門人材を確保するなど、庁内の体制整備を図ります。</li><li>○公的な支援体制の整備、連携体制の充実を図ります。</li><li>○住民に対して的確な制度の利用促進、支援制度の内容、利用方法等の広報、PRを行います。</li><li>○更生保護など再犯防止の支援、成年後見制度の利用促進、自殺対策の推進に取組みます。</li></ul>
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域の中での困りごとの把握、社会福祉協議会窓口での相談対応を行い、必要な支援につなげます。</li><li>○あらゆる地域生活課題に対応し、個別支援と地域づくりに向けた支援を一貫的に行い、重層的支援体制整備を進めます。</li><li>○必要な人に必要な支援が届くよう、サービスの充実に努めます。</li><li>○「どのような人がどのような支援を利用できるか」といった情報を随時発信していきます。</li><li>○相談を受けたときは、町と情報を共有し、地域と連携しながら、課題を抱えている人への支援を行います。</li><li>○更生保護など再犯防止の支援、成年後見制度の利用促進、自殺対策の推進に取組みます。</li></ul>
住民、地域の役割 (お願いしたいこと)	<ul style="list-style-type: none"><li>○悩みごとは一人で悩まずに、家族や友人に相談をしたり、福祉で困ったことがあったら、相談窓口を積極的に利用しましょう。</li><li>○利用ができるサービスについて、適切に活用しましょう。</li><li>○困っている人や悩みを抱える人たちから助けを求められたときは、相談にのり、相談窓口を紹介しましょう。</li><li>○ひとり暮らし高齢者などへの見守り・声かけ、話し相手、ゴミ出しなどを実践し、身近な地域での支え合い、助け合いをすすめましょう。</li><li>○更生保護など再犯防止の支援、成年後見制度の利用促進、自殺対策の推進等について興味、関心を深めましょう。</li></ul>

## 施策1　包括的（総合的）相談体制の構築を目指します

### ■現状・課題・目指す方向

少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化など、社会構造の変化の中で、複雑化・複合化した課題が多く課題解決が困難となっています。何らかの課題を抱えたときに、自分で問題に関する専門相談窓口を見極め、課題を整理した上で適切な窓口に出向くことは困難な場合があります。地域福祉における相談窓口は、気軽に訪れることができる身近な相談窓口の整備や、必要な福祉情報をわかりやすく提供することが重要です。

住民アンケートでは、福祉のまちづくりを充実していくうえで取組むべき施策として、「身近なところでの相談窓口の充実」が42.4%と高い割合となっています。

妊娠中、子育て中の方、障がい児者、高齢者、生活困窮者、制度の狭間で支援の届きにい方などに対する相談体制の整備や相談窓口の周知を通して必要な支援につなげるため、全庁的相談体制の整合性を図りながら、縦割りを超えた柔軟な相談機能の整備が課題となります。

その他、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の整備を目指し、地域住民や福祉関係者、行政が連携し、解決に向けた支援を行うため、分野横断的な連携を図った包括的相談体制を構築することが求められています。

### ■取組内容

取組	内容	担当課等
窓口機能の充実	子育て、健康、障がいのある方、高齢者、発達、ドメスティックバイオレンス(DV)などの窓口機能を充実するとともに、包括的相談体制の構築に向けて、専門職の確保や人材の育成に努めます。	福祉介護課
重層的支援体制の検討	子どもや大人、障がい児者や高齢者など世代や状況に応じた相談体制の整合性を図りながら、相談を総合的に扱うためのしくみづくり（重層的支援体制）を検討します。	福祉介護課
地域における重層的な生活支援のしくみづくり	住民主体による助け合い活動と福祉サービスとの連携・協働を強化し、地域における重層的な生活支援のしくみづくりに取組みます。	福祉介護課
虐待防止対策の強化	高齢者、障がい者、児童虐待防止のため、関係機関で構成するネットワークの強化を図ります。	福祉介護課
多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築	関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるように、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に努めます。	福祉介護課
庁内連携体制の構築	制度の狭間の課題や多様で複合的な課題を抱える人（世帯）について、庁内の各部署が連携し把握していきます。	福祉介護課

取組	内容	担当課等
包括的な支援体制の構築	多様で複合的な課題を抱える人（世帯）について、必要なサービスや支援が提供できるよう、町と社会福祉協議会及び関係機関・団体が連携し、包括的な支援体制を構築します。	福祉介護課 社会福祉協議会
法人マネジメント事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主体的な経営判断を行い、地域に開かれた組織体制を確立し、公共性と民間性を併せもつ地域福祉をすすめる団体として信頼される組織づくりを目指します。</li> <li>・適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整等を行い、評議員会（議決機関）、理事会（執行機関）、監事会（監査機関）を開催し、円滑な法人全体のマネジメント業務にあたります。</li> <li>・住民組織、公私社会福祉事業関係者をはじめ、幅広い分野からの参加を得て、地域社会の総意を結集することとあわせて、社会福祉への関心の喚起、社協への参加意識の醸成のために、社協会員の募集を強化します。</li> </ul>	社会福祉協議会
権利擁護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断能力が不十分な高齢者や障がいをお持ちの方の日常生活上の金銭管理、財産の保全及び福祉サービスの利用を支援するために、「日常生活自立支援事業（県社協受託事業）」を実施します。</li> <li>・成年後見制度を活用する際に、後見人に適する方がいない方に対し、法人組織として継続的な支援が行える体制を整え、社協が成年後見人等になり、住み慣れた地域で安心して生活していくための支援として「法人後見事業」を実施します。</li> </ul>	社会福祉協議会
地域包括支援センター事業	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、高齢者の生活全般にわたる幅広い相談を受付け、包括的支援事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置される「地域包括支援センター」を運営します。	社会福祉協議会

取組	内容	担当課等
相談・支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の皆さんの日常生活上のあらゆる相談に応じ、関係機関との連携のもと、適切な助言と援助を行うことにより、福祉ニーズの把握から解決までの一貫した相談援助体制を確立するために、総合生活相談所を開設します（一般相談及び専門（法律、法務）相談）。</li> <li>生活困窮者自立支援法に関するものを中心に、生活困窮者等の生活全般にわたる幅広い相談を受付け、専門的・継続的な観点から必要な支援（サービス）や機関へつなぐ支援を行います。</li> <li>低所得、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的に「生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）」を実施します。</li> </ul>	社会福祉協議会

#### ■評価指標の設定

項目	現行値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
生活上の問題について相談する相手がないないと感じる住民の割合（住民アンケート）	3.0%	2.0%以下

## 施策2 支援を必要とする人に対する福祉サービスを充実します

### ■現状・課題・目指す方向

高齢者や障がい児者、子どもなど、支援を必要とする人が地域で安心して暮らしていくためには、適切な福祉サービスが提供されることが必要です。自らにあった福祉サービスを探し、選択し、利用するためには、利用者にわかりやすい情報提供体制が求められます。

住民アンケートでは、福祉のまちづくりを充実していくうえで取組むべき施策として、町に対しては「安心して子どもを育てられる子育て支援の充実」が46.3%で最も高く、社会福祉協議会に対しては「高齢者や障がい者が、安心して在宅生活をおくれるサービスの充実」が43.5%で最も高くなっています。高齢者や障がい児者、子どもなどへのサービスの充実が求められています。

多様化する福祉ニーズに対応できるよう、多様な形態の福祉サービスの提供支援に努めます。

### ■取組内容

取組	内容	担当課等
福祉に関する情報提供の充実	すべての住民が福祉に関する情報を入手し活用できるよう、「広報かいせい」や町のホームページなどあらゆる媒体の活用を通じて、福祉に関する情報提供に努めます。	福祉介護課
意思疎通支援事業等の普及・啓発	聴覚・言語・音声機能などの障がいのため意思疎通困難な人が、日常生活の中で必要な情報を受け取ることができるよう意思疎通支援事業の普及・啓発や要約筆記者、手話通訳者の育成・派遣などを実施していきます。	福祉介護課
適切なサービスの提供	各種相談機関、民生委員・児童委員、福祉サービス事業所等と連携して支援が必要な人への適切なサービスの提供に取組みます。	福祉介護課
地域生活支援拠点整備事業*の推進	障がい者の地域生活を支えるため、広域連携において地域生活支援拠点整備事業を推進します。	福祉介護課
介護サービスの適切な給付	介護サービスの適切な給付のため、介護サービス事業者に対して、県と連携し、改善に向けての指導・支援を行います。	福祉介護課
介護サービス事業者への助言等	地域密着型サービス、居宅介護支援事業者の指定権限が町にあることから、町内事業所に対する適切な指定をします。あわせて適正な運営や居宅介護支援事業者に対しては、適正な介護計画となっているかなど助言や指導を行います。	福祉介護課
地域ケア会議の推進	ケアマネジメント支援や課題解決に必要な資源の開発及びそのネットワーク化、地域課題の把握と対応策の検討等を進めるために地域ケア会議を開催します。	福祉介護課

取組	内容	担当課等
就労の場の確保を目的とした関係機関との連携強化	関係機関との連携の強化を図りながら、様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を推進します。	福祉介護課
生活困窮者の早期発見	町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携を密にし、支援が必要な方を早期に発見できるよう努めます。	福祉介護課
在宅福祉サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅で日常生活を送ることに支障のある高齢者や身体障がいをお持ちの方等に対し、必要とする福祉機器を貸与し、その在宅生活を支援します。</li> <li>・介護が必要な高齢者や障がいをお持ちの方等（公共交通機関を利用することが困難な方）の在宅生活を支援するため、日常生活上の移動手段による利便提供として、「ふくし移送サービス」を実施します（福祉有償運送対応事業）。</li> </ul>	社会福祉協議会
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を通じた支援	児童生徒へのカウンセリングを実施するとともに、教職員及び保護者に対する助言・援助を行い、いじめや不登校の問題や悩みの解消を図るために効果的なスクールカウンセラーを通じた支援を行います。	学校教育課

※地域生活支援拠点整備事業…障がい児者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じて創意工夫して整備し、障がい児者の生活を地域全体で支える体制。地域において複数の機関が分担して機能を担う体制づくりを広域連携で実施します。

### ■評価指標の設定

項目	現行値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
地域生活支援拠点の整備	町内2か所	町内2か所 (事業所整備状況による)

## 施策3　自殺対策を推進します（開成町自殺対策計画）

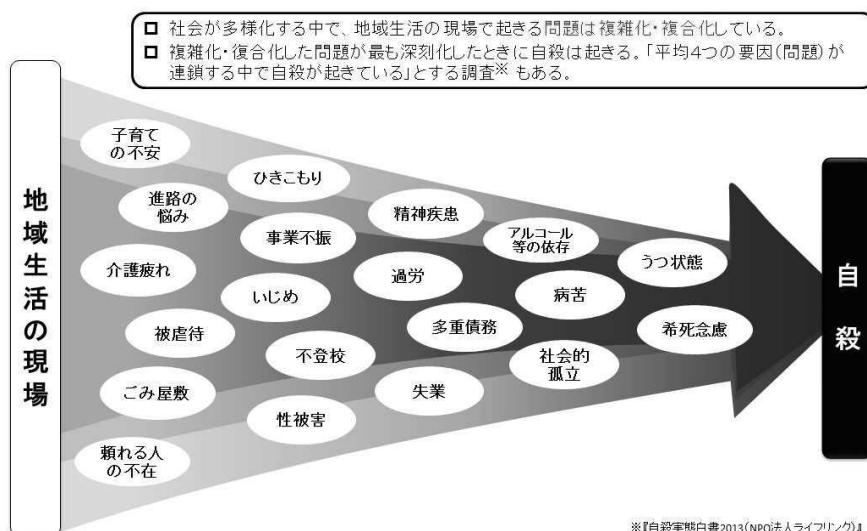
### ■現状・課題・目指す方向

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、健康問題、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、かつ、複数の要因が重なり合っていると言われています。

一方、世界保健機関（WHO）が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であると明言しているように、自殺は社会的な取組みにより、防ぐことができる死であるということが世界の共通認識になっています。自殺の危険を示すサインに気づき、早期発見・早期対応を図る体制を構築するとともに、誰にでも起こり得る身近な問題であることを認識し、国や県、関係団体、民間団体、企業、住民等が連携・協働して自殺対策を推進することが重要です。

住民アンケートでは、「子ども・若者の自殺予防（いじめ対策、児童生徒のSOSの出し方に関する教育等）」が67.7%で最も高く、次いで「生活困窮者・無職者、失業者等に対する相談支援や職業的自立へ向けた弱者支援（44.6%）」、「子育てや日常生活、社会などにおいて、困難な課題を抱える方への支援（43.3%）」となっており、自殺対策の充実が求められています。

### ■自殺の危機要因イメージ図



### 【自殺に対する基本認識】

- (1) 自殺は誰にでも起こりうる身近な問題である
- (2) 自殺はその多くが追い込まれた末の死である
- (3) 自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題である
- (4) 自殺を考えている人は何らかのサイン（兆候）を発していることが多い

開成町の特徴として、令和2年から令和6年までの5年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、開成町において自殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）の上位5区分が示されています。この属性情報から、町における推奨される重点施策として「無職者・失業者」、「生活困窮者」、「子ども・若者」、「勤務・経営」に対する取り組みがあげられました。

周囲で悩んでいる人に気づき、必要な支援につなげることができるように、ゲートキーパーの養成を進めるとともに、不安や悩みを一人で抱え込むことの無いよう、相談体制の整備や相談先の周知・啓発を行います。また、自殺のハイリスク層である「無職者・失業者」、「生活困窮者」、「子ども・若者」、「勤務・経営」の方への対策を中心に自殺対策の取り組みを総合的に推進し、「生きることの包括的な支援」として自殺対策の基盤強化を図りつつ、施策を推進していきます。

#### ■開成町の主な自殺の特徴（自殺日・住居地、令和2年～令和6年）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (※) (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路（※）
1位：男性 40～59歳 無職同居	2	15.4%	304.1	失業→生活苦→借金十家族間の不和 →うつ状態→自殺
2位：女性 20～39歳 無職同居	2	15.4%	51.3	DV 等→離婚→生活苦十子育ての悩み →うつ状態→自殺
3位：男性 40～59歳 有職同居	2	15.4%	18.3	配置転換→過労→職場の人間関係の 悩み十仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位：男性 40～59歳 無職独居	1	7.7%	763.0	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
5位：女性 20～39歳 無職独居	1	7.7%	709.9	【30代その他無職】失業→生活苦十 うつ状態→孤立→自殺／【20代学生】 学内の人間関係→休学→就職失敗十 うつ状態→自殺

資料：地域自殺実態プロファイル

※ 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。

※ 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフレンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

#### ■開成町の自殺者数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
住居地	1	4	0	5	3	1
発見地	2	2	0	4	3	1

資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

## ■取組内容

取組	内容	担当課等
総合的な自殺対策の推進	「地域におけるネットワークの強化」として、府内各部署や既存の各種連絡会議、関係機関、民間団体等と連携して、総合的かつ効果的に自殺対策を推進します。	福祉介護課
ゲートキーパーの人材確保と養成	「自殺対策を支える人材の育成」として、自殺防止に関する正しい知識の普及啓発や、自殺のサインに気づき、声をかけ、話を聞き、専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成を行います。町職員へのゲートキーパー研修を実施するとともに、住民の身近な相談役である民生委員・児童委員をはじめ、様々な職種を対象にゲートキーパーの人材確保と養成を行います。	福祉介護課
自殺や自殺対策に関する知識等の普及・啓発	「住民への普及・啓発」として、自殺は「誰にでも起り得る危機」という認識のもと、自殺や自殺対策について正しい知識、認識の普及・啓発に努めます。	福祉介護課
自殺予防週間、自殺対策月間における広報	「住民への普及・啓発」として、自殺予防週間、自殺対策月間における広報を行います。	福祉介護課
児童生徒への取組み	特別の教科「道徳」をとおして、児童生徒が考え方を認め合い、他の意見を尊重し合うことで自己肯定感や自己有用感を高める指導を行います。	学校教育課
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を通じた支援（再掲）	児童生徒へのカウンセリングを実施するとともに、教職員及び保護者に対する助言・援助を行い、いじめや不登校の問題や悩みの解消を図るために効果的なスクールカウンセラーを通じた支援を行います。	学校教育課

## ■評価指標の設定

項目	現行値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
自殺死亡率（人口10万対）	5.36	3.95
町職員でゲートキーパーを受講した割合	47.8%	75%以上

## 施策4 権利擁護の推進に向けて、成年後見制度の利用促進体制の構築に努めます（開成町成年後見利用促進基本計画）

### ■現状・課題・目指す方向

認知症、知的障がいその他精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある方たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会の喫緊の課題であり、かつ共生社会の実現に資するものですが、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段にも関わらず、十分に利用されていない現状です。

住民アンケートでは、成年後見制度について「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」、「知らない」と回答した割合が50.2%となっており、制度の周知が課題となっています。

国は平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成29年には成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。同法第14条第1項には、市町村の講じる措置として、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進の施策について基本的計画を定めるよう努力義務が課されています。

開成町においても、成年後見制度の申立てを行う親族がいない方の町長申立てや経済的理由等により成年後見人等への報酬の支払いが困難な方に対する報酬助成などの成年後見制度利用支援事業を実施してきました。

令和6年12月末日現在の横浜家庭裁判所管内の成年後見制度利用者数は、県全体では18,744件、開成町では27件となっています。

### ■成年後見制度の利用者数（令和6年12月末日）

	後見	保佐	補助	任意後見	合計
開成町	20	6	1	0	27
神奈川県	13,234	4,024	1,178	308	18,744

資料：横浜家庭裁判所資料

- 1) 成年後見制度の利用者（以下「利用者」という。）とは、後見開始、補佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人専任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。
- 2) 本資料は、令和元年12月末日時点において横浜家庭裁判所（管内支部を含む。以下同じ）が管理している利用者数を集計したものであるが、その数値は自府統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異動訂正が生じことがある。
- 3) 2)の利用者には、住所地が神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の家庭裁判所で管理しているものの数は含まれない。また、横浜家庭裁判所が管理している利用者であっても、住所地が神奈川県外の者の数は計上していない。
- 4) 利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所地（原則として住民票所在地）である。利用者が実際に居住している場所や事件記録上明らかになっていない住民票所在地を反映しているものではない。

成年後見制度は、本人や親族等が申立人となって手続きする場合、書類の集め方や申立て書類の記入方法などが複雑なため、申立てに時間がかかることや制度利用に消極的になることが懸念されます。成年後見制度の類型別利用者数を除いても、判断能力の程度が一番重度である「後見」類型が突出していることから必要な相談や手続きの支援、地域連携ネットワークの構築が必要となります。

成年後見制度に関する普及啓発や相談などに対応するため、令和4年4月に足柄上地区1市5町（南足柄市、開成町、中井町、大井町、松田町、山北町）が共同であしがら成年後見センターを開設し、窓口には、社会福祉士などの専門職が配置されています。また、より専門的な相談に対応するため、弁護士や司法書士と相談ができる体制も整えています。

今後も急速な高齢化により認知症高齢者の増加や障がい者の親亡き後の福祉サービスを維持・継続するための専門職の後見人等が不足することも予想されます。認知症高齢者や障がいのある人の権利を守り、サービスや制度を利用しながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、権利擁護推進体制のさらなる向上を目指します。

### ■取組内容

取組	内容	担当課等
あしがら成年後見センターの運営支援	権利擁護が必要な人の発見、支援、早期の段階からの相談・対応整備として、足柄上地区1市5町の連携で設立した「あしがら成年後見センター」の普及・啓発を行い、利用を促進します。	福祉介護課
成年後見制度の各相談窓口の連携	各相談窓口と、「あしがら成年後見センター」との連携を図り、どの窓口で相談しても必要な支援に結びつくよう推進します。	福祉介護課
成年後見利用支援事業の実施	本人の権利擁護のため、申立ての手続きや費用の負担が困難な方に対し、状況に応じて申立てに係る費用及び後見人等への報酬の助成等を行う成年後見利用支援事業を実施します。	福祉介護課
親亡き後の障がい者支援	「親亡き後」の障がい者などが顕在化していくと見込まれるなか、地域で生活する障がい者の自立した日常生活、社会生活を実現するための相談や支援を行います。	福祉介護課

### ■評価指標の設定

項目	現行値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
成年後見制度について知っている住民の割合（住民アンケート）	45.5%	75%以上

#### ～成年後見制度の主な内容～

成年後見制度は、障がい等により判断能力が不十分、著しく不十分、欠く状況にある人が利用できる制度で、大きくわけると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

法定後見はさらに「後見」、「保佐」、「補助」という3つの類型があり、家庭裁判所の手続きにより、本人の判断能力の状況に応じて、類型が選ばれます。後見制度の申立て時に医師の診断書等を添付し、申立て後に家庭裁判所が必要に応じて鑑定し、審判により類型されます。

また選任される後見人等については、第三者である専門職が後見人等になる場合と家族などが親族後見人として選任される場合があります。

## 施策5 再犯防止の支援に取組みます（再犯防止推進計画）

### ■現状・課題・目指す方向

平成16年以降、刑法犯の検挙件数が減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

犯罪を犯した方の中には、安定した仕事や住居が無い人や、薬物やアルコール依存のある人、高齢で身寄りのない人など、地域社会で生活する上で様々な課題を抱える人が多く、それを原因として再び犯罪をする再犯が問題となっています。

こうした中、国では「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、罪を犯した者等が、円滑に社会の一員として復帰することにより、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す「再犯防止推進計画」を策定しました。神奈川県においても「罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくり」の促進を目指し、「神奈川県再犯防止推進計画」を策定しています。

住民アンケートでは、再犯防止に関して力を入れていくべき施策として、「保護司や協力雇用主などの民間協力者に対する支援」が35.7%で最も高く、次いで「罪を犯したり、非行をした人への就労や住居の支援(31.2%)」となっており、開成町においても、国や県、民間団体等との連携を図りながら、就労・住居・保健医療・福祉等の支援を必要とする人に対し、必要な支援が提供されるよう、各分野が連携し、再犯防止に向けて総合的に取組む必要があります。

### ■神奈川県内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
検挙人数(人)	12,734	11,128	11,117	10,564	10,134
うち再犯者(人)	6,255	5,495	5,533	5,350	5,050
再犯率(%)	49.1	49.4	49.8	50.6	49.8

資料：神奈川県再犯防止推進計画〔第2期〕

### ■神奈川県内で検挙・補導した少年非行の概要

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
計	1,953	1,788	1,517	1,475	1,685
非行少年	刑法犯	1,409	1,245	921	900
	触法少年	97	50	58	96
	計	1,506	1,295	979	996
	特別法犯	441	487	533	476
ぐ犯少年	触法少年	4	3	4	3
	計	445	490	537	479
	不良行為少年	2	3	1	0
	少年人口(10~19歳)	34,937	32,574	33,157	31,261
刑法犯少年の人口比※	801,435	795,897	793,420	782,240	777,964
	4.4	4.1	4.2	4.0	4.4

※人口比とは、少年人口(10歳~19歳)1,000人あたりの検挙・補導人数

資料：少年非行の概要(神奈川県警察本部)

## ■取組内容

取組	内容	担当課等
再犯防止に関する意識の醸成	犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取組みである「社会を明るくする運動※」などを通して再犯防止に関する地域での意識の醸成を図ります。	福祉介護課
保護司との情報共有・連携強化	犯罪を犯した者の更生を助けることを目的に活動している保護司※との情報共有や連携を強化します。	福祉介護課
保護観察所等との連携強化	更生保護女性会※など更生保護に関わる団体や支援者、保護観察所等との連携強化に取組みます。	福祉介護課
保健医療・福祉サービスの利用促進	必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進を進めます。	福祉介護課
生活困窮者自立支援機関と連携した支援の推進	生活困窮など日常生活に困難な課題をもつ人が、住み慣れた地域で自立した安定的な生活を送れるよう、生活困窮者自立支援機関と連携し支援に取組みます。	福祉介護課
地域全体での青少年を見守り	非行を生まない地域社会の実現に向けて、地域全体で青少年を見守り、明るく健やかな成長を支えます。	福祉介護課 生涯学習課

※社会を明るくする運動… “社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間とされています。

※保護司…犯罪や非行をした人たちの立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。地域で保護観察官と協働して保護観察を受けている人と面接を行い指導や助言を行うほか、刑務所や少年院に入っている人が、釈放された後にスマーズに社会生活を営めるよう、帰住先の生活環境の調整などを行っています。

※更生保護女性会…犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動や犯罪や非行をした人の立ち直りの支援を行うとともに、次代を担う青少年の健やかな成長を願って、関係団体と連携しながら地域の子育て支援などにも取組む女性ボランティア団体です。

## ■評価指標の設定

項目	現行値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
「社会を明るくする運動」に参加した人数 (青少年問題を考える集会 他)	105人	110人以上
保護司数	3人	5人



## 第5章

# 計画の推進に向けて

## 1 計画の推進体制

本計画は、本町における今後5年間の地域福祉に関する活動や取組みを住民、町、町社会福祉協議会等が相互に連携して効果的に行うことにより、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らさせることを目指すものです。

本計画を推進し、町全体の地域福祉を向上させるためには、町と町社会福祉協議会がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して取組む必要があります。このため、町と町社会福祉協議会が課題を共有し、必要に応じて意見交換を行います。

## 2 計画の進行管理と評価

本計画の進行管理は、毎年度、学識経験者や関係機関・関係団体等の代表者によって構成される開成町地域福祉推進協議会において進捗状況の把握及び評価を行い、その結果を公表します。

評価方法は、本計画に位置づけた施策の実施状況を、基本目標ごとに評価指標を設定し、定量的な評価を行うとともに、住民、地域の実例などを踏まえた定性的な評価を行い、地域共生社会の実現に向けどれだけ近づけられたかという視点で、多角的・総合的な評価を行います。

また社会環境や制度の変更などの際には必要に応じて、計画期間の途中であっても見直しを行うほか、施策や事業の充実に努めています。

## 3 関係機関との連携、協働

住民が地域福祉活動に積極的に取組めるよう、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、住民公益団体、福祉事業所、その他の関係機関・団体と連携を図りながら、地域福祉の推進に取組みます。

また、町においては、地域福祉施策の推進にあたり、福祉施策以外の日常生活分野との調整や協力等が行えるよう、庁内各課と連携を図り、総合的かつ横断的な施策の推進、また事業等の効果等を踏まえ、地域づくりに資する複数の事業の一体的実施に向けた連携体制の強化に努めます。

## 4 SDGs達成に向けた取組み

「SDGs」とは「Sustainable Development Goals」の略称であり、「人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体目標」のことです。

平成27年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに世界中で持続可能でより良い世界を目指すために達成すべき17の目標（※）と169の具体的なターゲットで構成されています。

このSDGsは、発展途上国だけでなく、先進国を含む全世界のあらゆる関係者に持続可能な世界を構築するために、各々の力を結集することを呼びかけています。

本計画を推進していくにあたり、特に地域福祉と深く関連する以下のSDGsの視点を大切に、計画を推進していきます。

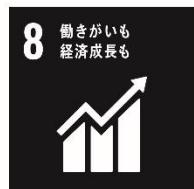
# SUSTAINABLE

目標1 貧困をなくそう  あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる	目標10 人や国の不平等をなくそう  国内及び各国家間の不平等を是正する
目標3 すべての人に健康と福祉を  あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	目標11 住み続けられるまちづくりを  包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標8 働きがいも経済成長も  包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	目標17 パートナーシップで目標を達成しよう  持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる

※17の目標…国際連合広報センターホームページより。先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標のこと。

■SDGs の目標 17 項目

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





## 資料編

# 1 開成町地域福祉推進協議会 設置要綱

## (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく開成町地域福祉推進計画及び開成町社会福祉協議会を中心とした民間計画である地域福祉活動計画を一体的な計画として位置づけた開成町福祉コミュニティプラン（以下、「計画」という。）を策定するにあたり、町民の意見を広く求め計画に反映させるため、開成町地域福祉推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する事項。
- (2) 計画の達成状況の評価に関する事項。
- (3) その他計画の策定及び評価に関し必要な事項に関する事項。

## (組織)

第3条 協議会は、委員11人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民生委員児童委員協議会
- (3) 福祉当事者団体
- (4) ボランティア団体
- (5) 小田原保健福祉事務所足柄上センター
- (6) 開成町教育委員会
- (7) 保護司・更生保護女性連絡協議会
- (8) 公募による町民代表

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第7条 協議会の庶務は、地域福祉担当所管課において処理するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 開成町地域福祉推進協議会設置要綱第4条第1項の規定にかかわらず、この告示による改正後の開成町地域福祉推進協議会設置要綱第3条第8号の規定により令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に委嘱される委員の任期は、当該期間の末日までとする。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の開成町地域福祉推進協議会設置要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

## 2 開成町地域福祉推進協議会 委員名簿（令和8年3月時点）

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

選出区分		選出母体	氏名	備考
1号	学識経験者		谷山 牧	
2号	民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会	瀬戸 俊彦	会長
3号	福祉当事者団体	開成町身体障害者福祉協会	遠藤 伸一	副会長
		心身障がい児者と家族の会 かるがも	村山 里美	
		老人クラブ連合会	小川 周作	
4号	ボランティア団体	開成町チャレランサークル	井原 尚風	
5号	小田原保健福祉事務所足 柄上センター	小田原保健福祉事務所 足柄上センター	金田 友伸	
6号	開成町教育委員会	開成町教育委員会	村岡 謙治	
7号	開成町保護司・更生保護 女性会	開成町保護司・更生保護 女性会	府川 雅子	
8号	公募による町民代表		福井 寛暉	

### ■事務局

開成町福祉介護課	課長	中戸川 進二
	副主幹	輿石 佳那子
開成町社会福祉協議会	事務局長	高橋 政幸
	主幹	小野 洋美

### 3 開成町地域福祉推進協議会 検討結果

年月日	会議名等	内容
令和6年 11月1日～ 11月15日	令和6年度第1回 地域福祉推進協議会 (書面会議)	(1) 計画の概要について (2) アンケート調査票について
令和7年 6月16日	令和7年度第1回 地域福祉推進協議会	(1) 地域福祉推進協議会の設置について (2) 開成町福祉コミュニティプランについて (3) アンケート・団体ヒアリング結果について
令和7年 11月12日	令和7年度第2回 地域福祉推進協議会	(1) 福祉コミュニティプラン素案について (2) 次回会議について (3) 意見集約について
令和7年 12月18日	令和7年度第3回 地域福祉推進協議会	(1) 福祉コミュニティプラン案について (2) パブリックコメントについて
令和8年 2月1日～ 3月3日	パブリックコメントの実施	

**開成町福祉コミュニティプラン**  
**開成町第5期地域福祉計画**  
**開成町社会福祉協議会第7次地域福祉活動計画**  
**令和8年3月**  
**発行 開成町／開成町社会福祉協議会**

---

開成町福祉介護課  
〒258-8502  
神奈川県足柄上郡開成町延沢 773 番地  
電話：0465-84-0316

開成町社会福祉協議会  
〒258-0021  
神奈川県足柄上郡開成町吉田島 1043 番地1  
開成町福祉会館  
電話：0465-82-5222